



TOYOTA CITY
2nd Educational Administration Plan

豊田市 教育行政計画

計画期間:平成25年度～平成29年度

多様な市民一人ひとりが自ら学び、
人と地域が共に育ち合う教育の実現を目指して



地域ぐるみの教育に向けて

豊田市教育委員会 教育長 笠井 保弘



平成 15 年 3 月に豊田市教育行政計画を策定してから 10 年、平成 20 年 3 月に同計画を改訂してから 5 年が経過しました。教育委員会では、この間、7 つの重点プロジェクトを始め様々な施策を実施し、教育環境の充実に努めてまいりました。今回、これまでの教育行政の成果と課題をふまえ、社会情勢の変化や教育を取り巻く新たな課題に対応するため、次の 5 年の教育行政の指針となる「第 2 次豊田市教育行政計画」を策定いたしました。

この計画では「多様な市民一人ひとりが自ら学び、人と地域が共に育ち合う教育の実現」を基本理念に、本市に住む人、本市で働く人、本市で学び・育つ人などが、生涯を通じて、主体的に、教育・学習活動、文化・スポーツ活動などに取り組むとともに、地域の中で人々が交流し、育ち合うことにより市民と地域社会が共に発展していくことを目指しています。

これからの教育は今まで以上に地域力や市民力を生かして、市民総ぐるみで教育を推進していかなければならないと感じています。学校や行政だけでなく、家庭、地域も含めた共働により、計画の実現に取り組んでいくことが不可欠です。こうしたことから本計画では「地域ぐるみの教育」をキーワードに掲げ、11 の重点テーマを中心に教育の振興・発展に邁進していきたいと考えています。

最後に、本計画の策定にあたりまして、豊田市教育行政計画審議会の委員の皆様を始め、アンケートやパブリックコメントにご協力をいただいた市民の皆様から心から感謝を申し上げますとともに、今後の計画の推進にご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第2次豊田市教育行政計画策定に寄せて



豊田市長 太田 稔彦

本市では、第7次豊田市総合計画基本構想において「人が輝き、環境にやさしく 躍進するまち・とよた」を将来都市像に掲げ、「市民力」「地域力」「企業力」の3つの底力を生かし、安心して活力と魅力あふれるまちの実現に取り組んでおります。

めまぐるしく変化する社会や経済の中でも、子どもが将来に夢や希望を持ち、市民が本市に愛着と誇りを感じ、とよたの未来を創造していく力を育むために、教育は不可欠であり、今後、その役割はますます高まっていくと考えています。

こうした中で、これまでの豊田市教育行政計画は、学校教育だけでなく、次世代育成や生涯学習等の分野も含めた総合的な教育計画として、多くの市民の学びに貢献してまいりました。新たな教育行政計画では、このような部分は踏襲した上で、今の時代の課題を整理しながら、多様な立場の方々から意見をいただき、新しい時代を見据えた「基本理念」と「目指す人物像」、さらに「今後5年間で目指す教育の姿」を設定いたしました。また、その実現に向けて、家庭・学校・地域が一体となった「地域ぐるみの教育」で取り組んでいくことといたしました。

このため、この計画はすべての市民の皆様が関わるものであり、皆様には実現に向けた一層のご協力をぜひともお願いしたいと思います。豊田市としましても、教育委員会と力を合わせ、この計画の推進に努めていくこととお約束し、計画策定にあたってのごあいさつといたします。

目次

第1章 計画の趣旨

1 新たな教育行政計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	4
4 計画の全体構成	4

第2章 現状と課題

1 市の概況	5
2 学校教育に関する現状と課題	11
3 生涯学習・次世代育成に関する現状と課題	19
4 文化芸術・文化財に関する現状と課題	24
5 生涯スポーツに関する現状と課題	28
6 教育行政事務に関する現状と課題	31

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	34
2 目指す人物像	36
3 今後5年間で目指す教育の姿	37

第4章 重点テーマ

1 地域力を生かした学校支援の推進	40
2 学校教育の更なる充実	43
3 学校経営力の向上	46
4 学びのつながりを重視した教育の推進	49
5 環境・防災の教育と機能強化の推進	51
6 家庭教育力の向上	54
7 青少年に対する支援体制の強化・充実	57
8 ものづくり事業の更なる展開	60
9 文化芸術に係る人材育成と活用	63
10 市民力を生かした郷土愛の育成	65
11 市民のスポーツ活動への支援	67

第5章 施策体系

1 学校教育分野	72
2 生涯学習・次世代育成分野	95
3 文化芸術・文化財分野	106
4 生涯スポーツ分野	120
5 教育行政事務分野	132

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制	135
2 市民への公表	137

資料編	139
-----	-----

第1章 計画の趣旨

1 新たな教育行政計画策定の趣旨

国の教育振興基本計画（平成20年7月）においても示されているように、我が国の教育は、国民の高い熱意と関係者の努力に支えられながら、人々の知的水準を高め、社会の発展の基盤として大きな役割を果たしてきました。教育は一人ひとりが幸せに暮らすために、そして暮らしやすいまちをつくるために、大変重要な役割を担っています。

本市では、地方分権時代に対応し、地域の特性を生かした教育行政を主体的に推進するため、平成15年3月に「豊田市教育行政計画」を策定しました。その後、平成17年4月の7市町村の合併、平成18年12月の教育基本法改正、平成20年3月の第7次豊田市総合計画策定などの社会情勢の変化を踏まえ、平成20年3月に「豊田市教育行政計画 改訂版」を策定しました。

しかしながら、学習指導要領の改訂を踏まえた確かな学力の育成、家庭・学校・地域の連携・協力、学習成果の社会での活用を始め、教育を取り巻く様々な課題が指摘されています。また、少子化と超高齢社会の進行、一層のグローバル化の進展、知識が社会・経済の発展を駆動する知識基盤社会*の本格的な到来、地球温暖化問題を始めた環境問題への対応など、これまで以上に変化の激しい時代への対応が求められています。

そこで、「豊田市教育行政計画 改訂版」の計画期間が平成25年3月で終了することに伴い、教育をめぐる制度や社会情勢の変化に的確に対応し、将来に向けた新たな豊田市の教育目標や目指すべき姿を明確にすることを目的に、新たな教育行政計画の策定を行いました。

※文中に*が付いている語句は、資料編にて説明を掲載しています。

教育は、人格の完成を目指し、個性を尊重しつつ個人の能力を伸長し、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現する上で不可欠のものである。同時に、教育は、国家や社会の形成者たる国民を育成するという使命を担うものであり、民主主義社会の存立基盤でもある。さらに、人類の歴史の中で継承されてきた文化・文明は、教育の営みを通じて次代に伝えられ、より豊かなものへと発展していく。こうした教育の使命は、今後いかに時代が変わろうとも普遍的なものである。

同時に、今後の社会を展望するとき、特に以下のような観点から、教育への期待が高まっている。

社会が急速な変化を遂げる中であって、個人には、自立して、また、自らを律し、他と協調しながら、その生涯を切り拓いていく力が一層求められるようになる。全ての人に一定水準以上の教育を保障するとともに、自らの内面を磨くために、また、社会に参画する意欲を高め、生活や職業に必要な知識・技術等を継続的に習得するために、生涯にわたって学習することのできる環境の整備が課題となっている。

国際競争は今後更に激化することが予想される。このような中であって、我が国社会の活力の維持・向上と国際社会への貢献のためには、先見性や創造性に富む人材や卓越した指導力を持つ人材を幅広い分野で得ることが不可欠であり、その育成に当たり、教育に重要な役割が期待されている。

今後の人口減少や高齢化の中で、中長期的な趨勢として、国や地方公共団体などの「官」が直接提供する公共サービスは必要最小限のものへと一層重点化が進むとともに、「民」のセクターによる公益的な活動等への期待が高まることが予想される。

こうした状況の中で、個人の幸福で充実した人生と我が国社会の持続的な発展を実現するためには、社会を構成する個人が、社会を維持し、より良いものにしていく責任は自分たち一人一人にあるという公共の精神を自覚し、今後の社会の在り方について考え、主体的に行動することがこれまで以上に重要になる。

社会における人と人とのつながりを回復し、コミュニティを再構築していくことは、今後の我が国社会の大きな課題であり、教育の使命として、個人が自立的に社会に参画し、相互に支え合いながら、その一員としての役割を果たすために必要な力を養うことを、今後一層重視する必要がある。

2 計画の位置付け

この計画は、第7次豊田市総合計画を上位計画とする本市の教育分野の総合的な計画として、学校教育、生涯学習・次世代育成、文化芸術・文化財、生涯スポーツ、教育行政事務など、教育の全分野を対象とします。また、文化芸術振興計画、生涯スポーツプラン、子ども読書活動推進計画など各分野別計画の上位計画に当たり、それぞれの計画と整合を図っています。

なお、この計画は、教育基本法第17条第2項の「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とした規定に基づく計画でもあります。

図表 1-1 関連する計画の状況

年度 (平成)	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30～
総合計画	第6次総合計画 H13～19（7年間）					第7次総合計画 H20～29（10年間）										第8次 総合計画
教育行政 計画	教育行政計画 H15～24（10年間）										第2次教育行政計画 H25～29（5年間）					
						教育行政計画 改訂版 H20～24（5年間）										
文化芸術											文化芸術振興計画 H20～29（10年間）					
スポーツ	生涯スポーツプラン H13～22（10年間）					第2次生涯スポーツプラン H23～29（7年間）										
子ども 読書						子ども読書活動推進計画 H19～23（5年間）					子ども読書活動推進計画（第2 次）H24～29（6年間）					
生涯学習	生涯学習推進計画 H13～22（10年間）										（ H20年度時に「教育行政計画 改訂版」に H23年度以降の計画を統合済み ）					
次世代 育成	子どもスマイルプラン （次世代育成支援行動計 画）H17～21（5年間）					子ども総合計画 （兼）次世代育成支援行動 計画・後期計画 H22～26（5年間）										
	青少年プラン(前期) H14～18(5年間)					子どもスマイ ルプラン青少 年編										

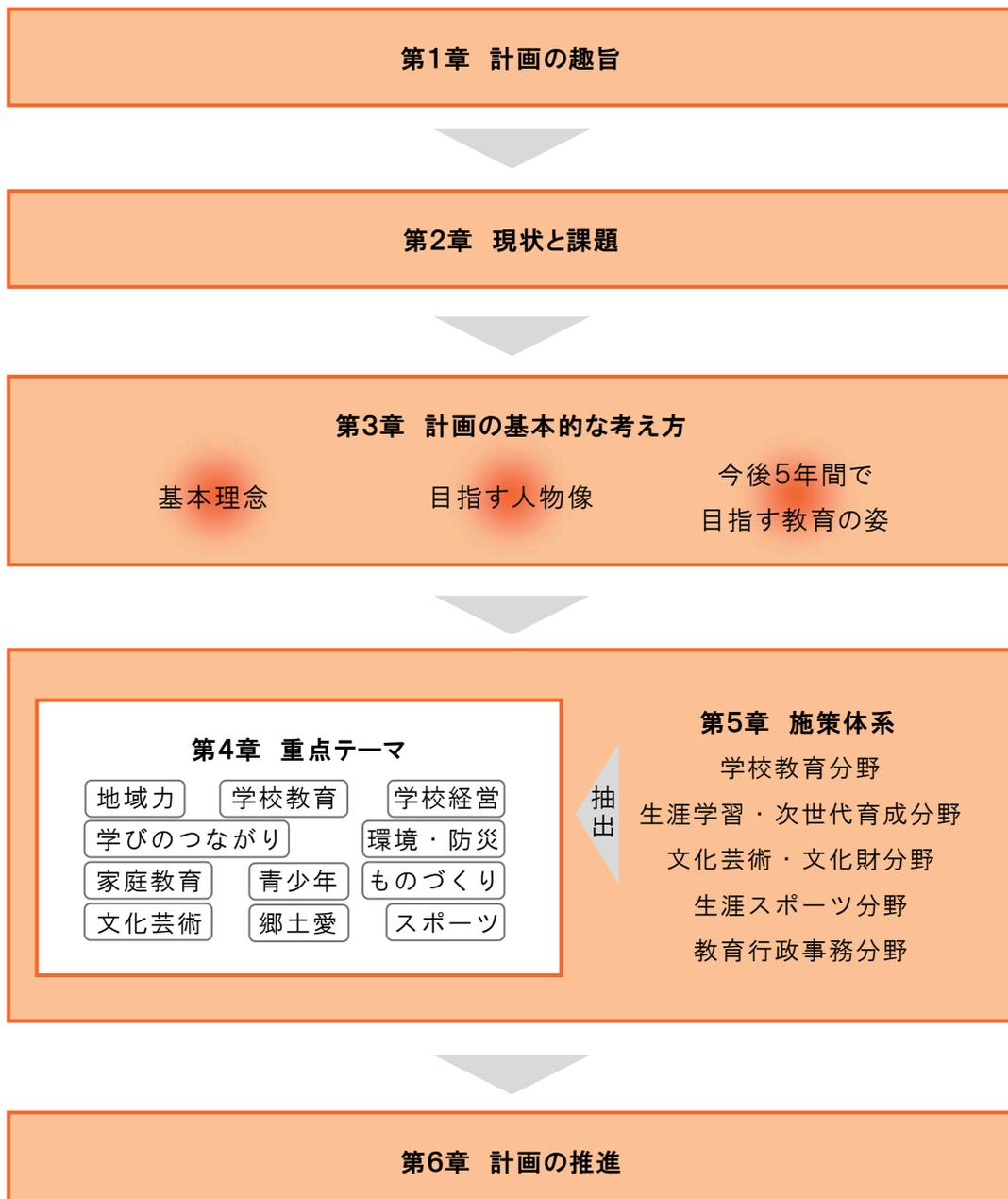
3 計画期間

国の定めた教育振興基本計画（平成 20 年 7 月）は、今後 10 年間を通じて目指す教育の姿を基本に、平成 24 年度までの 5 年間で目指す主な目標を定めています。そのため、平成 25 年度からの新たな 5 年計画が策定される予定です。

また、本市の教育行政計画の上位計画である第 7 次豊田市総合計画のみならず、教育委員会の様々な分野別計画の多くが平成 29 年度末までの計画期間となっています。

以上の関連計画との整合性に鑑み、今回の計画期間を平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間とします。

4 計画の全体構成



第2章 現状と課題

1 市の概況

(1) 位置・面積・地形

豊田市は、愛知県の北部に位置し、東西 49.36km、南北 33.37km で、面積は 918.47km² であり、愛知県の市町村で最も大きくなっています。豊田市役所は標高 36.7m ですが、市内には標高 1,000m を超える地域もあるなど、多様な地形・自然条件を有しています。

図表 2-1 豊田市の標高と河川の状況



資料：国土数値情報から作成

(2) 歴史

江戸時代の市域は、衣藩（後の拳母藩）、伊保藩、刈谷藩、岡崎藩や旗本領、寺社領（猿投神社領・隣松寺領など）が入り乱れる地域でした。

明治から大正にかけて、豊田市の前身である拳母町は養蚕・製糸業を中心に発展してきました。しかし、昭和に入って急速に需要が減少したことから、豊田自動織機製作所自動車部の誘致に取り組み、昭和 13 年にトヨタ自動車工業株式会社（現・トヨタ自動車株式会社）の拳母工場の誘致に成功し、「クルマのまち」として歩み始めました。その後、自動車産業が本格的に軌道に乗り始めたことから、昭和 34 年 1 月に市名を「豊田市」に変更しました。

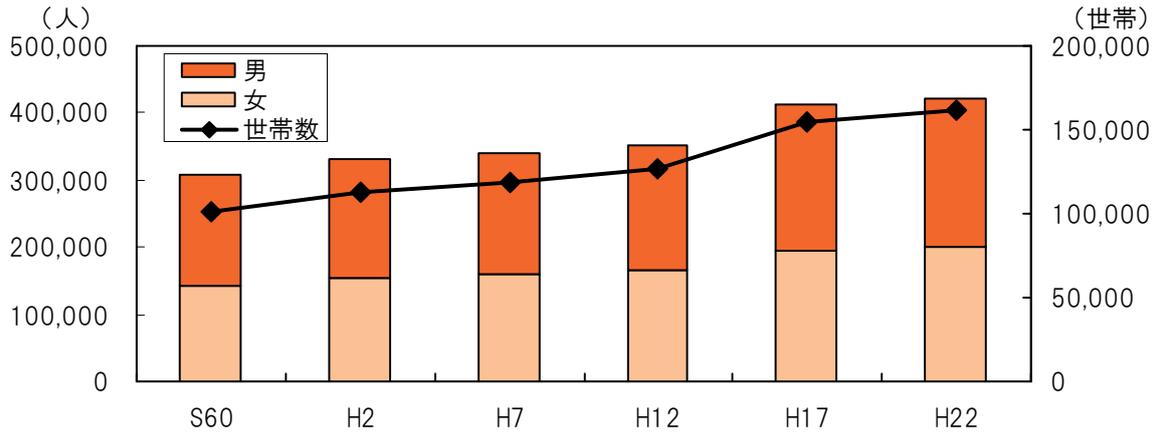
また、昭和 30 年から 45 年にかけて、高橋村、上郷町、高岡町、猿投町、松平町との合併を行いました。さらに、平成 10 年 4 月には、県内で初めて中核市に移行し、平成 17 年 4 月に、矢作川流域 7 市町村の合併により、多様な歴史・文化を有するようになりました。

(3) 人口と世帯

平成 22 年 10 月 1 日現在において、人口は 421,487 人、世帯数は 162,065 世帯となっており、ともに増加傾向で推移しています。

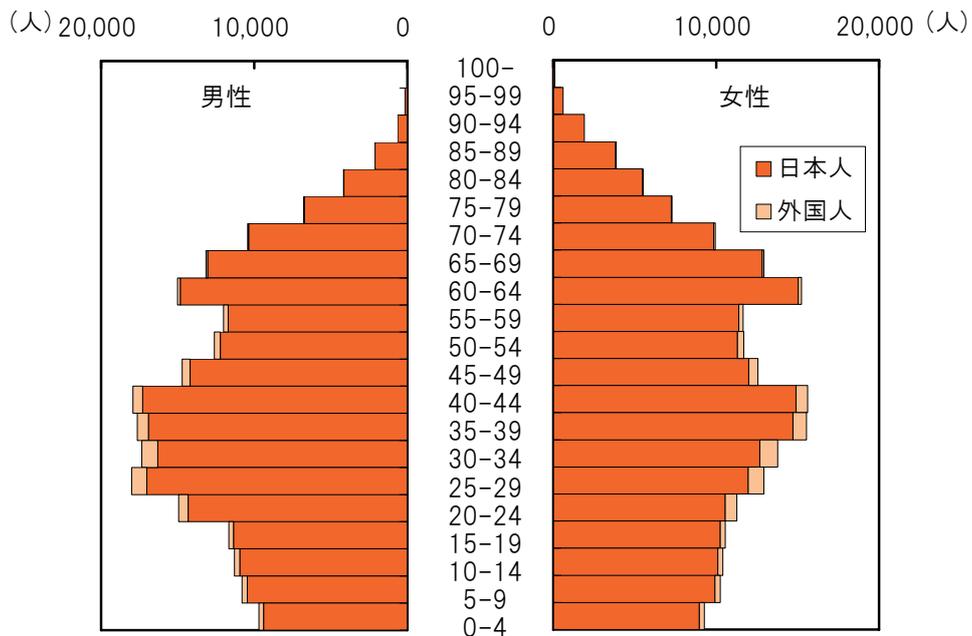
年齢別人口で見ると、20 歳代後半から 40 歳代前半と、60 歳代前半で多くなっています。性別では、20 歳代から 40 歳代までで特に男性の方が多くなっています。20 歳未満の外国人は 2,560 人で、同年齢人口の約 3% を占めています。

図表 2-2 人口と世帯の推移



資料：総務省「国勢調査」

図表 2-3 男女別年齢別人口



資料：住民基本台帳 (H24.10.1)

小学校区別の人口では、旧豊田市においては多くの小学校区で1万人を超えていますが、旧町村では1千人以下が多くなっており、地域によって大きな差が見られます。

今後の児童生徒数については、市全体としては若干の増加が見込まれています。ただし、旧町村では減少していく見込みです。

図表 2-4 小学校区別の人口



資料：住民基本台帳（H24.10.1）

図表 2-5 今後の児童生徒数の推計

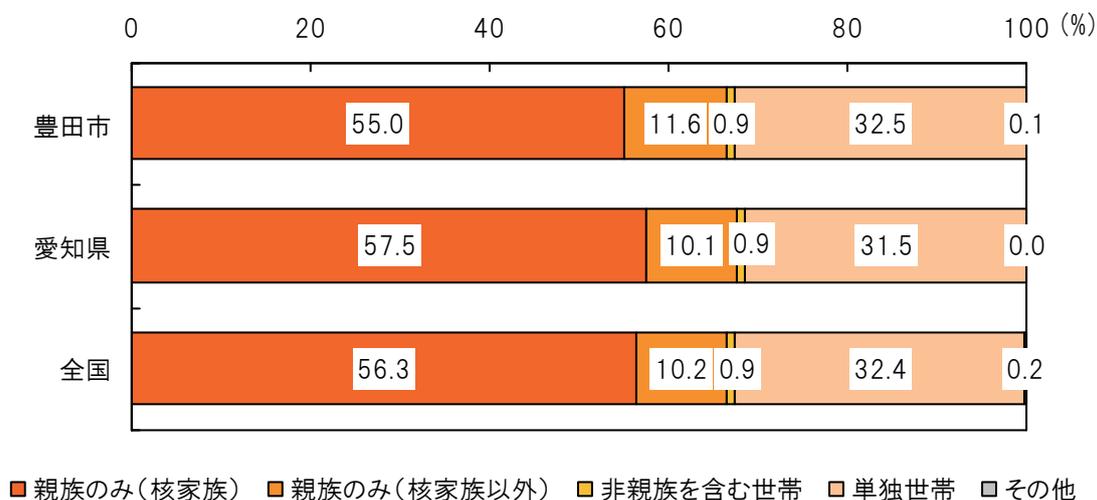
(単位:人)

年度(平成)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
旧豊田市	33,850	34,131	34,340	34,569	34,700	34,980	35,106
増減数(24年度比)	—	281	490	719	850	1,130	1,256
旧町村	3,719	3,567	3,408	3,254	3,105	3,003	2,878
増減数(24年度比)	—	-152	-311	-465	-614	-716	-841
合計	37,569	37,698	37,748	37,823	37,805	37,983	37,984
増減数(24年度比)	—	129	179	254	236	414	415

資料：児童生徒推計表（H24.5.1）

豊田市では、核家族が55.0%と最も多く、単独世帯（ひとり暮らし）が32.5%と次いで多くなっていますが、愛知県全体や全国と比べて大きな違いは見られません。

図表 2-6 世帯の構成

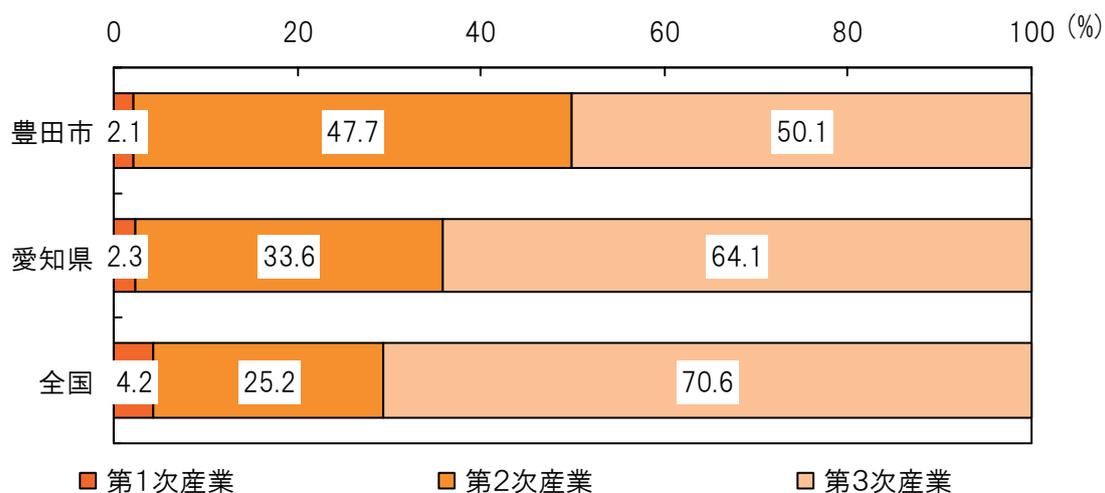


資料：総務省「国勢調査（H22）」

（４） 産業構造

豊田市では第2次産業（製造業・建設業など）の就業者が47.7%と愛知県全体や全国よりも大きく上回っており、製造業に従事する人の割合が多くなっています。

図表 2-7 産業別の就業人口

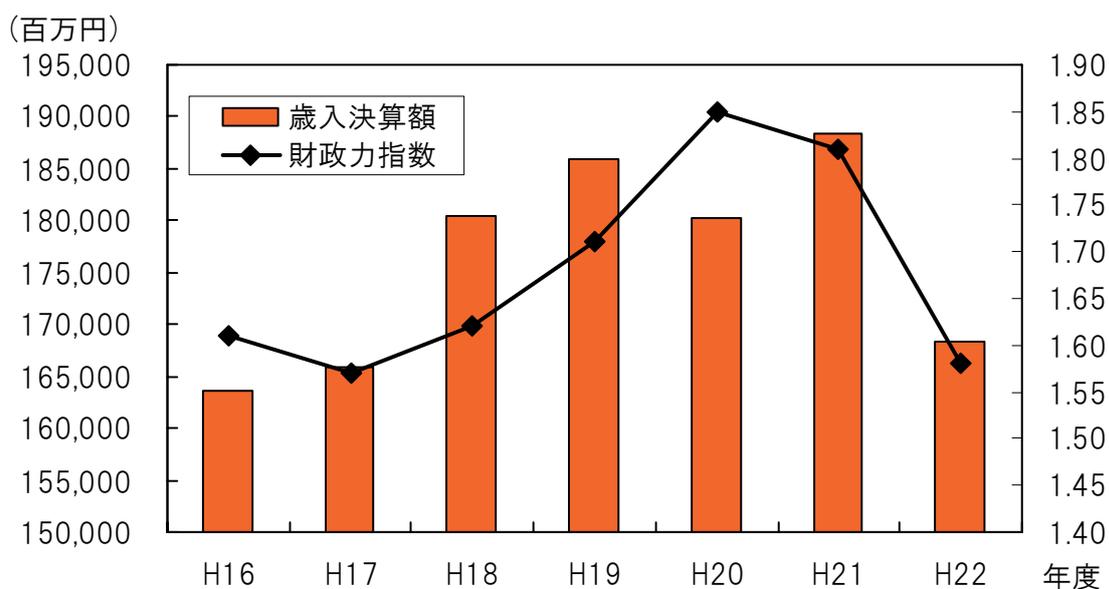


資料：総務省「国勢調査（H22）」

(5) 市の財政

平成21年度頃までは、増収基調で推移していましたが、リーマンショック、円高などの影響で、平成22年度には歳入と財政力指数*が共に大きく落ち込んでいます。

図表 2-8 歳入決算額と財政力指数の推移



*財政力指数は、過去3か年の平均値

資料：愛知県市町村課



(参考2) 中核市全体から見た豊田市の特徴

各種統計資料を基に、人口が同規模である中核市（41市）を対象に比較を行いました。

基礎データを見ると、人口については、64歳以下人口が全体の82.9%を占め、外国人の割合が3.4%を占めるなど、若い世代と外国人が多いことが特徴的です。市域を見ると、平成17年4月の合併により、中核市の中で3番目の広さになりました。

目的別歳出については、歳出全体に対する教育費が16.9%で、中核市の中で最も充実していると言えます。

学校教育について、児童生徒に対する教職員数は、それぞれ27位・18位で、平均値に近くなっています。1校当たりの児童数は32位で、児童数に対して学校数が多い傾向があります。

市内の学校の設置主体別の児童生徒数を見ると、市立が多い一方で、市立以外は少なく、特に小学校は全て市立です。

生涯学習関連では、図書館蔵書冊数や体育館面積などは中核市の中で上位であり、施設面では充実していると言えます。

図表 2-9 中核市行政水準データ

基礎データ	人口(住民基本台帳登録人口)	0-14歳人口比率	15-64歳人口比率	65歳以上人口比率	外国人登録者数	行政区画面積
豊田市	408,257人	15.3%	67.6%	17.1%	14,249人	918.47km ²
中核市の平均	410,694人	13.8%	63.9%	22.3%	5,232人	467.50km ²
豊田市の順位	19位	2位	1位	41位	3位	3位

目的別歳出(平成22年度決算)	教育費	歳出合計に対する構成比
豊田市	27,366百万円	16.9%
中核市の平均	16,801百万円	10.8%
豊田市の順位	1位	1位

学校教育	小学校教職員数に対する児童数(市立)	中学校教職員数に対する生徒数(市立)	小学校数に対する児童数(市立)	中学校数に対する生徒数(市立)	小学校児童数(市立以外)	中学校生徒数(市立以外)
豊田市	15.6人/人	14.5人/人	338.5人/校	462.9人/校	0人	279人
中核市の平均	16.3人/人	14.1人/人	416.0人/校	432.9人/校	557人	1,167人
豊田市の順位	27位	18位	32位	20位	32位	33位

生涯学習	人口当たり図書館蔵書冊数	人口当たり公民館数	人口当たり体育館面積	公会堂・市民会館大ホール収容定員
豊田市	3.8冊/人	63.9館/百万人	130.5m ² /千人	3,855人
中核市の平均	2.2冊/人	70.7館/百万人	62.8m ² /千人	3,044人
豊田市の順位	2位	21位	1位	9位

資料：中核市都市要覧（平成23年度）

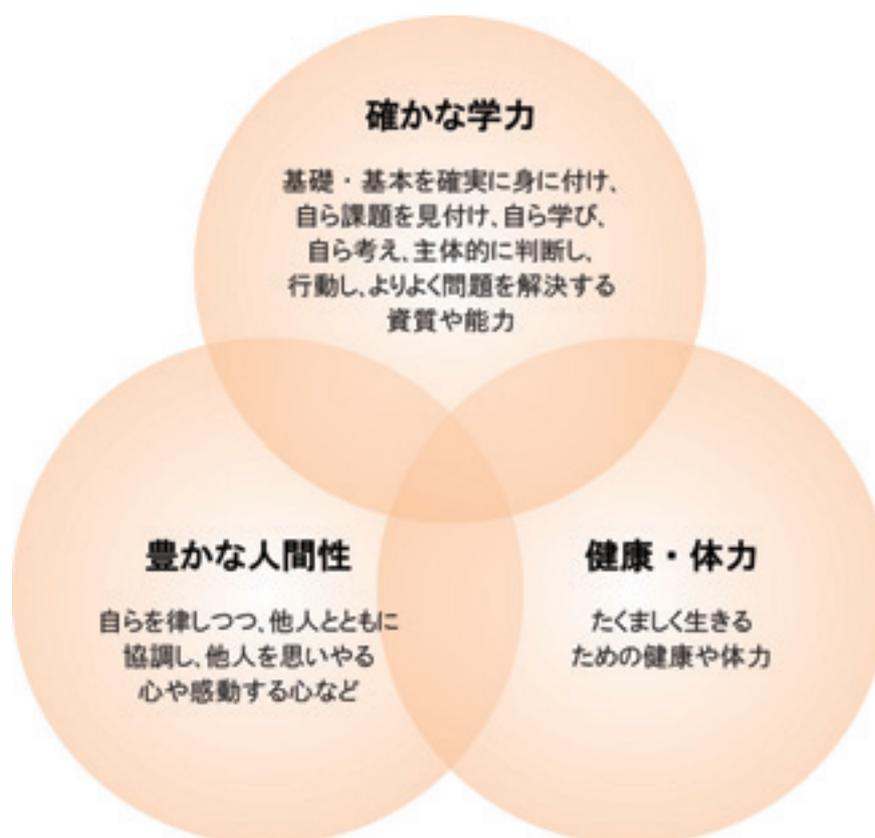
2 学校教育に関する現状と課題

(1) 国の動向

平成18年12月の教育基本法の改正を踏まえ、小中学校の学習指導要領が改訂され、小学校は平成23年4月から、中学校は平成24年4月から全面実施されています。ここでは、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」をより一層育むことを理念としています。改訂のポイントとしては、確かな学力の育成に焦点が当てられ、『「ゆとり」か「詰め込み」かではなく、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成との両方が大切で、それぞれの力をバランスよく伸ばしていく』とされています。また、理数の力・伝統や文化に関する教育・外国語教育・道徳教育・体験活動などの充実、授業の時間数の増加、家庭・学校・地域の連携・協力が示されています。

図表 2-10 学習指導要領の理念－「生きる力」

「生きる力」とは、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランスのとれた力



参考：文部科学省 HP http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/pamphlet/index.htm

平成 20 年 7 月に閣議決定された教育振興基本計画においては、今後 10 年間を通じて目指すべき教育の姿について、「義務教育修了までに、全ての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる」「社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる」とし、今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示しています。

教育振興基本計画（今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策）

- 確かな学力の保証
- 豊かな心と健やかな体の育成
- 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
- 手厚い支援が必要な子どもの教育の推進
- 地域全体で子どもたちを育む仕組みづくり
- キャリア教育*・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進
- 大学等の教育力の強化と質保証
- 卓越した教育研究拠点の形成と大学等の国際化の推進
- 安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障

（2）市の取組

（ア）幼児教育について

国の保育所保育指針・幼稚園教育要領の改訂に伴い、平成 21 年度に保育課程・指導計画を、子どもの生活や発達連続性、子どもの人権、子育て支援などを踏まえて編成し、全園に配布しました。

（イ）小中学校について

平成 23 年度からの新学習指導要領の完全実施に伴い、豊田市版教育課程の編成に取り組んでいます。二学期制の定着、市独自の少人数学級の取組、市独自の補助員（体力向上・情報教育・心の相談など）の配置、全国学力・学習状況調査や標準学力検査の結果を踏まえた市独自の授業プランの作成など、教育環境の充実に取り組んでいます。また、職場体験学習などのキャリア教育、食育の推進、学校図書館司書の配置など、多様な観点から教育環境の充実を図っています。

スクールカウンセラー*の配置拡大、不登校対策強化補助教員の充実、特別支援教育における個別の教育支援計画の作成率の上昇など、きめ細かな支援を充実させています。

安全・安心な学校づくりに向けて、全小中学校で地域安全ボランティア（スクールガード）が組織されており、地域住民・保護者との共働*による学校防犯に取り組んでいます。学校施設については、平成 20 年度に構造体*の耐震化は完了し、防犯カメラも全校に設置しました。

〔ウ〕国際化について

小学校高学年では外国語活動の授業に対応して、各小学校に外国語活動推進者を置き、外国語活動プランの配布、ALT*の加配などを行っています。また、帰国児童生徒・海外出国児童生徒への教育支援を続けるとともに、学校日本語指導員の増員と資質向上に取り組むなど、外国人児童生徒に対する教育支援やその保護者に対する支援を行っています。

〔エ〕情報化について

平成20年度に児童生徒の情報リテラシー*基準とICT*利活用の手引を作成し、それを踏まえて各学校でコンピュータ利用計画を作成しました。校内LAN*や学校WAN*の構築を実施し、電子黒板*やデジタル教材を活用した授業や都市と中山間地域の学校の交流などが行われています。教職員向けでは、校務システム*を導入し、事務処理の省力化・効率化を図っています。

〔オ〕学校運営について

組織マネジメント研修の実施拡大、教職員評価制度の実施、教員自己評価・保護者アンケート・学校関係者評価を含む学校評価システムの確立など、より良い学校運営に向けて体制を整備しています。

全27中学校区に設置されている地域教育懇談会を継続的に開催し、地域と共に歩む学校づくりの推進に取り組んでいます。平成20年度に市内8大学と教育連携に関わる覚書を交わし、教師養成講座、学生ボランティアの活用などを実施しています。

学校規模適正化の推進については、基本方針に基づきより良い学習環境を提供することを目的に地域住民との協議を重ねた結果、小規模校2校（藤沢小学校（平成21年度）、築羽小学校（平成23年度））の統廃合を行いました。

（3） 現状と課題

〔ア〕確かな学力の向上

豊田市の教育に関するアンケート調査（平成23年度）によると、小中学校に期待する役割として、市民、保護者は「基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせること」との回答が最も多くなっています。教員、校長・教頭は「児童生徒が興味を持てるような、楽しく、分かりやすい授業をすること」を大切に考えています。標準学力検査の得点率・通過率は全国平均を上回っています。

一方、「授業を好き」と感じる児童生徒の割合は若干減少しており、子育て支援に関する市民意向調査（平成20年度）では小中学生ともに「勉強のこと」が不安との回答が多く見られます。また、「授業の内容が難しすぎる」と感じることもあるとの回答は小中学生ともに5割を超えています。授業に対する児童生徒の理解度は「半分程度」という教員の回答が3割近くに達しており、その割合は中学生の方が大きくなっています。

分かりやすい授業、一人ひとりに応じた指導について課題が見られ、確かな学力の向上に取り組む必要があります。

(イ) 豊かな心と健やかな体の育成

児童生徒の指導で大切と思うことについて、保護者、教員、校長・教頭で「ルールを守る、思いやりの心を持つ、目標に向かって努力することなど、人として大切なことを教えること」の回答が最も多くなっています。また、学校に期待する役割として、「思いやりや優しさなどの心を育てること」「ルールや決まりを守ることを身に付けさせること」など、徳育に関する期待が見られます。また、学校には「いろいろな人と協力する力」「自発性や新しいことにチャレンジする意欲」「コミュニケーション能力」を始め、多様な期待が寄せられています。

学力だけでなく、豊かな心と健やかな体の育成も含め、生きる力をより一層育むことが求められています。

(ウ) 子ども一人ひとりが安心して楽しく生活できる学校づくり

学校生活について、「満足」と回答する児童生徒は、前回と比べて増加しています。満足の理由の多くは「友達」であり、次いで「部活動」があげられます。また、不登校児童生徒の人数、いじめの発件数は減少しています。一方、学校生活への不満の理由としては「楽しいと思うことがない」と回答する児童生徒が多く見られます。

学級運営、特別活動、部活動、友達関係も含めて、子ども一人ひとりが、学校生活を楽しんでいると感じる時間をつくっていく必要があります。

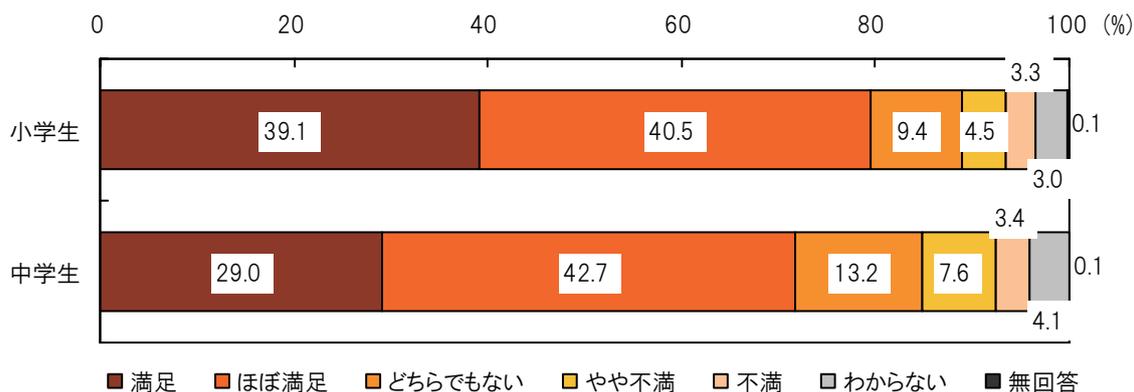
給食については、児童生徒、保護者から「おいしさ」「多様なメニュー」「栄養のバランス」などから「満足」「ほぼ満足」の回答が多く、中学生で「満足」の割合が増加するなど、一定の評価を得ています。子どもたちの健康と健やかな成長のため、今後も学校給食の充実を図る必要があります。

中学校のクラスの望ましい人数については、保護者、教員、校長・教頭ともに「30人程度」が最も多くなっています。小学校は、教員で「25人程度」が最も多いなど、中学校と比べてクラスの規模をそれほど大きくしないことが望まれています。

クラスは子どもたちの社会性を育む場ということもあり、一定の人数は必要と考えている保護者が多く、引き続き学習環境の向上を検討していく必要があります。

施設の整備では、通学路については着実に整備が進んでいますが、校舎などの改修、トイレの再整備については、進捗が遅れています。このため、更に安全で安心して学習できる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

図表 2-1-1 学校生活の満足度

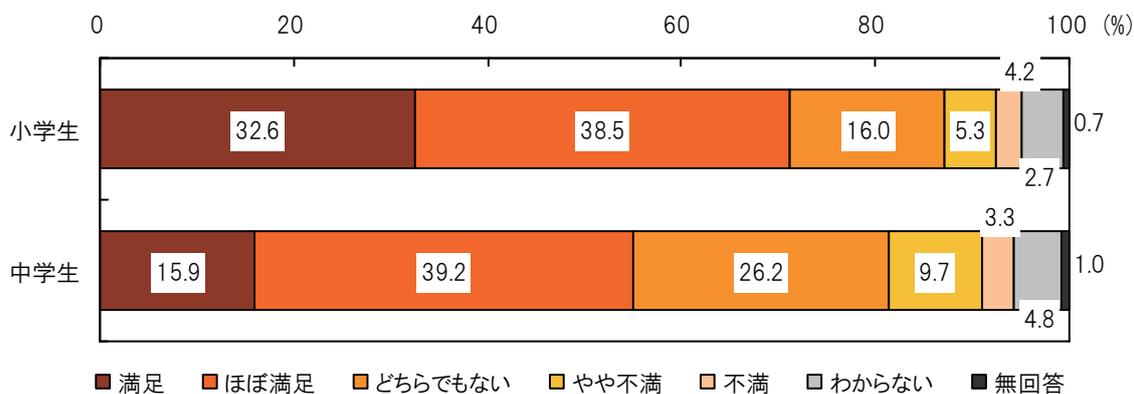


図表 2-1-2 学校生活の満足度の理由（中学生）

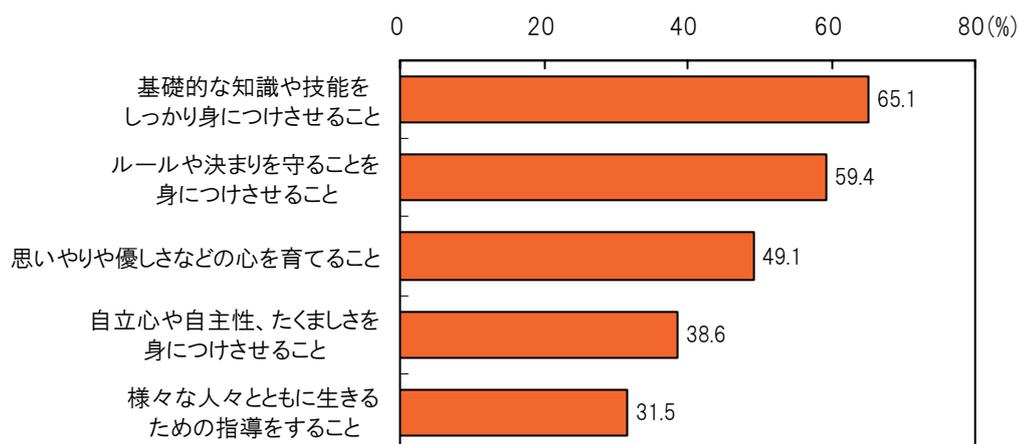
満足の原因		不満の原因	
友達といっしょに遊んだりするのが楽しいから	62.6%	楽しいと思うことがないから	26.6%
部活動が楽しいから	16.3%	勉強がよく分からないから	18.4%
なんとなく	9.9%	ゆとりや自由がないから	18.1%

※ 上位3項目

図表 2-1-3 授業の満足度



図表 2-1 4 学校に期待する役割（市民）



資料：豊田市「教育に関するアンケート（H23）」

（エ）将来を考える教育、情報化、国際化等、今日的な課題への対応

特色ある教育活動に対しては、学校が伝統や地域性、児童生徒の実態や願いを生かした特色ある教育活動を行っていく「チャレンジ&ドリーム」推進事業などに取り組んでいます。

「社会的・職業的自立支援」を豊田市の教育の特色とすべきとの回答も多く、中学生は「職場体験」「適性を考える機会」「希望する仕事に就くための方法」などの機会や情報を得たいと回答しています。審議会においても、自分の将来を切り開いていくたくましさ、新たな社会を創造していく力の育成や、ニート・ひきこもりなど学校卒業後も困難を有する子ども・若者への支援の重要性が指摘されました。

国際化・多文化共生について、国際理解に関する活動を実施している小中学校は6割を超えています。アンケート調査では、英語・英会話・国際理解教育などを求める保護者が多く見られます。

情報化については、児童生徒の9割近くがパソコンを「使える」と回答しており、ICTの活用が広がっています。こうした中、子どものインターネットなどの利用については、保護者から、「個人情報の流出」「思ってもいない料金の加算」「ブログやメールばかり気にしていること」「有害情報を見ること」などの懸念があげられています。

食育については、児童生徒の認知度はやや高まっていますが、一層の理解を図る必要があります。

こども園・幼稚園と小学校の連携・交流教育、小学校と中学校の連携・交流教育については、多くの園と学校で導入されています。小中一貫教育については、「小中一貫までは必要ないが小中の教職員の連携や交流」と考える人が教員で6割強、校長・教頭では約7割で、連携を求める考えの人が多くなっています。保護者、教員、校長・教頭の約3割は小中一貫教育を進めるべき、進めてもよいとの回答も見られました。7割以上の中学生が中学校への進学時に不安を感じたと回答しています。このため、その不安の軽減やそれぞれの教育段階を更に円滑につなぐ方策、カリキ

ユラムの在り方などを検討する必要があります。

このように、将来を考える教育、情報化、国際化、食育、園小中の連携など、今日的な課題に対応していく必要があります。

〔オ〕地域と協力した学校教育の推進

審議会において、社会全体が一体となって教育に取り組んでいくことが必要であることや、地域住民の学校への協力、地域活動への学校の協力の双方が重要との指摘を受けています。アンケート調査によると、教員、校長・教頭は、地域住民に、学校の様々な行事・活動への参加を期待しており、8割以上の市民、9割以上の保護者が参加してもよいと思う行事や活動があると回答しています。ただし、市民や保護者の学校への協力のイメージは授業参観や登下校の見守りなど限定的であるため、まずは地域と協力した学校教育の多様な可能性について市民や保護者に情報提供していく必要があります。

学校施設の他目的利用については、児童生徒の教育に影響を与えない範囲で進めてもよいという回答が保護者、教員、校長・教頭ともに6割を超えています。さらに、地域との交流が図られるため、積極的に進めるべきとの回答も見られます。学校施設の地域開放、学校以外の施設との複合化などについて検討を進めていく必要があります。

〔カ〕教職員への支援

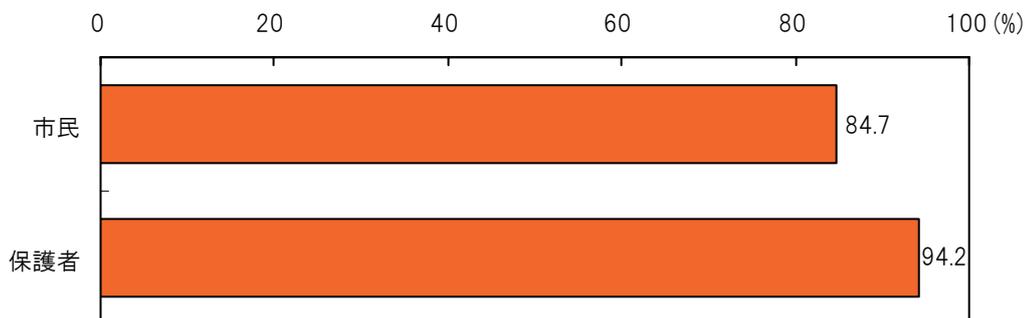
現在の学校教育の問題点として、市民から「教師の立場が弱い」との回答が最も多く、教員への支援や学校組織の在り方を検討していく必要があります。

教職員の研修について、そのレベル・回数について「適当である」との回答が多く、研修の内容については、「学級経営」「教科指導」「生徒指導・生徒理解」「カウンセリング」を求める教員、校長・教頭が多くなっています。

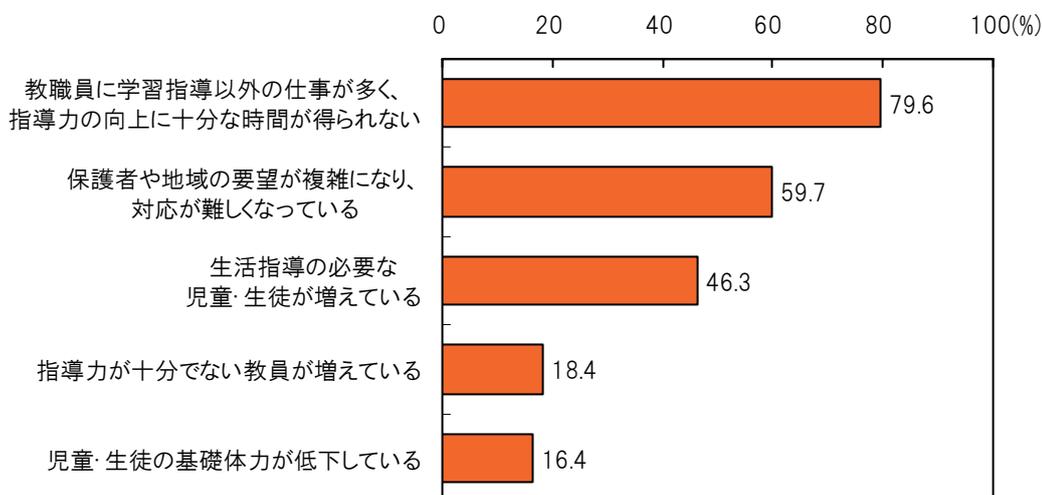
教育委員会による学校への専門的な支援については、「不登校・ひきこもり」「発達・特別支援教育」「保護者からの理不尽な要求」への対応を望む教員、校長・教頭が多く見られます。

教員の約9割が「ほとんど毎日忙しい」「忙しい日が多い」と回答しており、「一人ひとりに応じた学習指導」「障がいなどで配慮の必要な児童生徒」「生活指導の必要な児童生徒」が増加している、「校務の仕事」「教材の研究・作成」「事務処理」などに時間を要していると回答されています。本来の役割である児童生徒に向き合える時間を増やすため、教材を含めた各種情報の共有化と活用、効率的・効果的な学校事務の推進などを図っていく必要があります。

図表 2-15 学校等と協力したり、参加したりしてもよい活動があると答えた人の割合



図表 2-16 学校運営上の課題（校長・教頭）



資料：豊田市「教育に関するアンケート（H23）」

〔キ〕学校規模適正化の推進

平成 24 年度現在、小学校 74 校中、6クラス未満の学校は 10 校、25 クラス以上の学校は 9 校となっています。小規模校については、きめ細かな指導ができるなどの良さがある反面、人間関係が固定化し、集団活動での学び合いが難しいなどの課題があります。また、大規模校については、様々な人間関係の中で切磋琢磨しながら力を伸ばせる反面、個人が大勢の中に埋没してしまい、いじめや問題行動の土壌も生まれやすいなどの課題があります。

小規模校、大規模校それぞれの良い点を生かし、課題を解消すること、また、地域の特性に配慮し、住民の合意形成を図ることを念頭におきながら、学習環境の向上のために、引き続き学校規模適正化の推進を図っていく必要があります。

3 生涯学習・次世代育成に関する現状と課題

(1) 国の動向

生涯学習については、教育基本法の改正を踏まえ、平成20年2月に中央教育審議会において、「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」が答申されています。この中で、個人の要望や社会の要請から一人ひとりの生涯を通じた学習を支援し、その学習成果を活用することにより社会全体の教育力が高まり、新たな学習の需要が起こる、知の循環型社会の構築が示されています。

図表 2-17 中央教育審議会答申の主なポイント

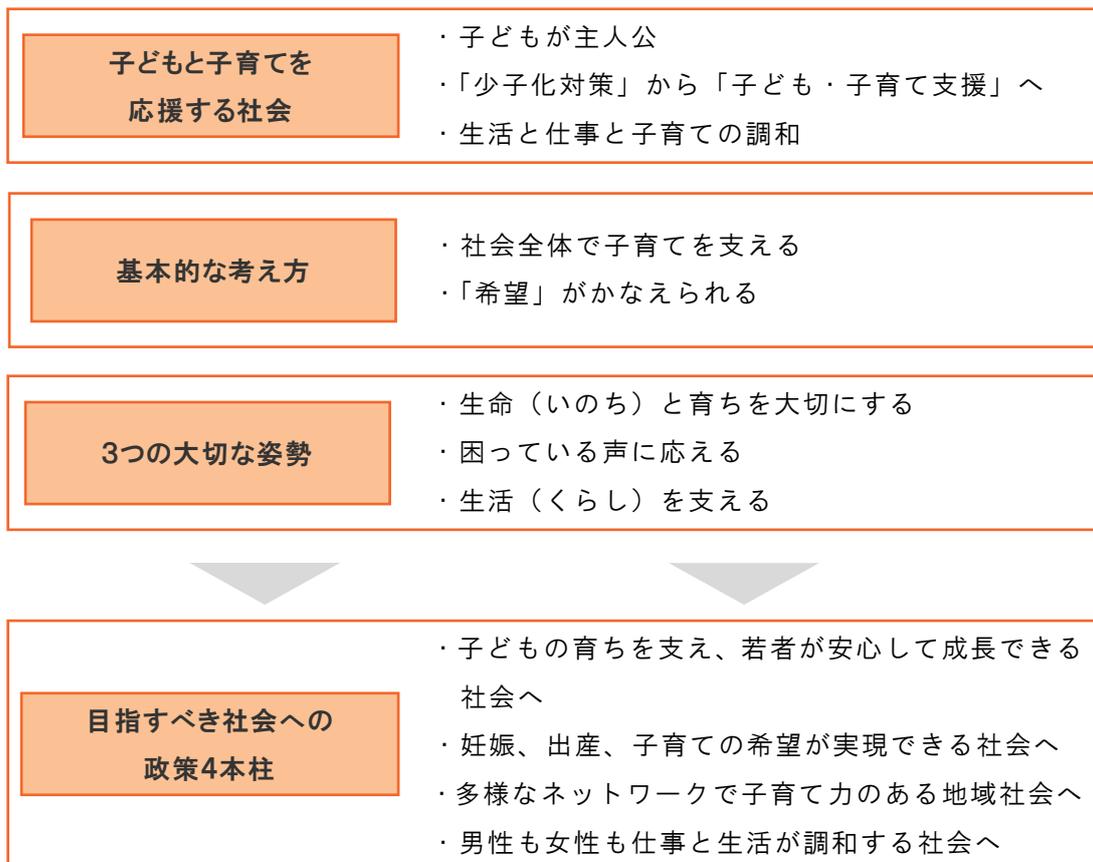


参考：文部科学省HP

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_jcsFiles/afieldfile/2010/03/01/1216827_1.pdf

次世代育成については、平成 15 年 7 月に次世代育成支援対策推進法が制定され、次代の社会を担う子どもを育成する家庭への支援、そして、子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境整備に向けて、国、地方公共団体、事業主などによる取組が行われています。なお、少子化社会対策基本法に基づき、平成 22 年 1 月に子ども・子育てビジョンを定めており、「子どもが主人公」「少子化対策から子ども・子育て支援」「生活と仕事と子育ての調和」という方向性を持ち、子どもと子育てを応援する社会をつくることを目指しています。

図表 2-18 子ども・子育てビジョン



参考：内閣府HP <http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/pdf/gaiyo.pdf>

(2) 市の取組

(ア) 生涯学習について

身近な学習拠点、交流拠点、まちづくり拠点である交流館を1中学校区1交流館の整備方針に基づいて、2館（稲武・藤岡南）を新たに開設しました。また、交流館の利用基準の見直しなどにより、地域人材が活躍できる環境づくりを整備しました。図書館においては、子ども読書活動推進計画に基づき、ブックスタート事業の実施、読み聞かせボランティアの養成、おはなし会の開催（176回：平成23年度

実績)など、読書活動の充実を図っています。

(イ) 次世代育成について

平成 19 年度に子ども条例を制定し、平成 21 年度に豊田市子ども総合計画(新・とよた子どもスマイルプラン)を策定し、子どもの意見や考えを聴くための子ども会議を開催するなど、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に推進しています。

地域子育て支援センター・こども園・交流館などで子育て家庭の集いや支援の場をつくり、延べ約 27 万人(平成 23 年度実績)の利用が見られます。また、平成 23 年度から、親子のコミュニケーションの大切さを再認識し、親子の会話やふれあいの機会を確保するため、スマイルおやこキャンペーンを開始しました。市民、地域、企業、行政が特色を生かして共働する全市的なキャンペーン展開とすることを目指し、取組を進めます。

パークとよた(青少年相談センター)や青少年センターにおいては、不登校やニートなど困難を有する子どもやその保護者の支援が行われています。

(ウ) ものづくり文化の醸成について

平成 20 年度に学校のカリキュラムの中で自然・科学・匠を体験するものづくり教育プログラムを小学校で開始しました。同時にものづくりサポーターの募集・登録を行い、平成 21 年度には拠点施設であるものづくりサポートセンターを開設するなどものづくり活動を支える仕組みづくりを行っています。

(3) 現状と課題

(ア) 生涯学習環境の充実

アンケート調査によると、過去3年間で、講座や教室などの生涯学習を行った市民は約3分の1です。

交流館の年間利用者は、5年間で3割以上増加しています。利用しない理由としては「知らない」「特に理由はない」などの回答が見られるため、今後も交流館の取組の充実を図るとともに、市民にその情報を提供していく必要があります。

図書館についても、蔵書冊数の充実、交流館内の図書室とのネットワークの構築などから、利用者数・貸出冊数が増加しています。これまでの取組を基礎として、情報化の進展に対応しながら、地域や住民にとって役立つ図書館づくりに取り組んでいく必要があります。

(イ) 家庭や地域の教育力の向上

アンケート調査によると、「朝食を食べていない日がある」「平日に寝る時間が遅い」など、児童生徒の生活に乱れが見られます。朝食を食べていない生徒は「何となく授業に集中できない」の回答率が高いなど、基本的な生活習慣と学力や学校生活の充実の関連がうかがわれます。「テレビ・ビデオ」「ゲーム」「携帯電話」などを、長時間している児童生徒が見られます。また、「しつけ」「多様な体験の提供」「甘や

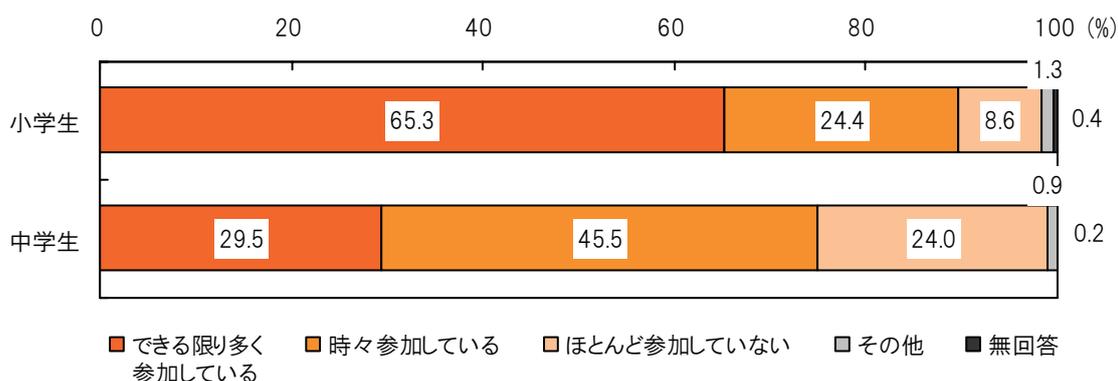
かしたり、干渉し過ぎる」など、家庭の教育力の低下が保護者や教員などから指摘されています。審議会においても、親の意識向上や家庭教育の支援が必要との意見がありました。

子どもが育ち学ぶ最も基本的な場所として、家庭教育力の向上に取り組むことが必要です。

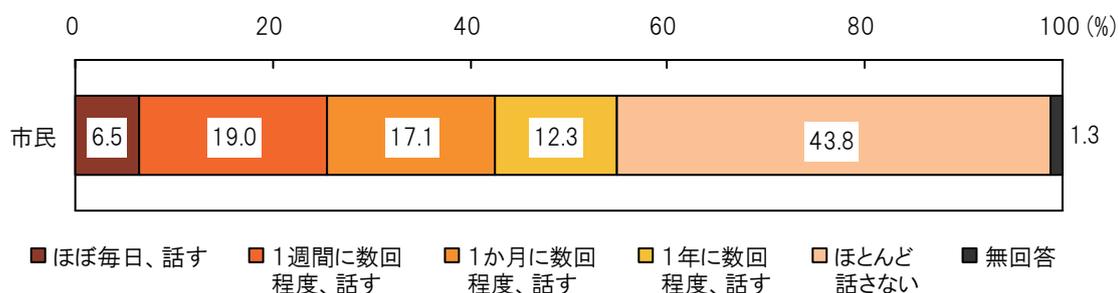
中学生は小学生と比べて「部活動」「学習塾」が増加していますが、文化活動や地域でのスポーツ、地域活動などは減少し、多様な社会経験を積む機会が縮小していることが懸念されます。地域は子どもの教育について、「郷土愛や地域文化の継承」「いろいろな人と協力する力」「コミュニケーション能力」の役割が期待されています。ただし、近所の子どもと「ほとんど話さない」市民が4割を超えるなど、その基礎となる子どもとの関わりは限定されています。

地域の教育力の向上を図るため、地域に開かれた教育環境づくりに取り組む必要があります。

図表 2-19 地域の行事や活動への参加状況



図表 2-20 近所の子どもとの会話(市民)



資料：豊田市「教育に関するアンケート（H23）」

(ウ) 子ども・若者の自立支援

子ども総合計画に関する高校生アンケートによると、悩みや不安について最も回答率が高いのは「自分の将来のこと」でした。また、実施すべき教育の分野として、「社会的・職業的自立支援」が市民や校長・教頭で上位となっています。このように子ども・若者の自立について、支援の在り方を検討していく必要があります。

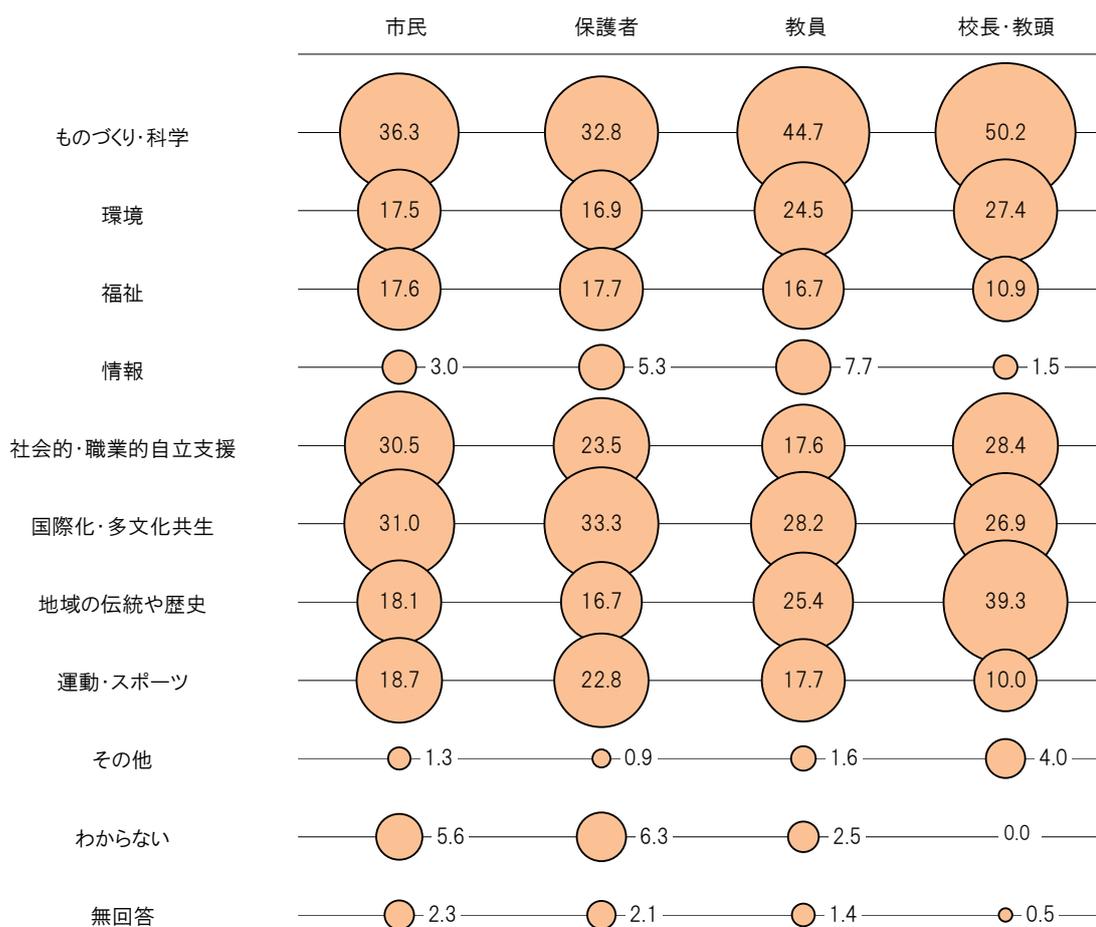
愛知県によると、市内のひきこもり者数は約 2,700 人と推計されるなど、支援を受けられていない困難を有する子ども・若者に注目し、きめ細かな支援体制をつくっていく必要があります。

(エ) ものづくり精神の育成

ものづくり教育プログラムの実施校の拡大やものづくりフェスタの来場者数が目標値を上回り、とよた科学体験館の機能が拡充されるなど、ものづくり文化の基盤が整いつつあります。アンケート調査では、豊田市の特色のある教育について、市民では、「ものづくり・科学」の回答が多くなっています。

このため、今後もものづくり・科学教育を充実させていく必要があります。

図表 2-21 重点的に実施すべき教育分野



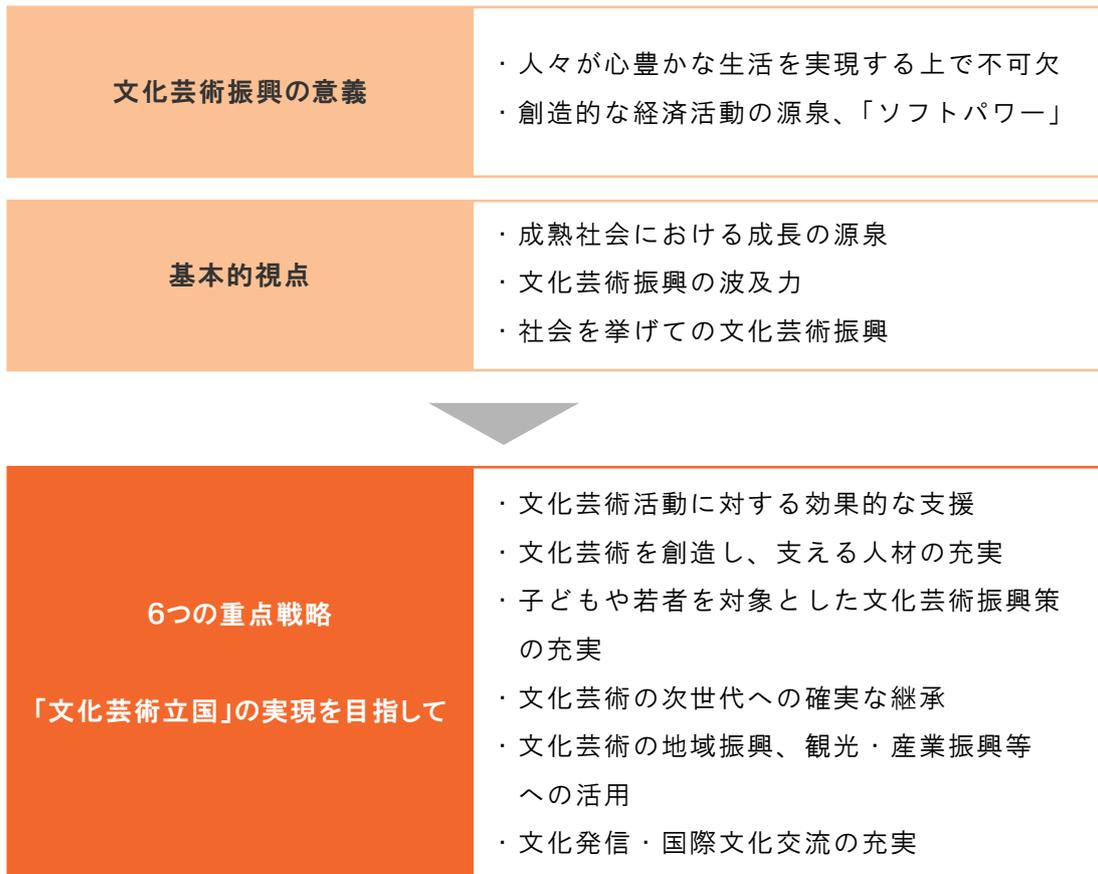
資料：豊田市「教育に関するアンケート（H23）」

4 文化芸術・文化財に関する現状と課題

(1) 国の動向

文化芸術振興基本法に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、平成 23 年 2 月に、文化芸術の振興に関する基本的な方針として、第 3 次基本方針が策定されています。文化芸術は、成熟社会における成長分野として潜在力を喚起し、社会関係資本*を増大するという力を持ち、それを生かすために公的支援を行うことが基本的な視点として示されています。

図表 2-22 文化芸術の振興に関する基本的な方針「第 3 次基本方針」



参考：文化庁HP http://www.bunka.go.jp/bunka_gyousei/housin/kihon_housin_3ji.html

(2) 市の取組

様々な文化芸術・文化財に触れる機会として、親しみやすい事業から質の高い事業まで、美術館、コンサートホール・能楽堂、市民文化会館、郷土資料館などの文化施設を中心に、計画的・継続的に実施しています。

郷土資料館においては、平成20年度から指導主事を配置し、郷土学習スクールサポート事業など博学連携に取り組んでいます。また、平成22年度から藤岡地区・小原地区の地域資料館での地域学習サポーターによる学習支援などを開始しています。平成23年度に足助の町並みが、愛知県初の重要伝統的建造物群保存地区*に選定され、今後、その保存に取り組んでいく必要があります。

一方、文化創造拠点施設、民芸を生かした施設、博物館機能など施設整備については、財政状況や社会の変化を踏まえて、その在り方などの検討を行っています。

(3) 現状と課題

(ア) 市民の興味・関心の向上

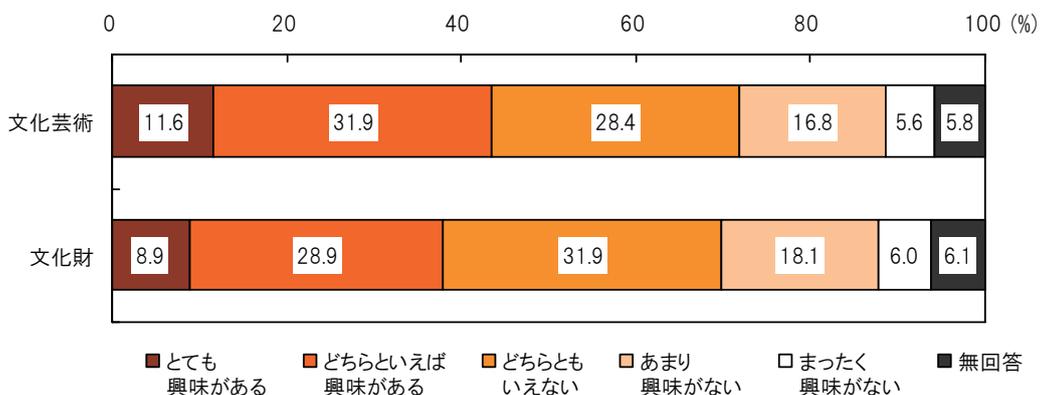
アンケート調査では、文化芸術に「とても興味がある」「どちらかといえば興味がある」市民の割合が増加する一方、文化財については、その割合がやや減少しています。

市民からは「情報の提供」「気軽な体験の機会」などが求められており、引き続き、文化芸術・文化財について、市民の興味・関心を高める工夫を図っていく必要があります。

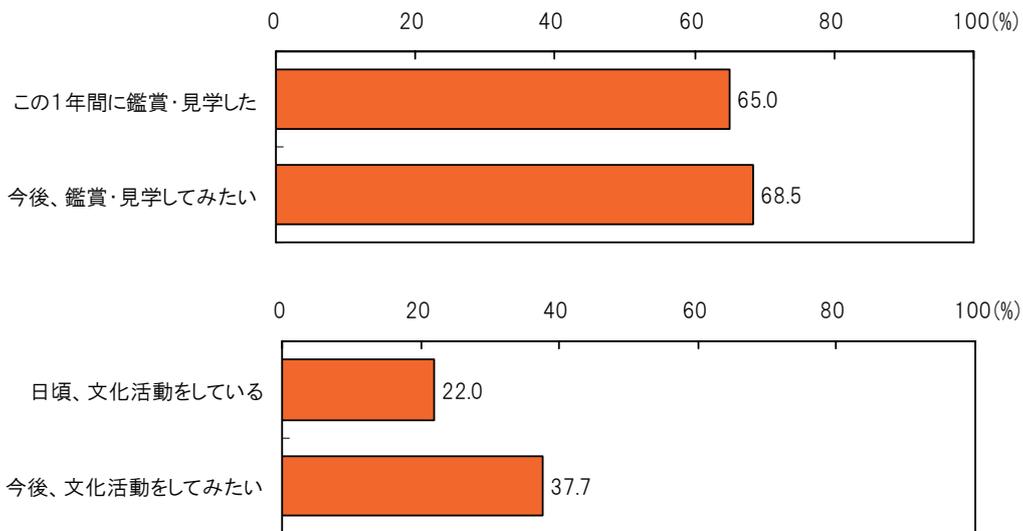
(イ) 市民の鑑賞・活動機会の充実

アンケート調査によると、文化鑑賞の回数、文化活動をしている市民の割合が減少しています。鑑賞や活動上の困難については、「情報の少なさ」「機会の少なさ」「したいものがないこと」「費用」などがあがっています。また、市民が鑑賞や活動をしている分野、したい分野については、「音楽」「美術」「映画・メディア芸術*」「文化財」など多様です。このため、多様性、身近さ、事業の質などに留意しながら、市民の鑑賞・活動機会の充実を図る必要があります。

図表 2-23 文化芸術、文化財への関心(市民)



図表 2-2 4 文化鑑賞・活動の現状と意向(市民)



資料：豊田市「教育に関するアンケート（H23）」

（ウ）文化財の保存・活用

アンケート調査では、文化財を公開・活用することが求められています。学校と文化財施設との連携として「学芸員の出前講座」「体験学習」「資料や教材の貸出」などがあがっており、学校との連携に力を入れ、文化財の活用を更に進めていく必要があります。博物館については「あまり必要としない」の意見が約4割あり、従来型の単に資料を陳列する施設でなく、市民との共働や博学連携など、広く社会と関わりを持つ活動を基軸に据えて検討する必要があります。

市民意識調査（平成21年度）によると、郷土の歴史・文化に対する誇りや愛着を持つ人の割合は約4割です。審議会でも地域の文化に誇りを持つことや豊田市が好きな市民を増やすことの重要性があげられています。郷土の歴史や文化財などを通じて、豊田の特長や良さを更に市民に伝えていく必要があります。

（エ）子どもの体験・活動機会の充実

子どもの鑑賞・見学上の困難なことについては、「関心を示す催し物がない」「料金が高い」などがあがっており、「音楽・演劇の学校公演」「入門講座や体験講座」などが求められています。

子どもと利用したい文化・スポーツ施設について、保護者は「図書館」「豊田スタジアム」「スカイホール豊田」、校長・教頭は「郷土資料館」「図書館」「青少年センター・総合野外センター」「コミュニティセンター・交流館」をあげています。民間事業者の活動との役割分担を踏まえながら、学校・公共施設など様々な場で体験や活動の機会の充実を図っていく必要があります。

（オ）文化の創造基盤の充実と、幅広い領域への波及の推進

アンケート調査では、文化活動をする上で「活動のきっかけがない」「活動をするための情報が少ない」が理由の上位を占め、活動に対する支援を求める声があります。

国の文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）を踏まえ、文化芸術の持つ、人々を引き付ける魅力や社会に与える影響力に着目して、文化芸術を創造し、支える人材が活動する環境づくりや、教育・福祉・まちづくり・観光・産業など幅広い領域への波及効果を図っていく必要があります。

図表 2-2 5 文化鑑賞・活動で困ること(市民)

鑑賞・見学で困ること		文化活動で困ること	
市内の催し物の情報が少ない	22.5%	活動のきっかけがない	32.5%
入場料等の料金が安い	20.2%	活動するための情報が少ない	18.6%
鑑賞・見学できる機会が少ない	19.8%	自分にはできないと思う	18.1%
鑑賞・見学したいものが少ない	19.7%	費用がかかり過ぎる	14.9%
短時間の催し物や予約なしで鑑賞できるものが少ない	14.8%	文化活動に関心がない	12.3%

※ 上位5項目

資料：豊田市「教育に関するアンケート（H23）」



5 生涯スポーツに関する現状と課題

(1) 国の動向

スポーツの国民への浸透、スポーツの目的の多様化、地域におけるスポーツクラブの成長、競技技術の向上、プロスポーツの発展などを踏まえ、スポーツの推進のための基本的な法律として、スポーツ基本法が全面改正され、平成 23 年 8 月に施行されました。

同法に基づき、平成 24 年 3 月にスポーツ基本計画が策定され、「学校と地域における子どものスポーツ機会の充実」「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」「住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備」など今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策が提示されています。

図表 2-26 スポーツ基本法の考え方



参考：文部科学省 HP http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/index.htm

スポーツ基本計画（今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策）

- 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
- 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進
- ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

(2) 市の取組

平成14年度から総合型地域スポーツクラブ（以下、本市においては地域スポーツクラブ*という。）の育成支援が開始され、平成25年1月現在、12のスポーツクラブが活動しており、これらクラブに対しては、自立に向けた各種支援を行っています。このほか、身近なスポーツ環境の充実について、ニュースポーツ*の普及や、子どもへのコーディネーショントレーニング*の普及などに取り組んでいます。また、スカイホール豊田や豊田スタジアムで、球技や体操など高いレベルのスポーツを「みる」機会を提供しています。

(3) 現状と課題

(ア) 市民に身近なスポーツ環境の充実

アンケート調査では、過去1年間に、日常生活における体力づくりや健康の保持増進を意識した身体活動を含めた運動やスポーツを行った市民の割合は8割弱となっています。また、週1日以上、運動やスポーツを行った市民の割合は6割弱です。

市民のスポーツ活動に関するアンケート（平成20年度）では、スポーツを行いたい、忙しくて時間がなかったり、機会がなくてできない人たちが見られました。

生涯スポーツプラン（平成23～29年度）の将来目標に掲げている、市民全員が毎日スポーツを実施する「生涯スポーツのまちの実現」に向けて、個々のライフスタイル・運動能力に合わせたスポーツや健康づくりに取り組むことができる環境をつくる必要があります。

(イ) 子どものスポーツ活動の推進

小学校の体力テストで全国平均を下回る種目が多くなっています。アンケート調査では、外遊びなどを含めた運動やスポーツを「ほぼ毎日」行った小学生の割合は約5割、中学生は7割弱となっています。子どもの運動・スポーツが十分にできていないと考える保護者は約3割で、「良い指導」「近くでの活動」「費用の安さ」を求めています。また、学校における体育や運動部の部活動の充実を求める声が多く見られました。

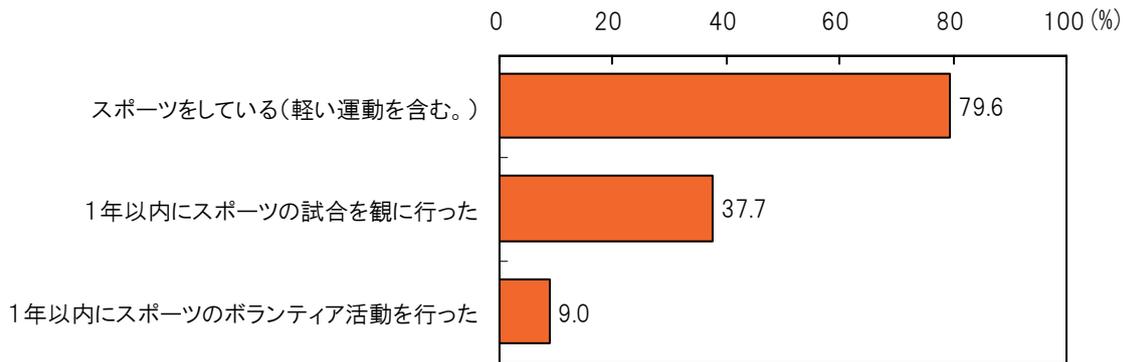
このようなことから、子どもの体力・運動能力向上や楽しさを実感できるスポーツに親しめる環境づくりに取り組む必要があります。

(ウ) 高いレベルのスポーツに触れる機会の充実

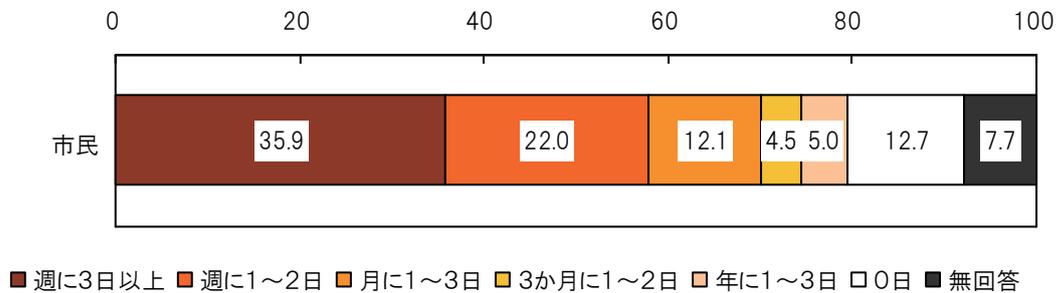
スポーツ基本計画では、トップアスリートが有する優れた技や人間的な魅力などを積極的に地域に還元することにより、人々のスポーツへの参加意欲を高め、地域から新たな才能が育っていく、このような人材の好循環を形成していくことが提唱されています。

このため、高いレベルのスポーツに触れる機会の充実を図っていく必要があります。

図表 2-27 スポーツの実施状況について(市民)

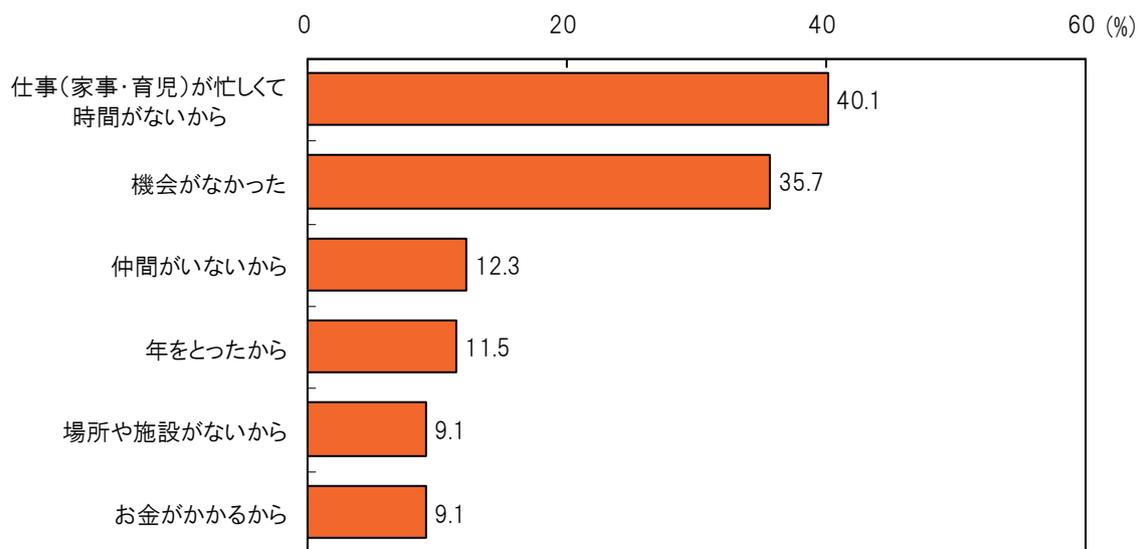


図表 2-28 スポーツ(軽い運動を含む。)の実施頻度(市民)



資料：豊田市「教育に関するアンケート (H23)」

図表 2-29 スポーツを行いたいと思うができない理由(市民)



資料：豊田市「市民のスポーツ活動に関するアンケート (H21)」

6 教育行政事務に関する現状と課題

(1) 国の動向

教育基本法の改正を踏まえ、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進に向けて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成20年4月に施行されました。この中で、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、実施と公表が定められています。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

資料：地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第27条

(2) 市の取組

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会の事業の点検・評価を行い、市議会への報告、公表を行っています。評価については、担当課による内部評価はもとより、教育委員会や審議会による評価、外部有識者事業評価委員会による評価など、複数の外部知見を活用した手法で実施しています。

また、市民に開かれた教育行政の実現に向けて、パブリックコメント*の実施、教育委員会の公開、多様なメディアの活用などを通じて、教育行政に関する情報の公開・提供を行っています。

(3) 現状と課題

(ア) 教育行政評価の推進

教育委員会の事業の点検・評価については、平成24年度で5回目を迎え、厳しい財政状況下での事業の選択と集中と効果的な教育行政の推進を目指して、点検・評価の手法を大幅に見直しています。

現状に甘んずることなく事業を見直し、改革の視点を持てるよう職員の意識改革を目指す必要があります。

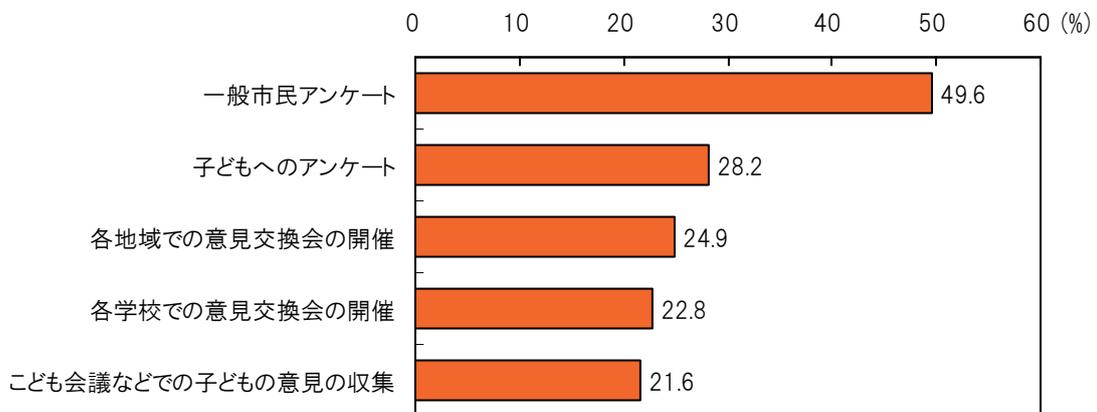
(イ) 市民への情報提供・市民意見の反映

教育行政の情報提供について、市民は「学校教育に関する全市的な取組」「地元の小中学校の状況」「交流館等での各種講座などの情報」「市内での文化やスポーツのイベント」の充実に関する要望が多く見られます。なお、学校の情報について、保護者の約6割から「ある程度は得られている」との回答を得ています。

教育行政に関する市民の意見の反映方法としては、「一般市民アンケート」「子どもへのアンケート」「各地域や学校での意見交換会の開催」「子ども会議などでの子どもの意見の収集」など、多様な方法が求められています。

教育行政について、情報を的確に提供していくとともに、多様な方法で市民意見を収集し、施策に反映していく必要があります。

図表 2-30 教育行政に関する市民意見の反映方法（市民）



資料：豊田市「教育に関するアンケート（H23）」



第3章 計画の基本的な考え方

豊田市の教育行政の長期的な目標として「基本理念」、「目指す人物像」を設定し、今回の計画期間（平成25～29年度）における目標として、「今後5年間で目指す教育の姿」を設定します。

（長期目標）

【基本理念】

多様な市民一人ひとりが自ら学び、人と地域が共に育ち合う教育の実現

【目指す人物像】

- 生涯にわたって主体的に学びやスポーツを継続し、目標に向かって挑戦する人
- 家庭・仕事・地域を大切にして、とよたの未来を共働して創造する人
- 根気強さ・たくましさ・思いやりの心を備え、夢を持って生きる人
- グローバルな視点を持ちながら、地域の多様な文化・自然を愛し、次代へ継承・発信する人

（中期目標）

今後5年間で目指す教育の姿

地域に開かれ、地域に支えられ、時代の変化に適切に対応した学校運営ができている

家庭・学校・地域が共に子どもの可能性を引き出し、子どもが将来に夢・希望を持っている

市民が主体的に活動し、とよたの魅力や特色を理解し、他へ発信している

地域ぐるみの教育

重点テーマ(第4章)

- 1 地域力を生かした学校支援の推進
- 2 学校教育の更なる充実
- 3 学校経営力の向上
- 4 学びのつながりを重視した教育の推進
- 5 環境・防災の教育と機能強化の推進
- 6 家庭教育力の向上
- 7 青少年に対する支援体制の強化・充実
- 8 ものづくり事業の更なる展開
- 9 文化芸術に係る人材育成と活用
- 10 市民力を生かした郷土愛の育成
- 11 市民のスポーツ活動への支援

施策体系(第5章)

抽出

- 学校教育分野
- 生涯学習・次世代育成分野
- 文化芸術・文化財分野
- 生涯スポーツ分野
- 教育行政事務分野

1 基本理念

豊田市は、昭和 30 年代から 40 年代にかけて、周辺町村との合併及び市外からの転入者の大幅な増加により、地域社会との関わりの深さや居住歴が異なる人たちが混在するようになり、新しいコミュニティ形成の意識が必然的に生まれてきました。そして、その目指すべき目標を決めようとする議論が全市的に展開され、昭和 53 年 3 月に市民共通の願いを 5 項目に託した「豊田市民の誓い」が誕生しました。

「豊田市民の誓い」を実現するためには、表面的な理解ではなく、市民一人ひとりが、日常生活の中で誓いの意味を理解し、行動に移せることが何よりも重要となります。教育行政においては、この「豊田市民の誓い」を実現できる市民の育成が大きな目標となります。

こうした思いを込めて、教育行政の長期的な目標として、次ページの基本理念を設定します。



豊田市においては、世代、性別、職業、志向性、経験、文化、言語などが異なる多様な市民が生活したり、関わり合ったりしています。ここでいう市民とは、例えば、豊田市に住む人、豊田市で働く人、豊田市で学ぶ人、豊田市で育った人、豊田市に想いのある人など、豊田市に関わりのある全ての人を指します。

本計画においては、こうした多様な市民が、生涯を通じて、自ら主体的に、教育・学習活動、文化・スポーツ活動、交流活動、まちづくり活動などに取り組むとともに、地域社会の中でそれぞれ異なる人々が共に交流し、相互に育ち合うことにより、市民と地域社会が共に発展していくことを目指します。

そのために、市民が生涯にわたって様々な機会を捉えて主体的に学ぶことで、個性や能力を伸ばせる環境を整えていきます。また、市民一人ひとりがその個性や能力を地域の様々な機会で生かし、市民同士で互いに高め育ち合う状況が日常的に生まれる環境を整えていきます。そして、地域の自立性・主体性を高め、また、地域自身が次なる課題を見い出して発展していく流れを創り出していきます。

市民が日常生活の中でこうした機会に触れ、関心を持って学べるような教育が、本市で実現している状況を目指します。

教育行政計画の基本理念

多様な市民一人ひとりが自ら学び、 人と地域が共に育ち合う教育の実現



2 目指す人物像

基本理念の実現に向けて、子どもたちへの学校教育、そして全ての市民への生涯学習の充実に取り組んでいきます。今後5年間の各事業・施策での取組の結果、多くの市民が以下のように、多彩に活動している状況が生まれていることを目指し、その市民の姿を「目指す人物像」として表現します。

**生涯にわたって主体的に学びや
スポーツを継続し、
目標に向かって挑戦する人**

自分の夢や目標の実現に向けて努力を続けることが大切です。ライフスタイルや生活環境の変化、挫折を感じる瞬間など、努力を続けていくことが困難な状況でも、あきらめずに挑戦する心を持つ人であることが求められます。

**家庭・仕事・地域を大切にして、
とよたの未来を
共働して創造する人**

自分の家庭や仕事を大切にするとともに、地域社会の中での自らの役割を認識し、主体的に地域活動に取り組む人の存在がこれからの豊田市には必要です。多様な主体と共働しながら地域社会、そして、本市の発展に取り組む人であることが求められます。

**根気強さ・たくましさ・思いやりの
心を備え、
夢を持って生きる人**

これからの変化の激しい時代を生き抜くためには、困難や失敗にもあきらめない強さ、生涯をいきいきと暮らすための健全な心身、そして、他人への思いやりの心を持つことが必要です。また、先の見えない状況においても、自分の夢をしっかりと持って生きることが大切であり、このような資質を持つ人であることが求められます。

**グローバルな視点を持ちながら、
地域の多様な文化・自然を
愛し、次代へ継承・発信する人**

グローバル化の進む世界の中では、国際的な比較の中で個人や地域の個性・特長をよく知り、それらの価値を維持向上させていく行動が意味を持ちます。本市の多様な文化や豊かな自然を愛し、その価値を次代を担う子どもたちにつなぐとともに、その価値を広く発信できる人であることが求められます。

3 今後5年間で目指す教育の姿

基本理念及び目指す人物像の実現に向けて、今回の計画期間の今後5年間で目指す教育の姿として、次の3つの柱を立てます。

なお、それぞれの柱について、重点的に取り組むべきテーマを設定しています。重点テーマの推進に当たっては、行政だけではなく、家庭・学校・地域が一体となって「地域ぐるみの教育」をキーワードとして、取り組んでいきます。

地域ぐるみの教育

地域に開かれ、地域に支えられ、
時代の変化に適切に対応した
学校運営ができています

地域住民、保護者などの学校運営への参画を通じて、地域に開かれ、信頼される学校となり、地域に支えられ、時代の変化と教育を受ける側からの要請に対応できる教育を実現していくことが大切であると考えています。

家庭・学校・地域が共に
子どもの可能性を引き出し、
子どもが将来に夢・希望を持っている

本市の教育施策の展開において、次代を担う子どもを始め、市民全体に対する教育活動に学校はもとより家庭や地域が積極的に関わっていくことが大切であると考えています。そして、子どもたちが変化の激しい社会の中で生き抜く力を育み、自分に自信を持ち、将来に夢と希望を持って育つ環境づくりが大切であると考えています。

市民が主体的に活動し、
とよたの魅力や特色を
理解し、他へ発信している

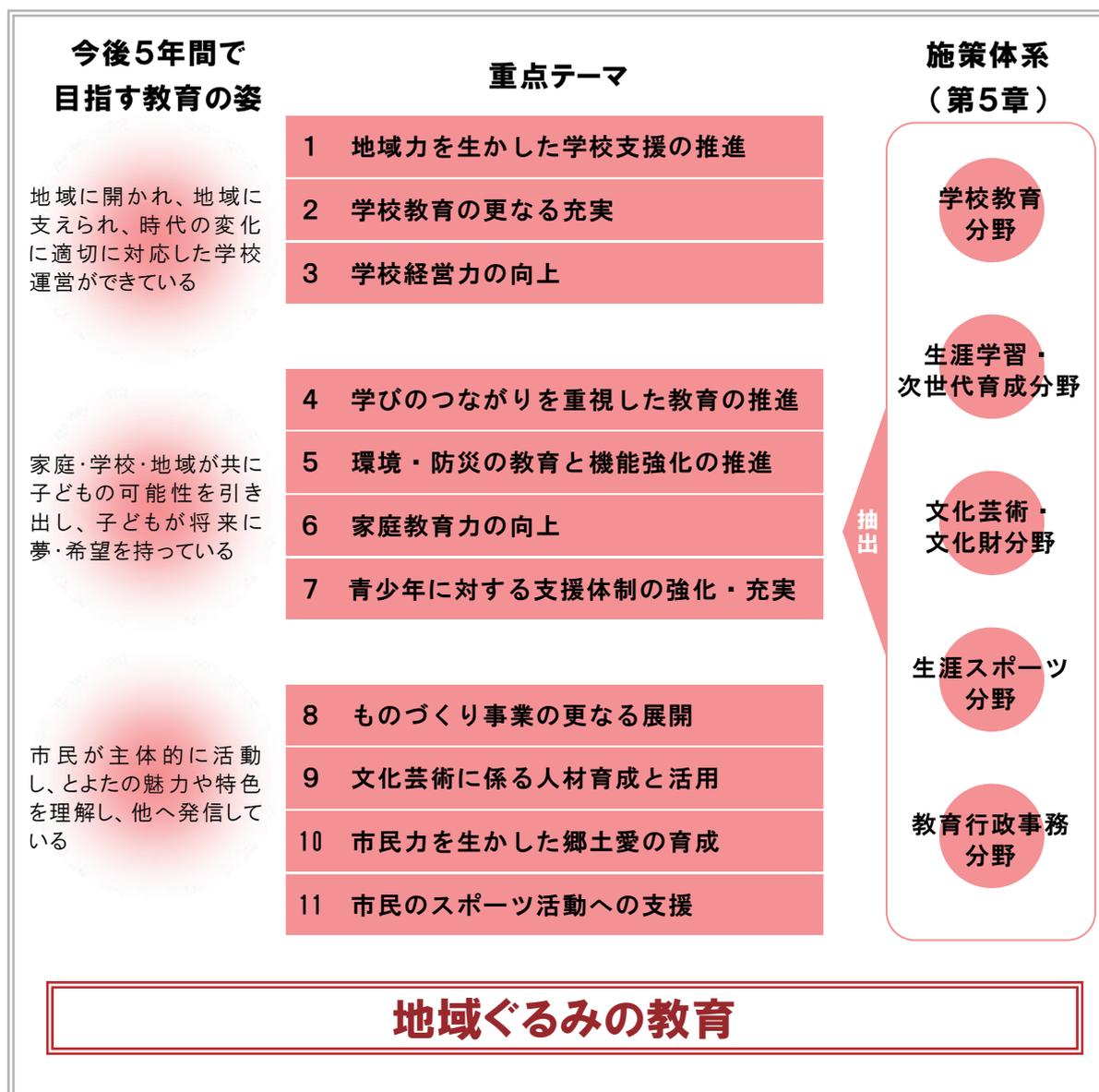
歴史・文化、産業面での特長を有し、広範かつ多様な市域を有する豊田市らしさを市民が共有し、地域に対する誇りと愛着を持てるよう学びの機会を提供するとともに、その成果を他へ発信し、地域などに還元していくことが大切であると考えています。

第4章 重点テーマ

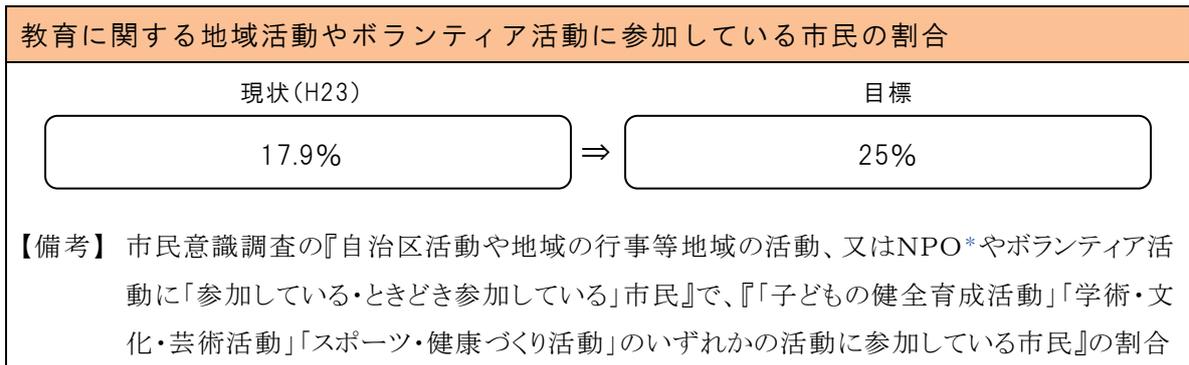
第3章で定めた基本理念などの実現のために、特に重点的に推進する11テーマを設定します。

これらの重点テーマは、基本理念などを踏まえた上で、審議会の意見やアンケート調査の結果から引き出される課題・ニーズ、前計画の評価から導き出される課題、子ども会議での意見・要望、担当課の意見などを基に設定しています。

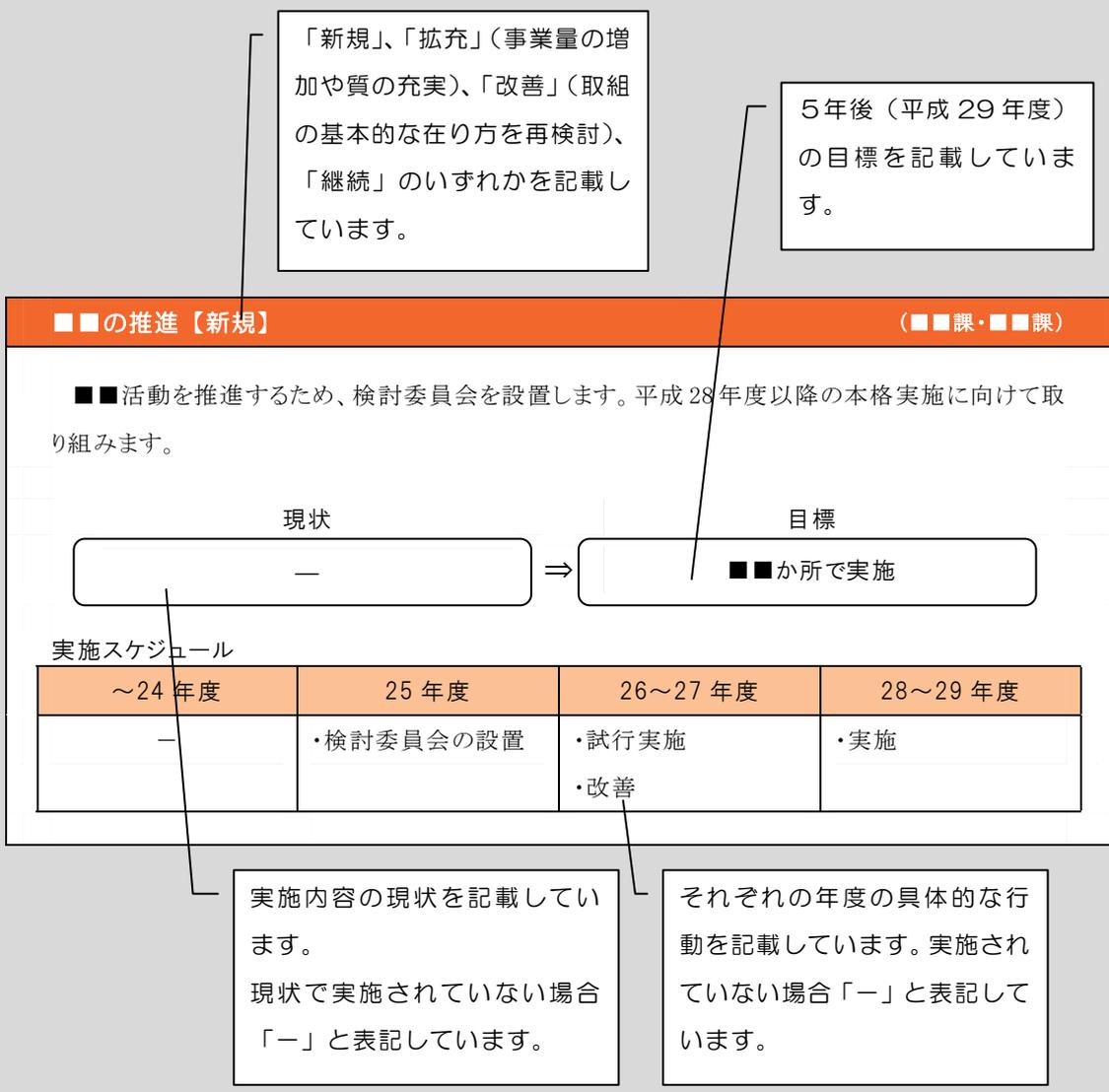
なお、第5章の施策体系では、5つの分野（学校教育、生涯学習・次世代育成、文化芸術・文化財、生涯スポーツ、教育行政事務）の施策を体系的に整理しています。重点テーマはこの施策体系から、特に重点的に推進していく施策を抽出したものです。



【成果指標】



【参考】表の見方



1 地域力を生かした学校支援の推進

(1) テーマ目標

- 開かれた学校づくりが進められ、地域住民にとって学校が身近な存在となり、学校を支援する活動が広がっている。
- 学校支援地域本部*機能の全中学校区設置に向けたノウハウが蓄積し、いくつかの学校で学校支援地域本部が設置されている。

(2) 現状と課題

豊田市では、まちづくり基本条例に基づき、子どもから高齢者までの誰もがまちづくりの担い手となる、共働によるまちづくりを推進しています。教育行政においても、地域と共に歩む学校づくりを推進しており、地域教育懇談会、学校アドバイザー会議、登下校の見守りなどの事業・活動が住民参画で行われています。

このような取組を更に発展させるためには、学校と地域がお互いのことを理解し、尊重し、共に行動していくことが必要ですが、話し合い・運営管理・調整など多大な労力を要することもあり、その人材の確保と育成が課題です。

地域住民一人ひとりが活動を通じてつながり、学び合い、地域課題の解決に向けて自ら行動していく姿や、その成果を生かし、コミュニティ全体で子どもを育てる姿が望ましいと考えます。

(3) 重点取組

学校と地域を効果的に結び、学校支援ボランティア活動の拡大を図るために、推進する人材の確保・育成や組織づくりなど、家庭・学校・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えます。

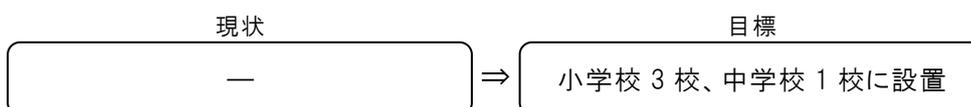
その際、これまでの学校支援活動の実績、学校が直面している課題やボランティア活動への期待、保護者や地域住民の考え、また、活用できる社会資源について、校区で多様性がある現状を踏まえ、各学校や地域住民の主体性と取組の多様性を受け止める仕組みづくりを検討します。

特に、モデル事業として、浄水地区などにおいて、学校支援地域本部の在り方や交流館との連携を検討します。そして、そのノウハウを蓄積し、他地区への展開を検討します。また、地域力を生かして、土曜・放課後学習や文化系部活動の充実を図ります。

学校支援地域本部の設置【新規】

(学校づくり推進課・学校教育課)

学校支援ボランティア活動を推進するため、モデル校に学校支援地域本部を設置します。学校とボランティアとの連絡調整に当たる地域コーディネーターを配置するとともに、学校側の窓口となる人材の配置について検討します。また、本部の運営資金を管理・運用するスクールファンド*の創設に向けて取り組みます。



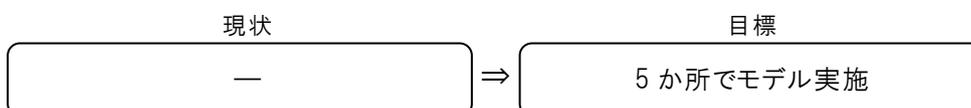
実施スケジュール

～24 年度	25 年度	26～27 年度	28～29 年度
・他市事例研究	・設置に伴う規約などの検討	・小学校 2 校に設置、効果検証	・小学校 1 校、中学校 1 校に設置、効果検証

土曜・放課後学習の実施【新規】

(学校づくり推進課・学校教育課)

授業以外での様々な学習機会を提供するため、地域のボランティアの協力を得て土曜・放課後学習の機会を充実します。

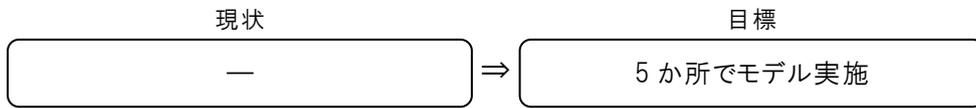


実施スケジュール

～24 年度	25 年度	26～27 年度	28～29 年度
・家庭学習の実態把握	・モデル地区の検討	・3か所で実施、効果検証	・2か所で実施、効果検証

市民力を生かした文化系部活動の充実【新規】（学校教育課・学校づくり推進課・生涯学習課）

既存の文化系部活動について、市民力を生かし、指導者として活躍してもらえるよう進めます。また、交流館などとも連携し、文化系部活動の充実に努めます。



実施スケジュール

～24 年度	25 年度	26～27 年度	28～29 年度
—	・市民力を生かした部活動の実態把握と実施方法の検討	・3か所で実施、効果検証	・2か所で実施、効果検証



2 学校教育の更なる充実

(1) テーマ目標

- ICTを活用した授業などを通じて、子どもたちの学習の関心や理解が向上している。
- 様々な指導方法を学び、教員個々の主体的な取組と共に研修カリキュラムも充実し、指導力の高い教員が育っている。
- いじめや不登校に対して、適切な対策・支援が行われており、全ての子どもたちが安心して学校生活を送っている。

(2) 現状と課題

教育委員会では、豊田市版教育課程の作成、二学期制の定着、市独自の少人数学級、市独自の補助指導員（体力向上・情報教育・心の相談など）の配置、全国学力・学習状況調査や標準学力テストの結果を踏まえた市独自の授業プランの作成など、教育環境の充実に取り組んできました。

しかし、前計画の進捗状況評価では「授業を好きと感じる児童生徒の割合」や「授業を楽しみと感じる児童生徒の割合」が目標より低くなっています。また、指導力の高いベテラン教員の大量退職を迎えており、そのノウハウの継承や学校を支える中堅教員の育成が必要です。また、いじめ・不登校、就職環境の変化、ICTの発展など、様々な課題への対応が求められています。

(3) 重点取組

ICTの革新による学びのスタイルや指導法について様々な工夫ができるようになってきたことを受け、児童生徒の興味を捉えながら分かりやすく理解させるためにICTを活用した授業手法を導入していきます。

教員の指導力については、学校運営の中核を担い、若手教員の育成を担う中堅教員の更なる力量の向上を目的に、他自治体における先進的な取組を学ぶ研修を実施していきます。

いじめ・不登校については、問題を抱える児童生徒やその保護者に寄り添いながら、きめ細かく対応をしていきます。また、小学校でのキャリア教育プログラムを作成するなど、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を進めます。

ICT（デジタル教科書等）を活用した授業の展開【拡充】

(学校教育課)

ICT(デジタル教科書*等)を活用し、楽しく分かりやすい授業を展開するとともに、自らの考えをまとめて発表する機会を充実させます。

現状

目標

ICT機器の配備中

デジタル教科書の利用授業 1 学級
当たり月 8 時間

⇒

ICT機器の配備完了

デジタル教科書の利用授業 1 学級
当たり月 20 時間

実施スケジュール

～24 年度	25 年度	26～27 年度	28～29 年度
・デジタル教科書を全小中学校に配布	・ICT機器有効活用の検証のためのモデル実施	・ICT機器の順次配備	・ICT機器の配備完了

中堅教員パワーアップ研修の実施【新規】

(学校教育課)

教員の指導力の更なる向上に向けて、他自治体における先進的な取組を学ぶ研修を実施します。

現状

目標

—

⇒

年 1 回実施

実施スケジュール

～24 年度	25 年度	26～27 年度	28～29 年度
—	・先進事例の洗い出し、調査	・試行実施 ・改善	・実施

いじめ・不登校対策推進委員会の充実【継続】 (学校教育課)

いじめや不登校の問題を抱える児童生徒とその保護者に寄り添い、解決策を一緒に考えます。電話や来所相談、適応指導教室や学習サポート、体験活動などを通して、健全な育ちの支援をします。

現状

いじめ解消率
 小学校 98.1%
 中学校 94.5%
 不登校児童生徒数の割合
 小学校 0.3%
 中学校 2.6%

⇒

目標

いじめ解消率
 小学校 100%
 中学校 100%
 不登校児童生徒数の割合
 小学校 0.1%以下
 中学校 1%以下

実施スケジュール

～24年度	25年度	26～27年度	28～29年度
・委員会の実施	・委員会の内容見直し、実施	・委員会の実施	・委員会の実施
・いじめや不登校の現状把握と解決に向けた支援	・いじめや不登校の現状把握と解決に向けた支援	・いじめや不登校の現状把握と解決に向けた支援	・いじめや不登校の現状把握と解決に向けた支援

小学校でのキャリア教育プログラムの作成【新規】 (学校教育課)

一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて、発達段階に応じたキャリア教育を進めます。具体的には、職場見学の機会を充実するなど、小学校におけるキャリア教育プログラムを新たに作成します。

現状

—

⇒

目標

プログラム完成・実施

実施スケジュール

～24年度	25年度	26～27年度	28～29年度
・小学校での実態把握	・プログラムの作成	・プログラムの完成 ・配布、実施	・実践事例集の作成、配布

3 学校経営力の向上

(1) テーマ目標

- 学校支援に関する各種会議の再編を通じて、関係者の情報共有が効果的に図られ、学校が保護者や地域住民などと共通の目標を持って、教育活動の推進に取り組んでいる。
- 校長がリーダーとなって、学校マネジメント*のPDCAサイクル*が適切に回り、教職員・地域住民・保護者の協力の下、特色ある学校づくりが進んでいる。

(2) 現状と課題

平成20年に学校教育法などの一部を改正する法律が施行され、学校マネジメント体制の強化が可能となりました。学校の組織力を高め、教職員の創意工夫を一層生かすために、外部人材の活用や事務の外部化、同法に規定された学校評価や情報提供の積極的な実施などが併せて求められています。組織力の向上は、校内の役割分担と責任が明確になり、校内の活動だけでなく、地域や保護者などへの対応を組織的に行うことにつながります。個々の教員が個別に子どもたちに対応するのではなく、より多くの教員の目が子どもたちを見守っていくためにも、組織力の強化は極めて重要です。

具体的には、これまでの家庭・学校・地域が協議する会議や制度を見直し、より効果を発揮できる体制を整えていくこと、また、事業計画など学校ごとに特色を発揮できるよう、校長の裁量権を拡大していくことなどが求められています。

また、子どもの状況の変化や保護者や社会からの要請が多様化・高度化する中で、子どもへの指導の在り方について説明を求められる場面が多くなり、教員が相当のエネルギーを傾けているとの指摘もあります。教員の限られた時間の中での対応や精神的負担感を踏まえ、組織として支援する体制づくりが課題となっています。

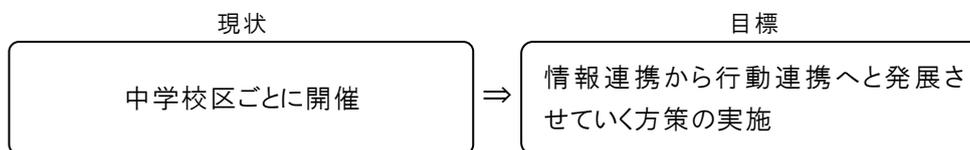
(3) 重点取組

中学校区ごとに開催されている地域教育懇談会や、学校ごとに設置されている学校アドバイザー会議及び各校の学校評価制度を見直し、日々の学校教育活動の推進により一層効果のある新しい組織・制度を再考していきます。そして、各種会議で完結していた意見や情報を、関係者が共有し、具体的な対策をとれるようにしていきます。また、「チャレンジ&ドリーム事業」及び「学校はつらつ支援事業」などを見直し、事業計画から人的配置に至るまで、校長裁量による特色ある学校づくりを推進できるように考えていきます。さらに、計画内容の承認基準や予算配分についても、現行の制度を見直し、より効果的な教育活動につながるように工夫していくほか、校長対象の研修会を充実するとともに、学校問題の解決を支援する組織体制を整備していきます。

地域教育懇談会の再考・再編【改善】

(学校教育課)

各中学校区に設置されている地域教育懇談会の再考・再編に向けて、学校ごとに設置されている学校アドバイザー会議や、各校の学校評価制度を見直します。



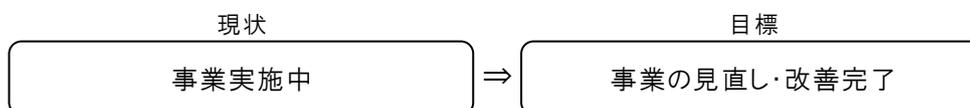
実施スケジュール

～24年度	25年度	26～27年度	28～29年度
・現状把握と課題の洗い出し	・改善策の検討	・試行実施 ・改善	・実施

校長裁量による特色ある学校づくり事業の見直し・改善【改善】

(学校教育課)

事業計画から人的配置に至るまで、校長裁量による特色ある学校づくりを明確に打ち出すことができる「チャレンジ&ドリーム事業」や「学校はつらつ支援事業」があります。これらの事業の計画内容の承認基準や予算配分について、より効果的な教育活動につながるように現行制度を見直します。



実施スケジュール

～24年度	25年度	26～27年度	28～29年度
・現状把握	・改善策の検討	・試行実施 ・改善	・実施

校長対象の研修会の充実【継続】

(学校教育課)

学校組織マネジメントなどの研修を実施することで、より組織的に学校を運営し、特色のある教育活動を推進できる学校経営力を高めます。

現状

新任校長研修会年2回、校長研修会を年1回実施

目標

新任校長研修会年2回、校長研修会を年1回実施、研修プログラム作成

実施スケジュール

～24年度	25年度	26～27年度	28～29年度
・新任校長研修会を年に2回、校長研修会を年に1回実施	・研修プログラムの作成	・研修プログラムを活用し、研修を実施	・研修プログラムを活用し、研修を実施

学校問題解決支援窓口（SAT）の対応の機能強化【拡充】

(学校教育課)

平成24年度に設置した学校問題解決支援窓口(SAT:School Assist Team)をより適切な解決策を示すことができる支援組織に発展させます。

現状

問題解消率 90%

目標

問題解消率 100%

実施スケジュール

～24年度	25年度	26～27年度	28～29年度
・課題の洗い出し	・機能強化	・実施	・実施

4 学びのつながりを重視した教育の推進

(1) テーマ目標

- こども園・幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へ進学する際に、子どもや保護者の不安やとまどいが軽減され、スムーズに新たな学校生活に進むことができる。
- 教員が、子どもたちが次に進む学校のことをよく理解しており、新しい環境を念頭に置いた適切なカリキュラム作成や指導が行われている。
- 豊田市の特色や地域性について、園・小・中で共通した学びの機会があり、子どもや保護者が豊田市のことをよく理解している。

(2) 現状と課題

平成18年に教育基本法が改正され、教育を受ける者の心身の発達にに応じて体系的な教育が組織的に行われなければならないことが規定されました。また、国が策定した教育振興基本計画では、小中一貫教育を含め、各学校間の円滑な連携・接続などの取組について検討することとされています。

本市では『園・小・中及び保護者・地域が連携・協力し、「地域で育ち、豊田市が大好きな子どもを育てる」という目標に向かい、教育活動を行うこと』を目指し、施策を展開する方針です。そのために、学校種間に存在する壁・段差をできるだけ解消し、学校種間のつながりを重視したカリキュラムや教育活動の展開が求められています。

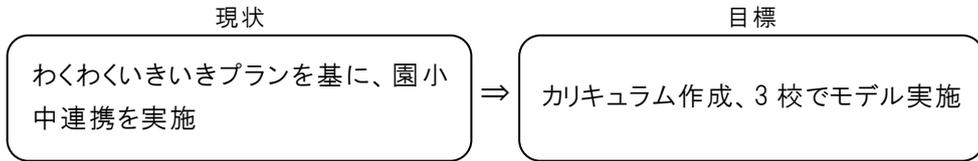
就学前から就学後、そして小学校から中学校へと進学する過程で、こういった環境の変化があるのか、子どもたちにどのような影響が生じているのかを教員が知り、共有することが必要です。その上で次の学校種に移行する前後の期間を接続期として認識し、情報も含めて連携することで、子どもと保護者の期待と不安に応え、子どもたちが環境の変化に円滑に慣れ、それまで培ってきた力を発揮し、学校生活を楽しく過ごすことにつながります。また、学校個別の取組に依存するのではなく、組織的かつ計画的に進めることが重要です。

(3) 重点取組

豊田市を愛する子どもたちを育てることを基本として、豊田市らしい視点に基づく教育カリキュラムを各学校種が共通して取り入れていき、『園・小・中及び保護者・地域が連携・協力し、「地域で育ち、豊田市が大好きな子どもを育てる」という目標に向かい、教育活動を行うこと』を実現していきます。また、施設一体型や連携型など、他自治体で導入されている様々な型の小中一貫教育を調査・研究する中で、計画期間内に方針を決定し、その方針に沿って施策を推進していきます。

(仮称) とよた大好きっ子カリキュラムの作成【新規】 (学校教育課)

豊田市の特色(ものづくり、環境、国際理解など)や地域性(伝統、文化など)などを学ぶ独自のカリキュラムの作成を行い、園・小・中で共通した学びの機会をつくっていきます。

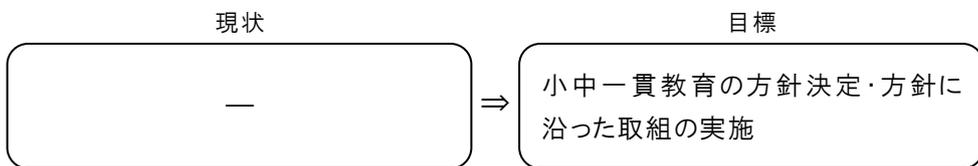


実施スケジュール

～24年度	25年度	26～27年度	28～29年度
—	・カリキュラム作成委員会 の設置	・モデル校実施	・実施校の拡大

小中一貫教育の調査・研究及び推進【新規】 (学校教育課・学校づくり推進課)

他自治体の様々な型(一体型、連携型、併用型など)の小中一貫教育の事例を調査・研究し、豊田市への小中一貫教育の導入などについて方針を決定し、その方針に沿って施策を推進します。



実施スケジュール

～24年度	25年度	26～27年度	28～29年度
—	・研究チームの立上げ	・研究、方針決定	・方針に沿った取組 の実施

5 環境・防災の教育と機能強化の推進

(1) テーマ目標

- 子どもたちが環境の保全などについて、多様な観点から理解し、その実現に向けて、環境に配慮した行動をしている。
- 子どもたちが災害の際に、自分自身を守りお互いに助け合える力をつけている。また、学校の防災対策が適切に実施されている。

(2) 現状と課題

本市は平成 20 年度に環境モデル都市に選定され、低炭素社会の実現に向けて取組を進めています。また、教育委員会も平成 20 年度に国から事業採択を受けて、土橋小学校をフィールドに学校エコ改修*と環境教育事業を実施するなど、環境教育に力を入れて取り組んできました。しかし、地球温暖化の防止、自然環境の保全、循環型社会の形成などに向けて、これからの将来を担う子どもたちに対して、環境保全への理解と取組を促すために、更なる環境教育の推進が求められています。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災以降、命の尊さ、絆や思いやりの心を学ぶ教育の大切さが再認識されるとともに、防災に関する教育の充実が求められています。平成 20 年度に学校施設の構造体の耐震化は完了していますが、子どもたちの安全確保に向けて、更なる防災機能の強化についても取組が求められています。

(3) 重点取組

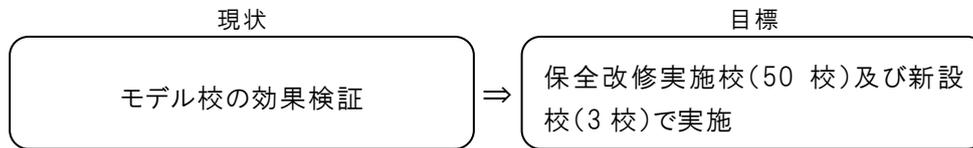
土橋小学校でモデル実施された学校エコ改修と環境教育事業の効果検証の結果を踏まえ、環境に配慮した校舎整備を展開し、学習環境の改善に取り組んでいきます。また、この事業で作成された児童生徒の成長に合わせた環境教育プログラムについても、校舎整備に合わせて展開していきます。

防災については、子どもたちの理解と実践に結びつくプログラムの研究を重点的に進め、実効性のある防災教育を展開します。学校の防災機能の強化として、非構造部材*の耐震化を着実に進めていきます。また、昼間の停電時に電力供給できる自立型太陽光発電システムを校舎に設置し、地域の防災拠点として、防災力の向上を図ります。

環境に配慮した校舎整備の展開【拡充】

(学校づくり推進課)

土橋小学校のエコ改修で実施した環境配慮項目で効果が高い項目(断熱、通風など)を校舎整備の中に取り入れ、学習環境の改善を図ります。



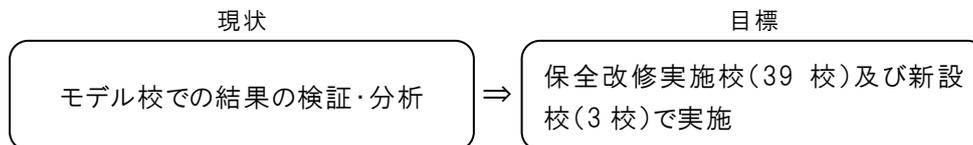
実施スケジュール

～24年度	25年度	26～27年度	28～29年度
・効果検証	・保全改修実施校7校、新設校1校で整備実施	・保全改修実施校22校、新設校2校で整備実施	・保全改修実施校21校で整備実施

校舎を活用した環境学習プログラムの展開【拡充】

(学校づくり推進課・学校教育課)

環境に配慮した校舎整備に併せて、校舎(断熱材、自然換気装置など)を活用し、他教科と連動した環境教育プログラムの実施を進めていきます。



実施スケジュール

～24年度	25年度	26～27年度	28～29年度
・効果検証	—	・保全改修実施校19校、新設校1校でプログラム実施	・保全改修実施校20校、新設校2校でプログラム実施

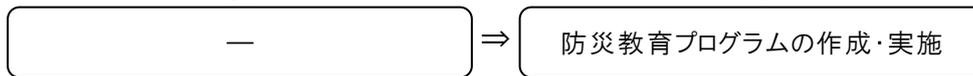
防災教育推進委員会の設立【新規】

(学校教育課)

防災教育プログラムを作成し、子どもたちが自ら考え行動する場面を訓練の中に設定するなど、実効性のある防災教育を推進していきます。また、防災マニュアルの見直しや指導者研修を実施していきます。

現状

目標



実施スケジュール

～24年度	25年度	26～27年度	28～29年度
・現状把握	・防災教育プログラムの作成	・プログラムの完成 ・配布、実施	・継続実施

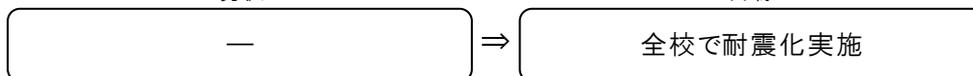
非構造部材の耐震化【新規】

(学校づくり推進課)

学校施設の天井・照明器具などにおいて、耐震対策が必要な箇所を総点検し、対策を実施し、子どもたちの安全を確保していきます。

現状

目標



実施スケジュール

～24年度	25年度	26～27年度	28～29年度
—	・総点検、設計	・屋内運動場等工事	・その他工事

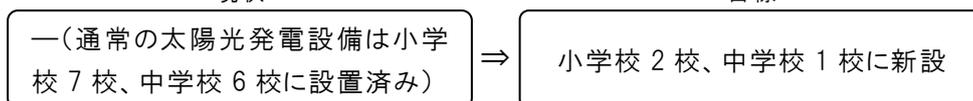
自立型太陽光発電システムの設置【新規】

(学校づくり推進課)

昼間の停電時に電力供給できる自立型太陽光発電システムを校舎に設置し、地域の防災拠点として、防災力の向上を図ります。

現状

目標



実施スケジュール

～24年度	25年度	26～27年度	28～29年度
—	・小学校1校に設置	・中学校1校、小学校1校に設置	—

6 家庭教育力の向上

(1) テーマ目標

- 子育て仲間、地域の人、学校などとの関わりを通じて、保護者が子育てについて考え、成長している。
- 保護者が大きな困難を抱えたときに、総合的かつ専門的な支援を受けることができる環境が整備され、保護者がその支援について理解している。

(2) 現状と課題

本市の子ども総合計画（新・とよた子どもスマイルプラン）に基づき、おめでとう訪問の実施と全出生児への拡大、子育てサークルの世代間交流の推進、こども園での親の保育参加事業の推進、家族のコミュニケーション推進運動の展開などに取り組んでいます。特に、未就学児までの親育ちを支える取組は充実していますが、小学校入学以降の親育ち支援の取組が限定的で、情報なども分散しています。

(3) 重点取組

親は子どもの発達成長の段階に応じて様々な悩みや不安を抱えます。それらを親だけが抱え込むことがないようにするため、適切なアドバイス、相談・情報提供体制の整備や子育て支援環境の整備を進め、子育ての喜びを感じながら、親として成長していけるよう支援します。また、保護者相互の学び合いを促したり、地域からの協力を得たりして、社会全体で親育ち支援を進めます。

具体的には、家庭教育支援情報の集約・発信、親への家庭教育学習の支援、親育ちのための環境づくり、啓発方法の工夫などを図ります。また、パルクとよたにおいて、スクールソーシャルワーカー*（SSW）の人員を拡大し、困難を抱えた家庭への積極的な支援を進めます。

(仮称) 家庭教育手帳の作成・活用【新規】 (次世代育成課)

小中学生の保護者に対し、子どもとの関わり方のアドバイスや市の子育て支援策の情報を掲載し、子どもの成長及び親育ちの経過を記録できる冊子などを作成します。また、冊子などの活用機会の設定や関係団体に協力を働き掛けるなど、冊子の活用方法を工夫します。

現状 目標

調査・検討 ⇒ 全児童生徒の保護者に配布

実施スケジュール

～24年度	25年度	26～27年度	28～29年度
・情報収集 ・作成計画	・原案作成 ・家庭教育手帳第1案完成	・モデル地区で実践、完成	・効果を検証

(仮称) 親育ち交流カフェの開設【新規】 (次世代育成課)

保護者・地域住民・学校などの協力を得ながら、保護者が集まって、子育てに関する情報交換や相談をする機会づくりに取り組みます。例えば、子育ての先輩保護者から子育てに関する話を聞くなど、保護者同士や地域力を活用して学び合う関係を作ります。

現状 目標

— ⇒ 27地区で実施

実施スケジュール

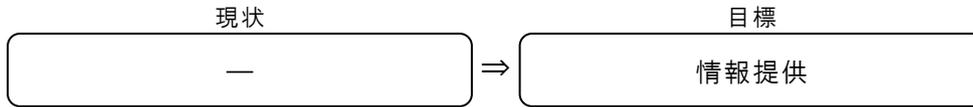
～24年度	25年度	26～27年度	28～29年度
・情報収集	・実施方法検討	・モデル実施	・各地区で実践



家庭教育関連情報の集約と提供【新規】

(次世代育成課)

様々な部署で実施されている家庭教育に関する取組を集約し、子どもの年齢別にまとめ、ホームページ、スマイルおやこキャンペーン、チラシ、出前講座などを通じて、市民に伝わりやすい方法で取組の情報を提供します。



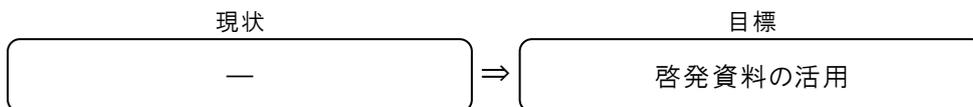
実施スケジュール

～24年度	25年度	26～27年度	28～29年度
・情報収集、集約	・情報提供開始	・随時情報を更新	・随時情報を更新

啓発資料の研究・開発【新規】

(次世代育成課)

情報の届きにくい保護者や、家庭教育への関心を高めて欲しい保護者などに対して、家庭教育の必要性を効果的に啓発できる方法を研究し、啓発映像・資料などを開発します。



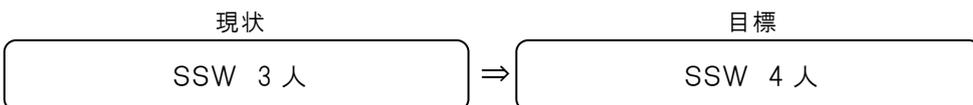
実施スケジュール

～24年度	25年度	26～27年度	28～29年度
・情報収集	・調査研究	・実施方法検討	・完成、啓発開始

パークとよたの相談活動の充実【拡充】

(学校教育課)

スクールソーシャルワーカー(SSW)の人員を拡大し、教育・保健・福祉・青少年健全育成など関係機関との連携や、家庭訪問・出張相談、福祉的な相談への対応を充実させ、困難を抱えた家庭への積極的な支援を進めます。



実施スケジュール

～24年度	25年度	26～27年度	28～29年度
・SSWの活用についてアンケート調査実施	・アンケート分析、情報収集	・1人増員	・継続実施

7 青少年に対する支援体制の強化・充実

(1) テーマ目標

- 高校生を始めとした青少年の自立的な活動や、社会経験をする機会が増加し、青少年の地域活動や社会参加活動が増えている。
- ニート・ひきこもりを始め、困難な状況を有する子ども・若者とその家族への支援体制の充実が図られ、一人ひとりの状況を踏まえた丁寧な支援が行われている。

(2) 現状と課題

本市の子ども総合計画に基づき、子どもの主体性を尊重した子育ての支援、次代を担う青少年の健全育成と自立までの支援の促進などに取り組んでいます。

多くの地域で、小中学生は、自治区や地区コミュニティ会議などにより、地域活動や社会参加の機会が比較的身近なところにあります。ただし、子ども会、ジュニアクラブ活動が低調又は廃止となっている地域も見られます。

高校生以上の青少年が地域活動や社会参加をする機会は限定的で、特に意識の高い青少年でないと参加の機会が得にくい面があります。

また、結婚を希望する未婚者が多いことや、ニート・ひきこもりなどの子ども・若者課題から、コミュニケーション能力、人や社会とつながる力を高める支援や、困難な状態に陥ったときの的確な支援を提供する仕組みの充実が課題です。

(3) 重点取組

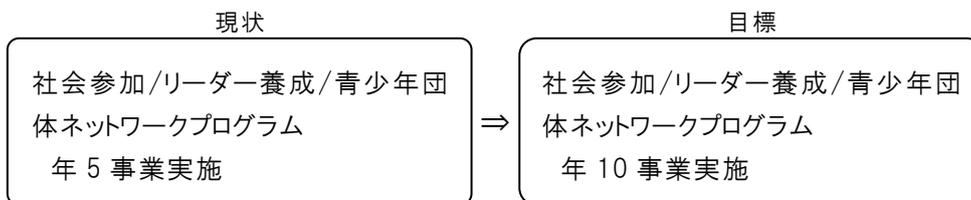
青少年が現在の生活を充実させるとともに、将来にわたり充実した幸せな生活を送り、さらに、まちづくりに積極的に関わる市民として成長していくことができるように、青少年が自立心や社会性を獲得するための支援体制と、青少年が抱える課題や困難に対応するための支援体制の充実を図ります。

具体的には、青少年の自立性・主体性を伸ばすこと、高校生以上の地域活動や社会参加の機会を増やすことを目指し、青少年育成プログラムの再編と市内の関係機関・団体間の連携を進めます。また、ニート・ひきこもりなど自立に困難を抱える子ども・若者とその家族に対して、(仮称)自立支援サポートステーションや(仮称)自立支援地域協議会を開設・設置し、きめ細やかな支援に取り組みます。

青少年育成プログラムの再編【拡充】

(次世代育成課)

青少年センターなどで取り組む事業について、青少年の自立性や社会性を育成するという観点から再編し、小中学生のリーダー養成事業、高校生以上を対象とした社会参加機会の提供、意見表明やまちづくりなどへの参画の機会づくりに、重点的に取り組みます。



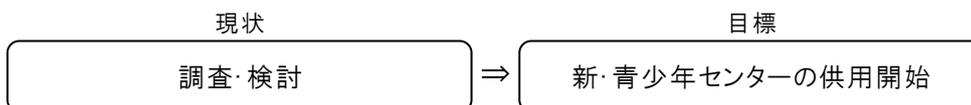
実施スケジュール

～24 年度	25 年度	26～27 年度	28～29 年度
・プログラム再編	・プログラム再編	・プログラム再編	・プログラムの充実

施設のソフト機能の見直しを含めた青少年センターの再整備【拡充】

(次世代育成課)

交流館、市民活動センター、福祉センター、スポーツ施設や、各分野の専門機関・団体など、様々な社会資源を活用した青少年育成支援のための企画・調整を図る機関として、青少年センターを位置付け、各機関における青少年育成活動の充実と効果的な推進を図ります。青少年の育ちを支える拠点施設として、青少年センターを再整備します。



実施スケジュール

～24 年度	25 年度	26～27 年度	28～29 年度
・再整備候補地の検討	・基本設計及び 詳細設計	・施設改修、移転 ・新・青少年センター 供用開始	・新・青少年センターの 運営

(仮称) 自立支援サポートステーションの開設【拡充】 (次世代育成課)

主に 20 歳以上の若者を対象とした相談、就労などに向けた学習・訓練、当事者や保護者のグループ活動の支援、カウンセリングなどを通じて、社会参加や就労などの支援を行う中核的な拠点として、(仮称)自立支援サポートステーションを開設します。

現状

自立支援相談会 月 2 回
開設に向けた研究・検討

⇒

目標

相談窓口の常設、開設・事業運営

実施スケジュール

～24 年度	25 年度	26～27 年度	28～29 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援相談会 月 2 回 ・開設に向けた研究、検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援相談会 月 3 回 ・全体機能構想の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援相談会 月 4 回 ・運営主体の選定、協議 ・(仮称)自立支援サポートステーションの開設、事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)自立支援サポートステーションの運営

(仮称) 自立支援地域協議会の設置【新規】 (次世代育成課)

ニート・ひきこもりを始め、困難を有する子ども・若者とその家族に適切な支援を行うため、青少年相談センター、保健所、医療機関、福祉機関、就労支援機関、支援NPO、当事者団体などを始めとする関係機関・団体などによる(仮称)自立支援地域協議会を設置するなど、ネットワークの構築を進めます。

現状

—

⇒

目標

設置・運営

実施スケジュール

～24 年度	25 年度	26～27 年度	28～29 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連絡調整会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)自立支援地域協議会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)自立支援地域協議会の運営、メンバーの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)自立支援地域協議会の運営、メンバーの充実

8 ものづくり事業の更なる展開

(1) テーマ目標

- 子どもたちがものづくりに触れる機会が多く、系統的にもものづくりを学んでおり、市民がものづくりを理解し、支え、大切にしている。

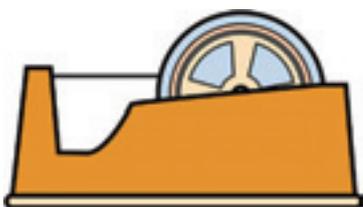
(2) 現状と課題

ものづくり教育プログラムの実施校の拡大や、子どもたちのものづくり活動を支えるものづくりサポーターも増員され、ものづくりの楽しさを実感し、興味・関心を持つ年代での、学校教育におけるものづくりを支える体制は整ってきています。

しかし、現在対象としている小学校 1 年生から 4 年生だけでは、ものづくりに興味・関心を高める部分が欠如しています。ものづくりの楽しさを実感し、ものづくりに興味・関心を持つ子どもたちの裾野を広げ、その中からもっと興味を持った子どもが次のステップへ進み、より深く体験できる環境づくりが必要です。また、ものづくり体験が職業や仕事に結び付くような事業展開をしていくことも必要と考えます。

(3) 重点取組

子どもたちにもものづくりへの興味・関心を高めるためのものづくり教育プログラムを更に拡充するとともに、ものづくりを系統的に学ぶプログラムを構築します。また、放課後児童クラブや子ども会など生活や地域の中でのものづくりに触れる機会の増大を図ります。さらに、子どもたちがものづくりの達人から基礎技術を学び、その学びを生かして夢のあるものづくりを長期間で取り組むなど、豊田市らしいものづくり講座を実施します。



学校でのものづくり教育プログラムの拡充【拡充】 (生涯学習課)

学習指導要領に基づいて、各教科で取り組むものづくり教育プログラムを改定、新設します。小学校5・6年生対象のプログラムを開発し、現在のものづくり教育プログラムの対象学年を拡大します。

現状
目標

小学校 1～4 年生を対象にしたプログラムを年 37 校で実施

⇒

小学校 1～6 年生を対象に年 35 校以上で実施

実施スケジュール

～24 年度	25 年度	26～27 年度	28～29 年度
—	・企画委員会の設置、小学校 5・6 年生対象のプログラムの開発	・小学校 1～6 年生を対象にものづくり教育プログラムを実施	・小学校 1～6 年生を対象にものづくり教育プログラムを実施

放課後児童クラブ等でのものづくりサポーターによるものづくり活動支援【新規】 (生涯学習課)

放課後児童クラブ等でサポーターによる出前講座を実施したり、PTA や子ども会の活動へサポーターを派遣するなど、生活や地域の中でもものづくりに触れる場所や機会を増やすよう取り組みます。

現状
目標

—

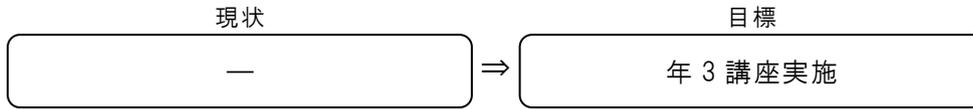
⇒

年 5 団体支援

実施スケジュール

～24 年度	25 年度	26～27 年度	28～29 年度
—	・支援の内容やサポーター派遣の方法など検討	・支援実施	・支援実施

豊田市らしいものづくり分野の達人から基礎技術を学び、その学びを生かして夢のあるものづくり(例. 未来のクルマづくり)を長期間で取り組みます。また、ものづくり関連施設や関連企業の協力・連携を構築します。



実施スケジュール

～24 年度	25 年度	26～27 年度	28～29 年度
—	・講座内容の検討	・講座実施	・講座実施



9 文化芸術に係る人材育成と活用

(1) テーマ目標

- 文化芸術を通じたまちづくりや教育など、公益的な活動への関心が高まり、市民や文化芸術活動者の中から、社会貢献活動を行う人が増えている。
- 子どもの文化芸術への関心が高まり、鑑賞や創作活動をする子どもが増えている。

(2) 現状と課題

本市では、文化芸術振興計画を平成20年4月に策定し、各分野との連携を図りながら、文化芸術分野の施策を総合的かつ体系的な推進に取り組んでいます。

この計画の中で、文化芸術活動を営む人材の育成を課題の一つとしてあげていますが、それに係る事業の進捗が遅れています。平成23年度に文化芸術振興委員会から「文化振興を支える人材の育成や人材活用など、市民の自主性を重んじた文化芸術活動の支援策の必要性」について提言を受けています。

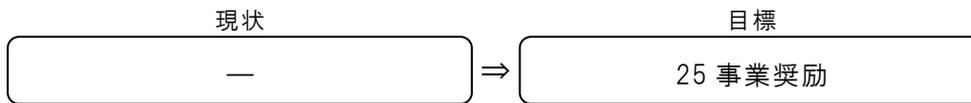
(3) 重点取組

地域に根ざした文化芸術活動の展開、文化芸術の幅広い領域への波及などを図るために、市内外の芸術家・専門家や文化芸術活動を行っている市民などが、そのスキルを生かして、地域の活性化、子どもの情操教育、文化芸術活動へのきっかけづくりなどの公益的な活動に取り組むことを促します。具体的には、芸術家や文化団体が住民や関係者と共に、自然や町並み、歴史などの地域資源を活用して行う文化事業の奨励や、学校への文化活動者派遣事業を実施します。

地域資源を活用した文化事業の奨励【新規】

(文化振興課)

文化芸術を活用して豊田市のまちづくりに貢献できる人材の育成を目指し、市内外の芸術家や文化団体が、住民や関係者と共に、地域資源を活用して行うアートプロジェクトを奨励する制度設計に取り組みます。



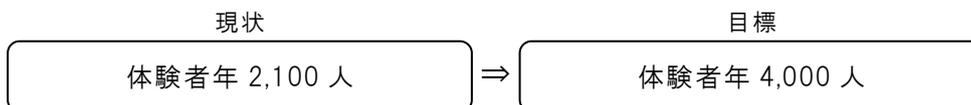
実施スケジュール

～24 年度	25 年度	26～27 年度	28～29 年度
・実施方法の検討	・人材育成プログラムを組み込んだ制度の試行実施	・制度を改善調整し実施(平成26年度) ・制度実施(平成27年度)	・制度実施

学校への文化活動者派遣事業の実施【拡充】

(文化振興課)

芸術家や文化団体のスキルを子どもの育成に生かすことを目的に、学校における子どもたちと文化芸術との出会いや体験を取り入れた授業作りのためのサポートプログラムを作成します。さらに、子どもたちのコミュニケーション能力・表現力の向上を目的とした質の高いプログラムの実施に向けた検討を行います。



実施スケジュール

～24 年度	25 年度	26～27 年度	28～29 年度
・プログラムの内容、運用方法検討	・モデル事業による試行実施及びプログラムの調整	・プログラムによる事業の実施	・制度実施

10 市民力を生かした郷土愛の育成

(1) テーマ目標

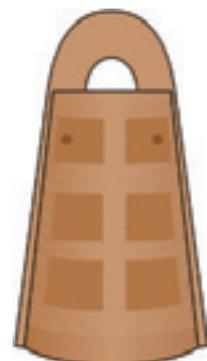
- 市民力を生かした歴史や文化財の普及・啓発活動により、郷土を愛する人づくりが行われている。

(2) 現状と課題

豊田市は、地域ごとに多くの特色のある歴史や文化財に恵まれているにもかかわらず、郷土の歴史・文化に対する誇りや愛着を持っている市民の割合は40%と決して高い数字とはなっていません。市民が豊田市に誇りを持ち、住んでいて良かったと実感できるようになるためには、郷土の歴史や文化を知り、理解を深めていくことが必要です。

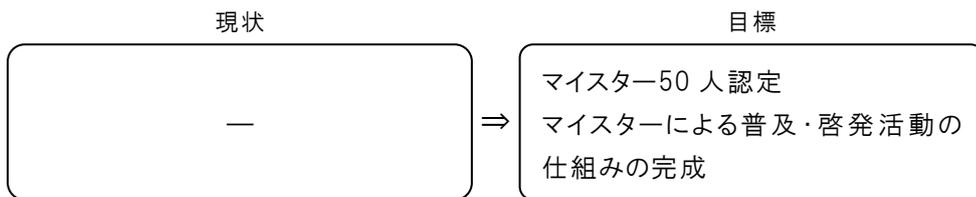
(3) 重点取組

歴史講座などの参加者や、地域の歴史に関する調査・研究などで、独自に活動している市民や団体が存在します。こうした市民の力を生かし、地域の宝である歴史や文化財を普及・啓発してもらう仕組みとして、(仮称)ふるさとマイスターの育成と普及・啓発活動を推進します。なお、そのような地域の歴史や文化財を普及・啓発する市民が、周りから評価され、やりがいを感じるような仕組みづくりをすることで、郷土を愛する人づくりが一層進むと考えます。



(仮称)ふるさとマイスターの育成と普及・啓発活動の推進【新規】 (文化財課)

ふるさとの歴史や文化財を語ることができる人材として、(仮称)ふるさとマイスターを市民の中から募集します。応募のあった市民には、研修カリキュラム「(仮称)ふるさとカレッジ※(マイスターコース)」を受講してもらい、(仮称)ふるさとマイスターとして認定していきます。認定された(仮称)ふるさとマイスターが歴史や文化財の普及・啓発活動に活躍できる場を設け、(仮称)ふるさとマイスターの活動を積極的かつ側面的に支援していきます。



実施スケジュール

～24年度	25年度	26～27年度	28～29年度
・実施方法の検討	・(仮称)ふるさとカレッジ研修プログラム作成	・(仮称)ふるさとカレッジ実施 ・(仮称)ふるさとマイスター認定、普及・啓発活動実施	・(仮称)ふるさとカレッジ実施 ・(仮称)ふるさとマイスター認定、普及・啓発活動実施

※ふるさとカレッジ：市民が講座、講演会、調査活動などを通じて郷土の歴史や文化を学び、調べ、考える機会を創出する取組



1.1 市民のスポーツ活動への支援

(1) テーマ目標

- 子どもがスポーツに親しむことにより、その体力が向上している。
- 地域スポーツクラブやスポーツ推進委員の活動により、地域住民のスポーツ習慣が定着している。

(2) 現状と課題

本市では、平成23年に第2次生涯スポーツプランを策定し、市民全員が毎日スポーツを実施する「生涯スポーツのまち とよた」を基本理念に掲げています。

その実現のためには、スポーツ習慣の形成と継続が不可欠ですが、子どもの体力は、昭和60年頃をピークに低下し、現在も依然として低い状況にあります。そのような状況の中、本市の小中学生は、体力・運動能力調査において、ほとんどの種目が全国平均以下となっており、まず、子どもの体力向上に向けた具体的な取組を推進する必要があります。

さらに、成人においても現状（平成23年10月現在）では、週1日以上スポーツを実施している成人の割合は57.9%、週3日以上スポーツを実施している成人の割合は35.9%にとどまっており、成人のスポーツ実施率を引き上げるための取組を推進する必要があります。

【本市のスポーツの定義】

競技スポーツや学校体育だけでなく、ウォーキングや散歩、外遊びなどの軽い運動、キャンプなどの野外スポーツ、徒歩や自転車による買い物・通勤などの日常生活における体力づくりや健康の保持増進を意識した身体活動までを幅広くスポーツとして捉えます。

(3) 重点取組

子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣を養う取組を展開し、子どもの体力の向上を図ります。また、地域スポーツクラブ及びスポーツ推進委員を地域スポーツ推進の核と位置付け、地域スポーツ環境の充実を図ることにより、市民のスポーツ習慣の定着を図ります。

具体的には、元気っ子プログラム（子どもの体力向上プログラム）の展開に向けて、コーディネーショントレーニングの全市的展開、体力向上1校1実践運動の展開、体力向上補助指導員の配置拡大などに取り組みます。また、地域スポーツ推進環境の充実に向けて、地域スポーツクラブの自立支援、スポーツ推進委員活動の充実に取り組みます。

●元気っ子プログラム（子どもの体力向上プログラム）の展開

(スポーツ課)

コーディネーショントレーニング教室の開催【拡充】

コーディネーショントレーニングの実践の場として、学校活動や保育活動に取り入れるほか、地域において教室事業を展開します。

現状

5 地区で実施

⇒

目標

27 地区で実施

実施スケジュール

～24 年度	25 年度	26～27 年度	28～29 年度
・5 地区で実施	・9 地区で実施	・21地区で実施	・27 地区で実施

(学校教育課)

体力向上 1 校 1 実践運動の展開【新規】

地域の特性や児童生徒の現状を踏まえ、学校ごとに特色ある体力向上の取組を実践します。

現状

—

⇒

目標

全小中学校で実施

実施スケジュール

～24 年度	25 年度	26～27 年度	28～29 年度
・児童生徒の体力に関する現状把握	・体力向上推進委員会の設置	・モデル校実施	・実施校拡大

(学校教育課)

体力向上補助指導員の配置拡大【拡充】

小学校を対象に、専門的な立場で体育の授業を補助する体力向上補助指導員の配置を拡大し、体育の授業の充実を図ります。

現状

19 校 20 人配置

⇒

目標

35 校 35 人配置

実施スケジュール

～24 年度	25 年度	26～27 年度	28～29 年度
・現状把握と課題分析	・課題の解消 ・増員への啓発	・指導員の増員	・指導員の増員

●地域スポーツ推進環境の充実

指導者活用事業補助制度の利用促進【拡充】 (スポーツ課)

地域スポーツクラブの自立に向け、指導者・マネジメント人材養成講座の充実や指導者活用事業補助制度の利用促進などに取り組み、地域人材の発掘と育成を図ります。

現状

指導者活用事業補助金の交付
1クラブ

⇒

目標

指導者活用事業補助金の交付
12クラブ

実施スケジュール

～24年度	25年度	26～27年度	28～29年度
・補助金交付 1クラブ	・補助金交付 4クラブ	・補助金交付 8クラブ	・補助金交付 12クラブ

スポーツ推進委員活動の充実【拡充】 (スポーツ課)

スポーツ推進委員の資質向上に向けて、研修の充実を図ります。また、スポーツ推進委員協議会と連携し、地域スポーツクラブが設立されていない地域を中心に、スポーツ習慣のきっかけづくりの場を提供します。

現状

地域活動 月1回

⇒

目標

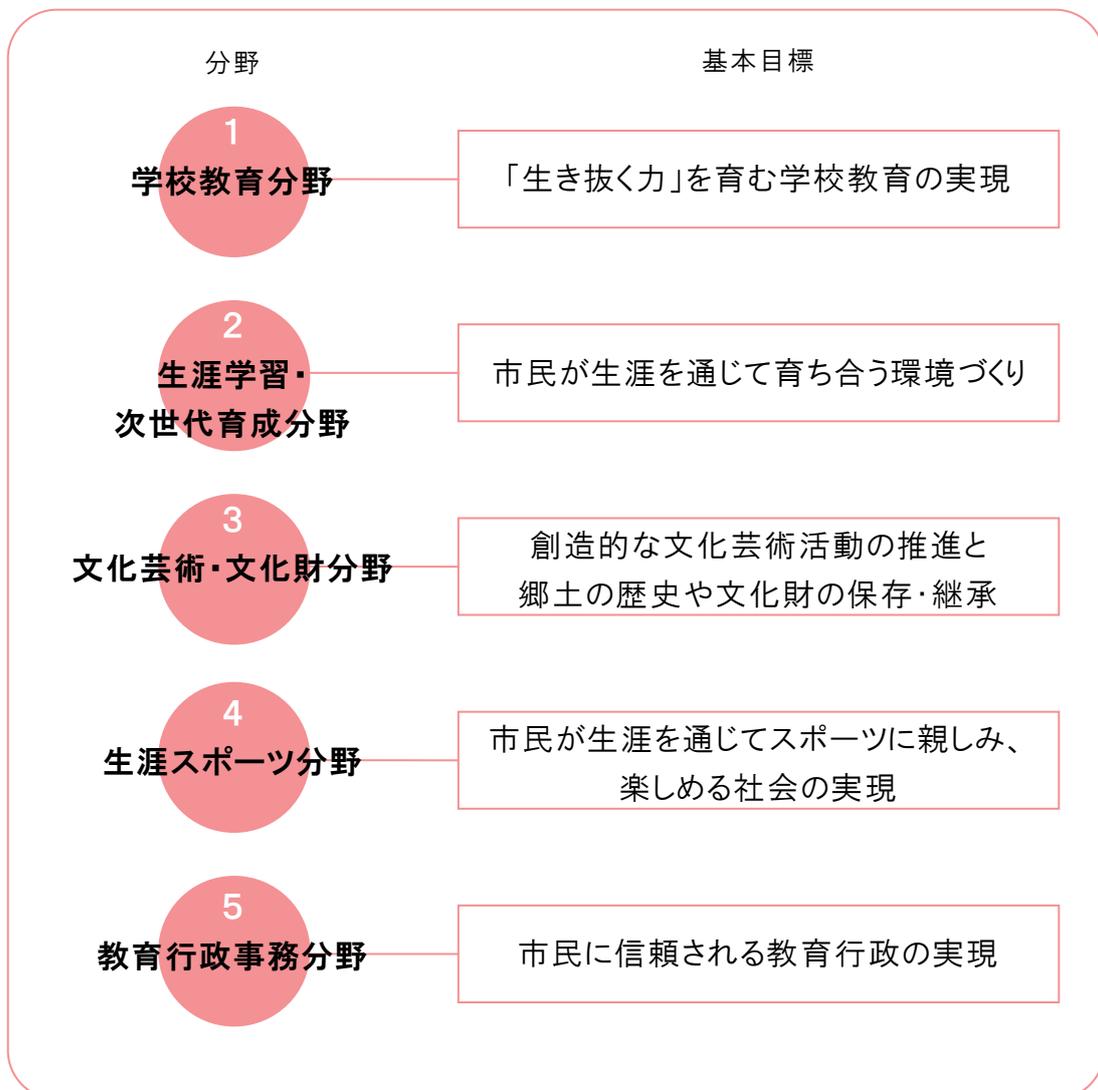
地域活動 月2回

実施スケジュール

～24年度	25年度	26～27年度	28～29年度
・市主催研修の実施 ・専門部会活動の充実	・市主催研修の充実 ・専門部会活動の充実	・市主催研修の充実 ・専門部会活動の充実	・市主催研修の充実 ・専門部会活動の充実

第5章 施策体系

第3章の基本的な考え方に基づき、今後、推進すべき教育分野の施策について、次のように5つの分野に分け、分野ごとに基本目標と成果指標を設定しました。また、各分野ではその基本目標を実現するための施策を体系的に整理し、実施内容とその活動指標を設定しています。



【参考】表の見方

【成果指標】

■■の割合	
現状(H24) 小学生：■■% 中学生：■■% 【備考】■■アンケート	⇒ 目標 ■■%

現状の数値を記載しています。
 ※小学生は5年生、中学生は2年生の数値を指標としています。

成果指標を把握する方法として、アンケートの名称や計算方法等を記載しています。

5年後（平成29年度）の目標を記載しています。

【重点】と表記があるものは、4章の重点テーマにも掲載されています。（括弧内の数字は重点テーマ番号を示します。）

実施内容の現状を記載しています。
 現状で実施されていない場合「－」と表記しています。

○主な実施内容

	実施内容	現状	活動指標	目標	担当課
新規	【重点1】■■の推進	調査・検討	■■の実施 (平成28年度)		■■課
拡充	■■の充実	年■回実施	年■回実施		■■課

「新規」、「拡充」（事業量の増加や質の充実）、「改善」（取組の基本的な在り方を再検討）、「継続」のいずれかを記載しています。

5年後（平成29年度）の目標を記載しています。平成28年度以前に目標設定している場合は、その年度等を表記しています。

1 学校教育分野

【基本目標】 「生き抜く力」を育む学校教育の実現

価値観の多様化、情報化社会の加速化など、社会はこれからも複雑化していくものと考えられます。そのような社会の中で、変化に適応しつつ、個性を発揮し、主体的・創造的に行動し、他者と共働しながら、たくましく生き抜く力*のある子どもを育成していきます。

そのために、学校教育の中で、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力を育むとともに、コミュニティ全体（家庭・学校・地域）で子どもを育てる取組を進めます。また、その基盤となる教員の指導力の向上や学校施設などの学習環境の充実に取り組みます。

【施策体系】

施策1-1 確かな学力の育成

- (1) 学びのつながりを重視した教育の推進
- (2) きめ細かな指導のための教員配置と学級編制の推進
- (3) 新しい学びのスタイルの推進
- (4) 教科指導の充実

施策1-2 豊かな心の育成

- (1) 道徳教育の推進
- (2) 豊かな体験活動の推進

施策1-3 健やかな体の育成

- (1) 運動を通じた体力の育成
- (2) 健康教育の推進

施策1-4 共に生きる教育の 充実

- (1) 特別支援教育の充実
- (2) いじめ・不登校対策の充実
- (3) 外国人児童生徒への支援の充実

施策1-5 社会の変化に 対応する教育の推進

- (1) 防災教育の充実
- (2) へき地・小規模校教育の充実
- (3) キャリア教育の充実
- (4) 情報教育の推進
- (5) 国際理解教育の推進
- (6) 環境教育の充実

施策1-6 高い指導力のある 教員の育成

- (1) 教員の指導力向上を図る体制整備
- (2) 研修の充実
- (3) 校長のマネジメント力の向上
- (4) 困難な学校諸問題への対応

施策1-7 地域と共に歩む 学校づくりの推進

- (1) 地域の学校運営への参画
- (2) 学校評価の充実・活用と学校教育の「見える化」
- (3) 地域力を生かした学校支援の推進

施策1-8 学習環境と 学校施設・空間の 充実

- (1) 学習環境から見た学校規模適正化の推進
- (2) 快適で豊かな学校施設整備
- (3) 学校施設における情報環境の整備
- (4) 計画的な保全改修の実施
- (5) 学校の防災・防犯機能の向上
- (6) 給食調理環境の整備と施設延命化の推進

【成果指標】

学校生活に満足している児童生徒の割合

現状(H23)	目標
小学生:79.6% 中学生:71.7%	83% 75%

【備考】 教育に関するアンケート調査(小学生、中学生)の「満足」「ほぼ満足」の割合

標準学力検査の平均得点率(通過率)

現状(H23)	目標
小学生 国語:60.8%(全国平均 60.7%) 算数:68.4%(全国平均 66.3%) 中学生 国語:66.2%(全国平均 62.0%) 数学:54.9%(全国平均 47.5%)	全国平均を上回る

【備考】 標準学力検査

学校のきまり(規則)を守っている児童生徒の割合

現状(H24)	目標
小学生:96.3%*(全国平均 91.3%) 中学生:94.8%*(全国平均 92.1%)	97% 95%

【備考】 全国学力・学習状況調査の「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合
※抽出校(小学校8校、中学校4校)の結果のため、参考値とする。

将来の夢や希望を持っている児童生徒の割合

現状(H24)	目標
小学生:88.0%※(全国平均 86.7%) 中学生:72.8%※(全国平均 73.2%)	90% 80%
【備考】 全国学力・学習状況調査の「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合 ※抽出校(小学校8校、中学校4校)の結果のため、参考値とする。	

新体力テストの平均値

現状(H23)	目標
小学生 男子:全国平均以上 0 種目 女子:全国平均以上 0 種目 中学生 男子:全国平均以上 0 種目 女子:全国平均以上 3 種目	全種目で全国平均を上回る
【備考】 新体力テスト	

生活習慣病(肥満)の児童生徒の割合

現状(H24)	目標
小学生:7.5% 中学生:8.1%	7.5%以下 7.2%以下
【備考】 担当課集計	

給食に満足している児童生徒の割合

現状(H23)	目標
小学生:77.5% 中学生:73.6%	82% 78%
【備考】 教育に関するアンケート調査(小学生、中学生)の「満足」「ほぼ満足」の割合	

いじめ※解消率

現状(H23)	目標
小学校:98.6% 中学校:97.8%	100% 100%
【備考】 担当課集計(いじめの解消率 = いじめの解消件数/いじめの認知件数) ※いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」としています。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。	

不登校児童生徒数の割合

現状(H23)	⇒	目標
小学校:0.3% 中学校:2.6%		0.1%以下 1%以下
【備考】 担当課集計		

教科内容を理解している児童生徒の割合

現状(H23)	⇒	目標
小学生 国語:88% 社会:83% 算数:82% 理科:88% 中学生 国語:70% 社会:65% 数学:63% 理科:67% 英語:57%		4教科全て 85% 5教科全て 70%
【備考】 教科に対する意識調査の「ほとんど分かる」「だいたい分かる」の割合		

学校の行事・活動に協力してもいいと思う市民の割合

現状(H23)	⇒	目標
84.7%		90%
【備考】 教育に関するアンケート調査(市民)		

施設保全改修実施率

現状(H23)	⇒	目標
19.5% (17校/対象 87校)		82.8% (72校/対象 87校)
【備考】 担当課集計		

施策 1-1 確かな学力の育成

子どもたちの「生き抜く力」の育成において、思考力、判断力、表現力などの確かな学力を身に付けていくことは大変重要です。子どもたちが、基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題を解決していく力を培うために、確かな学力の育成に取り組みます。

(1) 学びのつながりを重視した教育の推進

確かな学力の育成に向けて、こども園・幼稚園、小学校、中学校の子どもや教員の連携・交流を一層促進し、幼児期からの学びのつながりを重視した教育を進めます。特に、豊田市のことを学び・体験し・考える(仮称)とよた大好きっ子カリキュラム、小中一貫教育の調査・研究など、モデル校、モデル地域の取組を通じて方針を決定し、地域特性に応じた園小中連携や一貫教育などの仕組みづくりを進めます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	【重点4】(仮称)とよた大好きっ子カリキュラムの作成	わくわくいきいきプランを基に、園小中連携を実施	カリキュラム作成し、3校でモデル実施		学校教育課 保育課
新規	【重点4】小中一貫教育の調査・研究及び推進	—	小中一貫教育の方針決定・方針に沿った取組の実施		学校教育課 学校づくり 推進課

(2) きめ細かな指導のための教員配置と学級編制の推進

子どもたちの学力向上を適切に進めていくために、少人数学級・少人数指導の拡大や、補助員の配置を学校の裁量で決定する学校はつらつ支援事業などを行い、各校の実情を踏まえ、教員が子どもたちへのきめ細かな指導を行うことができる環境をつくります。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	少人数学級の拡大と少人数指導の研究	小1:32人学級、小3・中2・中3:35人学級を実施(小2・中1は県で35人学級を実施)	少人数学級・少人数指導の拡大		学校教育課
継続	学校はつらつ支援事業の推進	全小中学校で実施	全小中学校で実施		学校教育課

(3) 新しい学びのスタイルの推進

分かりやすい授業を展開し、学力の向上を図るために、学校におけるICT環境の整備を進めるとともに、デジタル教科書の効果的な活用など、情報化に対応した学習スタイルの普及に取り組みます。特に、デジタル教科書を有効活用するために、ICT機器の配備拡大に取り組みます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	【重点2】ICT(デジタル教科書等)を活用した授業の展開	ICT機器の配備中 デジタル教科書利用授業 1学級当たり月 8時間	ICT機器の配備完了 デジタル教科書の利用授業 1学級当たり月 20時間		学校教育課

(4) 教科指導の充実

学力向上の中心は授業による教科指導です。教員の教科指導の充実が、子どもたちの学力の向上のための要となります。教科指導に関する教員研修の充実などを通じて、教科指導の一層の強化を推進します。特に、理数教育の充実に取り組み、次代の科学技術を担う人材の育成を推進します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	所管
拡充	理数教育の充実	CST事業(理数系教員養成拠点構築事業)の実施	CST資格を持った理数系教科指導員による研修の実施、学習施設との連携・活用		学校教育課
継続	教科領域等指導員の研修の実施	年3回の研修会、教科領域ごとの合同研修会、個別指導の実施	年3回の研修会、教科領域ごとの合同研修会、個別指導の実施		学校教育課

施策1-2 豊かな心の育成

子どもたちが、自己の内面を見つめ、様々な悩みや心の揺れ、葛藤と向き合い、未来に夢や希望を持って生きようとする実践力を培い、豊かな心で生きることができるように、人間性の育成に取り組めます。

郷土愛、公共の精神、人権など、学校での道德教育のほか、地域での交流活動や体験活動などが大切であり、家庭・学校・地域の連携を強化しながら、子どもたちの感性や人間性を育む取組を幅広く推進します。

(1) 道德教育の推進

道德指導員による学校への指導訪問の充実や、教員を対象とした道德教育講座の開催を通じて、各学校での授業の工夫を促進しながら、子どもたちの心に響く道德教育を進めます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
継続	道德指導員による指導訪問の実施	年 28 校実施	年 28 校実施	年 28 校実施	学校教育課
継続	道德教育講座の開催	年 1 回実施 (51 校対象)	年 1 回実施 (51 校対象)	年 1 回実施 (51 校対象)	学校教育課

(2) 豊かな体験活動の推進

子どもたちが地域の人々や自然、歴史や伝統などにふれあい、様々な心に残る体験をすることができるように、都市と山間の交流事業、特色ある学校づくり推進事業、能楽鑑賞教室、心に残る記念事業などに取り組めます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	都市と山間の交流事業の拡大	年 28 校で実施	年 30 校で実施	年 30 校で実施	学校教育課
継続	特色ある学校づくり推進事業「チャレンジ&ドリーム校」の推進	全小中学校で実施	全小中学校で実施	全小中学校で実施	学校教育課
継続	能楽鑑賞教室、心に残る記念事業の実施	能楽鑑賞教室：中学1年対象に年1回実施、心に残る記念事業：中学3年を対象に年1回実施	能楽鑑賞教室：中学1年対象に年1回実施、心に残る記念事業：中学3年を対象に年1回実施	能楽鑑賞教室：中学1年対象に年1回実施、心に残る記念事業：中学3年を対象に年1回実施	学校教育課

施策1-3 健やかな体の育成

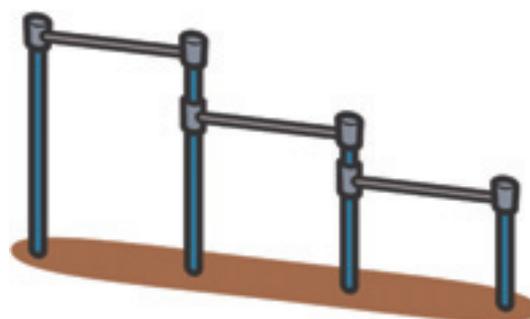
子どもたちの健やかな体を育てるために、学校での運動を通じて体力の向上を図るとともに、健やかな体の基盤となる食生活などを始めとして、子どもたちが自ら進んで健康な生活を選択できるような知識と習慣を身に付けられるよう、健康教育などの取組を進めます。

(1) 運動を通じた体力の育成

学校における体育指導の充実に取り組み、運動を通じた子どもたちの体力の向上を推進します。新たに体力向上推進委員会を設置し、体力向上1校1実践運動などに取り組んでいきます。また、小学校を対象に、専門的な立場で体育の授業を補助する体力向上補助指導員の配置を拡大し、体育の授業の充実を図ります。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	【重点11】体力向上1校1実践運動の展開	—		全小中学校で実施	学校教育課
拡充	【重点11】体力向上補助指導員の配置拡大	19校20人配置		35校35人配置	学校教育課



(2) 健康教育の推進

子どもたちが健康的な生活習慣を身に付けられるように、家庭などとも協力しながら、学校保健などを通じた健康教育や保健指導に取り組みます。学校保健の中心となる養護教諭を支援するために、養護教諭アドバイザーを設置し、学校における保健指導を充実させていきます。

また、子どもたちが生涯にわたって健康に暮らせるよう、肥満の防止などに関する健康教育や生活習慣病予防対策を推進します。あわせて、豊田産の食材を給食に利用するなど給食内容の工夫・充実を図るとともに、栄養教諭などを中心とした食に関する指導を推進します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	養護教諭の支援の充実	主任養護教諭による訪問・指導	養護教諭アドバイザーの設置		学校教育課
継続	児童生徒の生活習慣病予防対策の推進	中学校1年生を対象とした血液検査の実施(年1回)及び事後指導	小中学生を対象にした腹囲測定及び事後指導の実施		保健給食課
継続	給食を通じた食育推進事業の推進	豊田産食材の使用(米粉パン月1回、スライスパン月1回、ロールパン月1回、麺年8回)、献立コンクール、保護者試食会など	豊田産食材の使用(米粉パン月1回、スライスパン月1回、ロールパン月1回、麺年8回)、献立コンクール、保護者試食会など		保健給食課



施策1-4 共に生きる教育の充実

障がい児や外国人児童生徒の増加、いじめ問題などを背景に、子どもたちの「共に生きる」心を育てていくことが重要になっています。子どもたちの正義感や公正さを重んじる心、他人を思いやる心を培うとともに、障がい児や外国人児童生徒への教育の充実、いじめ対策や不登校の充実などを図り、「共に生きる」学校づくりを進めます。

(1) 特別支援教育の充実

障がい児や配慮を要する子どもの増加などの状況を踏まえ、特別支援教育の体制充実を進めます。特別支援教育コーディネーターの力量向上、校内支援体制調査の実施、学級運営補助指導員の配置拡大などを通じて、各学校における特別支援教育の基盤整備を図ります。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	特別支援教育コーディネーターの力量向上	研修会年2回実施	特別支援教育アドバイザーの設置		学校教育課
継続	学級運営補助指導員の配置拡大	約150人の学級運営補助指導員を配置	はつらつ配置を含んで150人以上の学級運営補助指導員を適正配置		学校教育課



(2) いじめ・不登校対策の充実

いじめや不登校児童生徒に対応するために、いじめ・不登校対策推進委員会の充実、スクールカウンセラーの増員などの体制強化を進めます。

いじめ対策については、早期発見と適切な対応を迅速に図ることができるように、教員への指導の充実や、子どもたちがいじめについて相談しやすい環境づくりに努めます。

不登校児童生徒への対応として、不登校対策教員の配置などを進めるとともに、適応指導教室などの取組を推進します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
継続	【重点2】いじめ・不登校対策推進委員会の充実	いじめ解消率 小学校 98.1% 中学校 94.5% 不登校児童生徒数の割合 小学校 0.3% 中学校 2.6%		いじめ解消率 小学校 100% 中学校 100% 不登校児童生徒数の割合 小学校 0.1%以下 中学校 1%以下	学校教育課
拡充	市スクールカウンセラーの増員	市スクールカウンセラー3人		市スクールカウンセラー5人	学校教育課

(3) 外国人児童生徒への支援の充実

外国人児童生徒の増加に対応し、子どもたちが安心して学ぶことのできる学校づくりを進めます。プレスクール*、ことばの教室などの取組を通じて、外国人の子どもたちが学校に慣れ、早期に環境に適応できるように支援を行います。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	プレスクールの実施	—		1か所実施	学校教育課
拡充	ことばの教室の開設	2か所実施		3か所実施	学校教育課

施策1-5 社会の変化に対応する教育の推進

複雑化する社会の中で、子どもたちがその変化に対応し、健全な社会生活を営むための生き抜く力を身に付けられるように、環境、防災、情報化など、様々な分野における教育の推進を図ります。子どもたちが今日的な課題に自ら立ち向かい、解決していくための実践力の育成に取り組みます。

(1) 防災教育の充実

近年、大きな災害が多発する中で、防災教育の充実が課題となっています。子どもたちが災害時において適切な行動をし、自らを守ることができるように、防災教育の充実を進めます。防災教育推進委員会を設立し、防災教育プログラムの作成、防災マニュアルの見直し、指導者研修などを実施します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	【重点5】防災教育推進委員会の設立	—		防災教育プログラムの作成・実施	学校教育課

(2) へき地・小規模校教育の充実

本市は都市部から中山間地域まで様々な地域を含み、特に中山間地域の子どもの少ない地域では、学校規模も小さく、都市部と同様な教育が難しい環境にあります。

こうしたへき地の教育においては、その地域ならではの良さも生かしつつ、子どもたちが学校教育の中で様々な体験をすることができるように、都市体験や芸術体験などの機会の充実を推進します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
継続	へき地・小規模校活性化補助事業の実施	都市体験学習、芸術鑑賞会、集合学習の実施		都市体験学習、芸術鑑賞会、集合学習の実施	学校教育課

(3) キャリア教育の充実

多様化・複雑化する社会の中で、子どもたちが自らの生き方や社会との関わりを考
えていくために、キャリア教育の充実が重要になっています。

子どもたちが自らの職業観を深め、生き方や進路選択、社会貢献などについて考え
ることができるように、小学校ではキャリア教育プログラムを新たに作成し、中学校
では職場体験活動の充実を図るなど、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	【重点2】小学校でのキャリ ア教育プログラムの作成	—		プログラム完成・実 施	学校教育課
継続	職場体験活動の充実	全中学校で実施		全中学校で実施、 受入先のデータベ ースの拡大・活用	学校教育課

(4) 情報教育の推進

加速する情報化社会の中で、子どもたちの情報活用能力を育成していくことが大き
な課題となっています。

情報機器を有効利用して、調べ学習を行い、プレゼンテーションができる児童生徒
の育成を図るなど、生活や学習に適切に活用できるように情報教育を推進します。ま
た、情報機器は生活を豊かにする一方で、様々な危険も有しているため、情報モラル
教育*を通じて、こうした危険を見極める力を高めます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
継続	児童生徒の情報機器の活 用力の向上	全小中学校で情 報機器を活用した プレゼンテーション 作成の実施		全小中学校で情 報機器を活用した プレゼンテーション 作成技能の向上	学校教育課

(5) 国際理解教育の推進

グローバル化する社会の中で、子どもたちの多文化共生社会・国際化社会への理解を培っていくことが重要になっています。

イギリス・アジア・アメリカの3方面への中学生の派遣、海外からの短期留学生の受入れなど、子どもたちが海外の文化を学び、外国への理解を深めていくための国際理解教育を推進します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
継続	中学生の海外派遣の実施	3方面(イギリス、アジア、アメリカ)へそれぞれ各校1人の中学生を派遣	継続実施、イギリスとの姉妹都市提携15周年記念事業を実施(平成25年度)		学校教育課
継続	海外からの短期留学生の受入れ	イギリス、インドネシアからの短期留学生を年30人程度受入れ	イギリス、インドネシアからの短期留学生を年30人程度受入れ		学校教育課

(6) 環境教育の充実

環境への理解を深め、できるだけ環境に負荷を与えない生活を送ることが、現代社会においては大変重要となっています。子どもたちが地球環境や身近な環境について学び、環境にやさしい生活の実践力を身につけていくために、各学校において地域特性などを踏まえた環境教育の充実を進めます。

環境に配慮した校舎(断熱材、自然換気装置など)を活用し他教科と連動した環境教育プログラムや、学校における省エネ活動を推進します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	【重点5】 校舎を活用した環境学習プログラムの展開	モデル校での結果の検証・分析	保全改修実施校(39校)及び新設校(3校)で実施		学校づくり推進課 学校教育課
継続	省エネ活動推進事業の実施	全校で事業実施	平成26年度まで事業継続実施		学校づくり推進課

施策 1-6 高い指導力のある教員の育成

学校教育の要は教員であり、教育の質は教員の指導力によるといっても過言ではありません。教育環境が複雑化・多様化する中、学校教育の充実に向け、教員の実践的指導力の一層の強化に取り組めます。また、これからの時代を担う子どもたちを育てていく上で、社会の変化や時代のニーズを把握し、子どもたちへの指導につなげていくことのできる感性・実践力を持つ教員を育てます。

さらに、教員の活動を支援するため、校長のマネジメント力の向上、教育委員会によるサポートなどの体制づくりを進めます。

(1) 教員の指導力向上を図る体制整備

教員の世代交代が進んでいることを踏まえ、ベテラン教員の授業力の継承や、学習指導や生活指導などにおける研究の深化、新たな教育課題への対応なども視野においた教員の教育体制、研修体制の充実を図ります。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
継続	教員対象研修見直し・一覧の作成 (経年者、役職者を対象とした研修の体系化)	研修参加者の満足度 3.7 点 (4 点満点)	研修参加者の満足度 3.8 点以上		学校教育課



(2) 研修の充実

教員が、学校の通常業務を行いながら、負担なく必要かつ適切な研修を受けることができるように、校務システムを活用した研修を進めていきます。また、中堅教員の指導力の更なる向上に向けて、他自治体における先進的な取組を学ぶ研修を実施していきます。このほか、2年経験者研修や講師力量向上講座など教員のキャリアなどに応じたきめ細かい独自研修メニューの実施・改善などを通じ、教員の人材育成に取り組みます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	【重点2】中堅教員パワーアップ研修の実施	—	—	年1回実施	学校教育課
新規	校務システムを活用した教員研修の実施	教育センターでの各種研修の実施	教育センターでの研修に加え、校務システムを活用した研修の実施	—	学校教育課
継続	校内現職教育を中心とした教員研修(教科領域等指導員、指導主事、授業アドバイザーの派遣)	各学校の計画により実施	各学校の計画により実施	—	学校教育課

(3) 校長のマネジメント力の向上

校長が学校や地域、子どもたちの状況などを踏まえ、適切な学校運営や教員の育成を行うことができるよう、研修プログラムを作成し、新任校長研修会・校長研修会を実施するとともに、マネジメントに必要な権限の在り方などの検討を進めます。また、校長裁量による特色ある学校づくりを明確に打ち出し、より効果的な教育活動につながるように、既存事業の計画内容の承認基準や予算配分について見直します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
継続	【重点3】校長対象の研修会の充実	新任校長研修会 年2回、校長研修会 年1回実施	新任校長研修会 年2回、校長研修会 年1回実施、 研修プログラム作成	—	学校教育課
改善	【重点3】校長裁量による特色ある学校づくり事業の見直し・改善	事業実施中	事業の見直し・改善完了	—	学校教育課

(4) 困難な学校諸問題への対応

教員の多くが多忙感を持ち、各種校務や保護者への対応などに追われ、子どもたちに向き合える時間が十分に確保できないという状況が見られます。保護者対応や生活指導などにおいて、教員一人では対応が困難なケースを抱えて疲弊してしまうという状況にならないよう、学校諸問題の解決に向けて適切な支援を行います。また、パルクとよたにおいて、スクールソーシャルワーカー（SSW）の人員を拡大し、困難を抱えた家庭への積極的な支援を進めます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	【重点3】 学校問題解決支援窓口（SAT）の対応の機能強化	問題解消率 90%	問題解消率	100%	学校教育課
拡充	【重点6】 パルクとよたの相談活動の充実	SSW3人	SSW4人		学校教育課



施策1-7 地域と共に歩む学校づくりの推進

学校教育の充実のためには、「地域で子どもたちを育てていく」という共通認識のもと、学校と家庭・地域との連携を密にし、信頼される開かれた学校づくりを目指すことが重要となります。地域と共に歩む学校づくりを進め、保護者や地域の人々の願いを踏まえた教育活動を実践していきます。

学校運営への地域の参画を一層推進するとともに、学校支援地域本部を設置するなど、地域の力を活用した学校支援の取組を推進します。

(1) 地域の学校運営への参画

全中学校区に設置されている地域教育懇談会について、その内容の一層の充実を図り、実効性のある運営を図ります。また、各地域の特性を踏まえた教育が展開されるよう、保護者や地域住民の学校運営への参画を促進します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
改善	【重点3】地域教育懇談会の再考・再編	中学校区ごとに開催	情報連携から行動連携へと発展させていく方策の実施		学校教育課

(2) 学校評価の充実・活用と学校教育の「見える化」

学校評価システムについて、引き続き充実を図るとともに、評価結果を学校運営に生かしていくために、PDCAサイクルの確立などの体制整備を図ります。また、評価結果については取りまとめ、公表し、学校アドバイザー会議などでの検討を行います。このほか、各学校のホームページや学校通信など、様々な媒体を通じた情報発信を充実し、学校教育の状況を家庭・地域に広く周知していく「見える化」を推進します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
継続	学校自己評価の実施	年2回実施	年2回実施		学校教育課
継続	学校アドバイザー会議の実施	学校の実情に合わせ年2~3回実施	学校の実情に合わせ年2~3回実施		学校教育課
継続	ホームページや学校通信・学年通信による情報発信	全校で実施	全校で実施		学校教育課

(3) 地域力を生かした学校支援の推進

地域特性を踏まえ、地域力を生かした学校支援を推進します。現在実施されているスクールガード、各種体験活動や学校ボランティアなどの学校支援活動を更に充実させ、より効果的に運営するために、家庭・学校・地域の三者が一体となった学校支援を促進する学校支援地域本部をモデル校に設置します。また、地域の力を生かして、土曜・放課後学習や文化系部活動の充実を図ります。

このような学校支援活動を支える人材の確保と育成、活動機会と場所の確保、運営資金の管理・運用などの仕組みを構築します。

さらに、新たに学校を建設するに当たっては、地域住民の意見を学校づくりに反映させるため、住民ワークショップ*を開催します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	【重点1】学校支援地域本部の設置	—	小学校3校、中学校1校に設置	小学校3校、中学校1校に設置	学校づくり推進課 学校教育課
新規	【重点1】土曜・放課後学習の実施	—	5か所でモデル実施	5か所でモデル実施	学校づくり推進課 学校教育課
新規	【重点1】市民力を生かした文化系部活動の充実	—	5か所でモデル実施	5か所でモデル実施	学校教育課 学校づくり推進課 生涯学習課
継続	住民ワークショップの開催	学校建築設計時に実施	学校建築設計時に実施	学校建築設計時に実施	学校づくり推進課



施策1-8 学習環境と学校施設・空間の充実

安全安心な教育環境の整備は学校教育の基盤であり、老朽化が進んでいる学校施設の計画的な改修、地域の防災拠点としての学校施設の整備などを進めるとともに、ICT環境などの充実に取り組みます。また、地域との共働を踏まえた学校施設・空間の在り方を検討し、効果的な施設整備の推進を図ります。

(1) 学習環境から見た学校規模適正化の推進

本市は、都市部で人口の増えている地域から、中山間地域で人口の少ない地域まで、様々な地域を有しているため、小中学校の学校規模にも大きな差があり、大規模校、小規模校いずれにおいても、子どもたちの学校生活や学校運営の面で課題が生じています。過大化解消のため（仮称）第2浄水小学校の建設を進めるとともに、適正規模外の学校がある全学区に学習環境改善委員会を設置します。また、県立三好養護学校においても、過大化解消のための方針を決定し、取組を進めます。

今後の人口動向などを見極めながら、子どもたちの望ましい学習環境を確保するため、学校規模適正化に取り組みます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	子どもたちの学習環境改善委員会の設置	学習環境改善委員会の設置に向けて協議	適正規模外の学校がある全学区に学習環境改善委員会を設置		学校づくり推進課
拡充	大規模校解消のための新設校の建設	(仮称)第2浄水小学校の建設実施設計完了	(仮称)第2浄水小学校開校(平成26年度)		学校づくり推進課
継続	県立三好養護学校の過大化解消に向けた方針の検討と取組の推進	検討中	方針決定とその方針に基づく取組の実施		教育政策課 学校づくり推進課

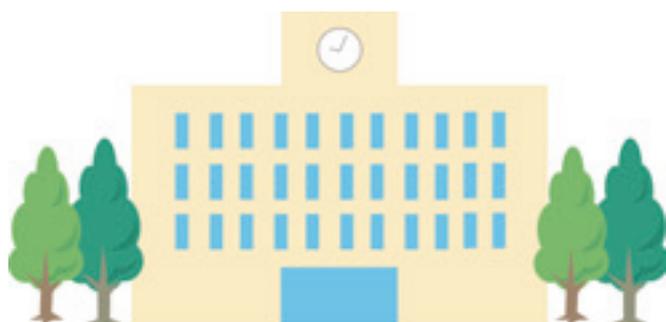
(2) 快適で豊かな学校施設整備

子どもたちが快適に学習できるよう、夏の暑さ対策として、緑のカーテンなどのソフト対策と扇風機を設置する教室を増やすなどのハード対策を複合的に実施していきます。また、環境に配慮した校舎整備や学校と公共施設の複合化など、地域との連携を促す施設整備や、子どもたちが安全に登下校できるように、通学路整備を進めます。さらに、新学習指導要領の本格実施に伴い、理科の実験や観察などに必要な重点備品の充実を図ります。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	【重点5】環境に配慮した校舎整備の展開	モデル校の効果検証	保全改修実施校(50校)及び新設校(3校)で実施		学校づくり推進課
新規	学校と公共施設の複合化	新設中学校と交流館の建設設計	新設中学校と交流館の建築		学校づくり推進課
拡充	教室への扇風機設置	全小中学校の普通教室に扇風機設置(約5,600台)	全小中学校の特別教室に扇風機設置(約4,500台)		学校づくり推進課
拡充	通学路整備の推進	安全のみどり線を全要望箇所に設置	安全のみどり線を全要望箇所に設置、補修工事の実施		学校教育課
拡充	理科備品の充実	重点備品の充足率* 小学校 55% 中学校 77%	重点備品の充足率 小学校 78% 中学校 88%		学校づくり推進課

※重点備品の充足率 = 重点備品の保有数 / 重点備品の必要数



(3) 学校施設における情報環境の整備

情報教育の推進、教職員の校務の効率化などを進める上で、学校施設の情報環境の整備は不可欠です。校務システム第三次稼動（名簿連携・備品管理など）に向けた計画を立案・実施するなど、学校におけるネットワーク環境や情報通信端末の整備を推進するとともに、使いやすい情報機器・ネットワークとしていくための管理運用体制を充実します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	職員用情報通信端末・ネットワークの整備(校務系)	校務システム第二次稼動の円滑な推進	校務システム第三次稼動(名簿連携・備品管理など)に向けた計画の立案・実施		学校教育課
継続	校内LAN系ネットワーク・コンピュータ教室整備(授業系)	パソコン教室の機器更新・ネットワーク整備	パソコン教室の機器更新・ネットワーク整備		学校教育課

(4) 計画的な保全改修の実施

老朽化している学校施設・設備を中心に、施設保全改修工事、トイレ再整備工事など、引き続き計画的な保全改修を進めます。なお、進捗が遅れている現状を踏まえ、特にトイレ再整備工事までの対応として、トイレの悪臭対策(清掃業者による清掃)に取り組みます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	施設保全改修工事の実施	19.5%(17校/対象87校)	82.8%(72校/対象87校)		学校づくり推進課
拡充	トイレ再整備工事の実施	12.6%(97か所/対象768か所)	34.2%(263か所/対象768か所)		学校づくり推進課

(5) 学校の防災・防犯機能の向上

地域の防災拠点としての役割も見据え、学校施設の防災力の向上を進めます。学校施設の構造体の耐震化は既に完了していますが、昼間の停電時に電力供給できる自立型太陽光発電システムの設置、非構造部材の耐震化など、引き続き、防災機能の充実に取り組みます。

また、学校の防犯機能の向上を進めていくため、防犯カメラの設置に続き、インターホンの設置などを計画的に実施します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	【重点5】自立型太陽光発電システムの設置	—(通常の太陽光発電設備は小学校7校、中学校6校に設置済み)	小学校2校、中学校1校に新設		学校づくり推進課
新規	【重点5】非構造部材の耐震化	—	全校で耐震化実施		学校づくり推進課
拡充	インターホンの設置	中学校17校設置	全中学校に設置		学校づくり推進課

(6) 給食調理環境の整備と施設延命化の推進

老朽化した給食施設について、整備計画に基づく改築整備及び予防保全型修繕などを計画的に行い、食の安全性と給食運営の安定性を確保していきます。また、改築整備する給食施設の事業手法を決定するとともに、アレルギー対応食の全市実施に向け取り組みます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	北部給食センターの改築整備	統廃合計画及び事業手法の検討	事業手法の決定(平成27年度)		保健給食課
拡充	アレルギー対応食の提供	東部給食センターの所管校へ提供	アレルギー対応食全市実施計画の策定完了		保健給食課
継続	給食施設の計画的修繕の実施	施設の点検状況に基づいた修繕計画の修正と修繕の実施	施設の点検状況に基づいた修繕計画の修正と修繕の実施		保健給食課

2 生涯学習・次世代育成分野

【基本目標】 市民が生涯を通じて育ち合う環境づくり

市民一人ひとりが、生涯にわたっていつでもどこでも自由に学び、学んだことを地域や社会に生かして豊かな生活を築くことができるよう、市民、学校、企業、行政の共働により生涯学習環境の充実に取り組みます。

特に、親、地域など子どもを取り巻く人々が互いに助け、支え合いながら、育ち合う関係を構築する中で、子どもにやさしいまちづくりを推進し、家庭・地域の教育力の向上や青少年の健やかな成長を支援していきます。

また、本市の特長であるものづくりについて、様々な地域資源、人材を更に有効活用し、学校や地域におけるものづくり教育の充実に取り組みます。

【施策体系】

施策2-1 生涯学習の 推進・支援

- (1) 交流館の運営・整備
- (2) 地域人材の育成と地域参画の促進
- (3) 中央図書館の多機能化と地域の情報拠点づくり
- (4) 子ども読書活動の推進

施策2-2 家庭・地域の 教育力の向上

- (1) 家庭教育支援情報の集約・発信
- (2) 親育ちのための学習支援
- (3) 親育ちのための交流の促進

施策2-3 青少年の健やかな 成長と自立に向けた 支援

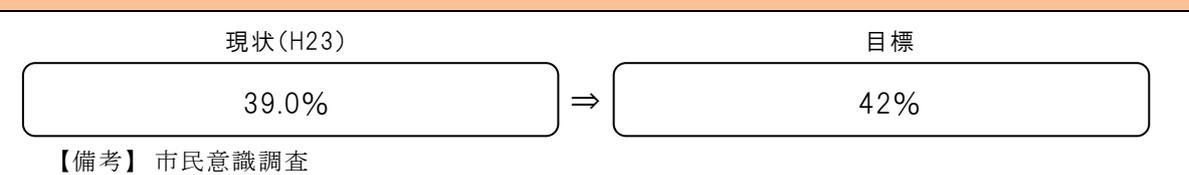
- (1) 主体的で自立した青少年の育成支援
- (2) 自立への一歩を踏み出せない子ども・若者への支援

施策2-4 ものづくり文化の 醸成

- (1) 学校におけるものづくり教育プログラムの更なる拡充
- (2) 系統的なものづくり事業の構築と普及
- (3) ものづくり事業を推進するための仕組みづくり

【成果指標】

生涯学習を行っている市民の割合



家庭の教育力に満足している市民の割合

現状(H23)	目標
25.0%	30%
【備考】 教育に関するアンケート調査(市民)の「満足」「ほぼ満足」の割合	

地域の教育力に満足している市民の割合

現状(H23)	目標
14.0%	20%
【備考】 教育に関するアンケート調査(市民)の「満足」「ほぼ満足」の割合	

地域の活動に参加している児童生徒・市民の割合

現状(H23)	目標
小学生:89.7%	95%
中学生:75.0%	80%
高校生:11.8%(H20 参考値)	15%
市民:45.8%	50%
【備考】 小学生・中学生:教育に関するアンケート調査(小学生、中学生)の「できる限り多く参加している」「時々参加している」の割合	
高校生:子ども総合計画に関する市民意向調査(高校生)の「参加している」の割合	
市民:市民意識調査の「よく参加している」「ときどき参加している」の割合	

ものづくりに興味がある児童生徒の割合

現状(H23)	目標
小学生:(現状値なし)	40%
中学生:(現状値なし)	30%
【備考】 新規調査予定	

図書館の入館者数・利用者数

現状(H23)	目標
中央図書館入館者数 820,752 人 (H20~23 年度平均 868,967 人)	900,000 人
交流館等図書室貸出利用者数 419,858 人 (H20~23 年度平均 410,471 人)	500,000 人
【備考】 担当課集計	

施策2-1 生涯学習の推進・支援

市民のライフスタイルや価値観が多様化し、学習に対するニーズも多様化・高度化して、生涯学習の場は、家庭生活、地域活動、就労、余暇など様々なところに広がっています。

こうした中、交流館を人づくり・地域づくり・生きがいづくり・地域活動の担い手づくりの拠点と位置付けて、運営・整備します。また、生涯学習施策については、特に、地域人材の育成と地域参画を促進し、地域における知の循環の仕組みづくりに取り組みます。中央図書館については、子どもからお年寄りまで「知りたい」という要求に素早く確実に応えていく、そして、人生の様々なライフステージにおいて、学習、ビジネス、趣味、娯楽など目的に応じて、利用できる「心の安らぐ空間」を提供していきます。

(1) 交流館の運営・整備

交流館は、市民の参画・市民間の交流・連携につながる事業運営に向けて、また、地域の特色を生かした運営を進めるため、運営体制の見直しを進めます。

また、学校・交流館での共用利用を考慮した施設整備を検討します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	交流館の整備	整備が必要な交流館 2 館	2 館整備完了		生涯学習課
改善	交流館運営体制の見直し	—	3 館で運営体制の見直し		生涯学習課

(2) 地域人材の育成と地域参画の促進

市民の自主自立した生涯学習を支援するため、市民企画講座の開催の支援や、連携促進・助言・情報提供などを行います。また、本格的な学習を提供する機会として、高等教育機関*との共催による成人講座を開催します。このほか、地域における知の循環拠点として、交流館における地域講師の育成など、地域人材の育成に取り組みます。さらに、将来の地域活動の担い手として子どもや青少年の利用促進を図るため、地域活動への参画や居場所づくりなど、子どもに開かれた交流館づくりを進めていきます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	市民企画講座の開催	21 交流館で実施 (年 82 講座、年 4,205 人)	27 交流館で実施 (年 90 講座、年 5,900 人)		生涯学習課
拡充	高等教育機関との共催による成人講座の開催	年 5 講座実施 (年 156 人)	年 6 講座実施 (年 190 人)		生涯学習課

(3) 中央図書館の多機能化と地域の情報拠点づくり

中央図書館は、市民の知識・文化・情報を後世に伝えるために資料を収集・提供・保存し、市民にやさしく、誰もが気軽に利用できる図書館を目指します。

効率的・効果的な運営を図るため、ICタグ（電子荷札）の導入による貸出・返却・予約の自動化を進めます。また、高齢者や障がい者も気軽に利用できるように、高齢者向けの資料を集めたコーナーの新設や障がい者サービスコーナーの充実に取り組みます。

各交流館等（ネットワーク館）図書室においては、地域の方によるボランティア活動を充実させ、地域の力を活用した運営を進めていきます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	ICタグ（電子荷札）導入による貸出・返却・予約の自動化	バーコード装備による図書館システムで管理運営	ICタグを活用した図書館システムの構築		図書館
新規	高齢者向けコーナーの新設	高齢者（65歳以上）の中央図書館登録率 31.6%	高齢者（65歳以上）の中央図書館登録率 40.0%		図書館
拡充	交流館等（ネットワーク館）図書室へのボランティア育成	地域のボランティアが活動している交流館等図書室 13館	地域のボランティアが活動している交流館等図書室 26館		図書館
継続	障がい者サービスコーナーの利用促進	郵送貸出サービス利用者 年 2,161人	郵送貸出サービス利用者 年 4,000人		図書館



(4) 子ども読書活動の推進

子どもたちに、夢を持って主体的に生きる力（自立心）を培うことができる魅力ある図書館を目指します。

家庭における読書環境づくりを促進するため、子ども読書活動推進事業として、乳児を対象にしたブックスタート事業の充実や「テレビを消して本を語ろう」の日の促進に取り組みます。また、小中高校生の読書量と本の活用能力の向上を図るため、図書館を使った調べる学習コンクールやどくしよ甲子園への参加を目指した調べ学習の充実に努めるとともに、ティーンズコーナーの推進などに取り組みます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	ティーンズコーナーの推進	蔵書数 3,622 冊、 13 歳以上 18 歳以下の年間平均貸出冊数 5.3 冊	蔵書数 8,000 冊、 13 歳以上 18 歳以下の年間平均貸出冊数 7.0 冊		図書館
継続	ブックスタート事業の充実	家庭で週 3 日以上、読み聞かせている保護者の割合 42.0%	家庭で週 3 日以上、読み聞かせている保護者の割合 50.0%		図書館
継続	「テレビを消して本を語ろう」の日の促進	子どもに対する読書習慣形成へ努力している保護者の割合 28.8%	子どもに対する読書習慣形成へ努力している保護者の割合 40.0%		図書館
継続	調べ学習の充実	調べる学習コンクール・どくしよ甲子園への参加者 0 人	調べる学習コンクール参加者 年 10 人、どくしよ甲子園参加者年 10 組		図書館



施策 2-2 家庭・地域の教育力の向上

子どもの健やかな成長発達のために、親が子育てを通じて成長することができるように、親育ちを支援します。また、保護者相互の学び合いを促したり、地域からの協力を得たりして、子どもの育成について社会全体で学び合いながら、育ち合う関係をつくっていく環境を整えます。特に、家庭教育支援情報の集約・発信、親自身の家庭教育学習の支援、親育ちのための交流の促進などに取り組みます。

(1) 家庭教育支援情報の集約・発信

様々な部署で実施されている家庭教育に関する取組を集約し、子どもの年齢別にまとめ、ホームページ、スマイルおやこキャンペーン、チラシ、出前講座などを通じて、市民に伝わりやすい方法で取組の情報を提供します。また、情報の届きにくい保護者や、家庭教育への関心を高めて欲しい保護者などに対して、家庭教育の必要性を効果的に啓発できる方法を研究し、啓発映像・資料などを開発します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	【重点6】家庭教育関連情報の集約と提供	—		情報提供	次世代育成課
新規	【重点6】啓発資料の研究・開発	—		啓発資料の活用	次世代育成課



(2) 親育ちのための学習支援

小中学生の保護者に対し、子どもとの関わり方のアドバイスや市の子育て支援策の情報を掲載し、子どもの成長及び親育ちの経過を記録できる（仮称）家庭教育手帳を作成します。その活用機会の設定や関係団体に協力を働き掛けるなど、様々な機会を通じてその活用を図ります。

また、小中学生の保護者などが実施する家庭教育講座について、運営の相談や情報提供、運営経費の助成など、開催に向けた支援を行うほか、親育ちのための家庭教育の学習機会・情報提供を促進するため、交流館講座を開催します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	【重点6】(仮称)家庭教育手帳の作成・活用	調査・検討		全児童生徒の保護者に配布	次世代育成課
拡充	自主的な家庭教育講座の開催支援	年 20 講座の運営経費を支援		年 40 講座の運営経費を支援	次世代育成課
継続	交流館での家庭教育講座の開催	26 交流館で実施		全交流館で実施	生涯学習課

(3) 親育ちのための交流の促進

保護者・地域住民・学校などの協力を得ながら、例えば、子育ての先輩保護者から子育てに関する話を聞くなど、地域の保護者が気軽に集い、子育てに関する情報交換や相談をする機会づくりに取り組みます。

また、青少年健全育成推進協議会や地区青少年育成部会などによる親育ちのための支援をより一層進めます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	【重点6】(仮称)親育ち交流カフェの開設	—		27 地区で実施	次世代育成課
継続	青少年育成団体等による親育ちのための支援	各地区や団体などによる活動		各地区や団体などによる活動	次世代育成課

施策 2-3 青少年の健やかな成長と自立に向けた支援

青少年が、様々な体験や交流を通じて、主体性や自立心を育みながら成長できるように必要な支援や環境づくりを行います。

特に、高校生以上の年代の青少年が、社会参加活動や自主的な活動、新たな交流ができるきっかけづくりや場づくりを進めます。

また、ニート・ひきこもりなど、困難を抱えた子ども・若者が自立に向けて一歩を踏み出せる機会をつくり、一人ひとりの状況に合った支援をします。

(1) 主体的で自立した青少年の育成支援

青少年の現状・課題に即した青少年育成・活動の推進に向けて、市の拠点施設である青少年センターについて、必要な事業・運営体制・施設設備を一体的に検討し、再整備を図ります。その中で、青少年の社会参加支援、青少年課題に対応した自立支援、青少年の自主活動の支援の充実や、関係機関との連携強化、特に高校生以上の受入体制の充実などを図ります。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	【重点7】施設のソフト機能の見直しを含めた青少年センターの再整備	調査・検討		新・青少年センターの供用開始	次世代育成課
拡充	【重点7】青少年育成プログラムの再編	社会参加/リーダー養成/青少年団体ネットワークプログラム 年5事業実施		社会参加/リーダー養成/青少年団体ネットワークプログラム 年10事業実施	次世代育成課



(2) 自立への一歩を踏み出せない子ども・若者への支援

ニート・ひきこもりなど困難を抱える子ども・若者や家族の相談に対応し、各種訓練、グループ活動、セミナー参加、カウンセリングなどを通じて就労、自立に向けた知識・技術を習得することを支援する(仮称)自立支援サポートステーションを開設・運営します。

また、このような子ども・若者の自立を総合的、包括的に支援するため、青少年育成、保健、医療、福祉、雇用などの関係機関・団体などで構成する(仮称)自立支援地域協議会を設置します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	【重点7】(仮称)自立支援地域協議会の設置	—		設置・運営	次世代育成課
拡充	【重点7】(仮称)自立支援サポートステーションの開設	自立支援相談会 月2回 開設に向けた研究・検討		相談窓口の常設 開設・事業運営	次世代育成課



施策 2-4 ものづくり文化の醸成

ものづくり体験を通して子どもたちの感受性や創造性を育み、今後の学習や生活に生かすことができる知恵や能力を育てるため、ものづくり事業に取り組みます。ものをつくることの大切さ、楽しさを学ぶ場を創出し、子どもたちにもものづくりへの興味・関心を高めるための教育を更に拡充するとともに、ものづくりを系統的に学ぶ事業を構築します。

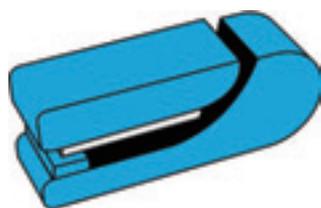
ものづくり技術を持った市民の力を得て、子どもたちのものづくり活動を支えるとともに、地域でもものづくりを活用したコミュニティを育成するなど、ものづくりを推進するための仕組みの充実を図ります。

(1) 学校におけるものづくり教育プログラムの更なる拡充

学習指導要領に基づいて、各教科で取り組むものづくりの部分でプログラムを改定・新設します。また、小学校5・6年生対象のプログラムを開発し、小学校1～6年生を対象に、ものづくり教育プログラムを実施し、学校におけるものづくり教育プログラムの更なる拡充を図ります。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	【重点8】 学校でのものづくり教育プログラムの拡充	小学校 1～4 年生を対象にしたプログラムを年 37 校で実施	小学校 1～6 年生を対象にしたプログラムを年 35 校以上で実施		生涯学習課



(2) 系統的なものづくり事業の構築と普及

ものづくり事業を「生活の中にもものづくりを取り戻す事業・地域でもものづくりにふれる場所づくり事業」「ものづくりの楽しさや価値に気づき、興味・関心を高めるための事業」「ものづくりにじっくり取り組み、ものづくりを追究するための事業」の3つの段階に整理し、系統的に体験し学ぶことができるような事業を構築していきます。

まず、生活・地域の中でのものづくりとして、親子ものづくり講座の充実、放課後児童クラブやPTA・コミュニティ活動などでのものづくり活動を支援していきます。次の段階として、小学校でのものづくり教育プログラムの実施、職業意識に結び付けるものづくり講座の開催、とよたものづくりフェスタの充実を図ります。さらに、ものづくりを追求する事業として、子どもたちがものづくりの達人から基礎技術を学び、その学びを生かして夢のあるものづくりを長期間で取り組むなど、豊田市らしいものづくり講座を実施します。また、ものづくりの価値を実感し、職業意識を自然な形で感じられるような工夫に取り組みます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	【重点8】豊田市らしいものづくり講座の実施	—		年3講座実施	生涯学習課
新規	【重点8】放課後児童クラブ等でのものづくりサポーターによるものづくり活動支援	—		年5団体支援	生涯学習課

(3) ものづくり事業を推進するための仕組みづくり

学校におけるものづくり教育プログラムの更なる拡充や、放課後児童クラブ・子ども会など生活や地域の中でもものづくりに触れる機会を増やすため、ものづくりサポートセンターの機能拡充や、ものづくりサポーターの募集・育成、地区サポーターの設置など、推進体制の充実に取り組みます。

また、市内のものづくり団体や企業などと連携して、とよたものづくりフェスタを開催し、科学やものづくり団体同士の交流を通じた活動の輪を広げる機会をつくりま

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	ものづくりサポーターの増員	106人		160人	生涯学習課

3 文化芸術・文化財分野

【基本目標】 創造的な文化芸術活動の推進と郷土の歴史や文化財の保存・継承

質の高い芸術から、親しみやすいものまで文化施設の中だけではなく、市民に身近な場所や地域社会においても文化芸術に触れる機会を増やし、文化芸術への関心を高めま

す。
そして、一人ひとりが心豊かでしあわせに暮らし、次代を担う子どもたちの育ちを支え、人と人が結び付き、まちを元気にするような創造的な文化芸術活動の推進に取り組みます。

また、ふるさとの宝である歴史や文化財を未来へ継承し、ふるさとの魅力を発信していきます。このような取組を通して、地域に対する誇りと愛着を醸成し、郷土意識の向上を図ります。

【施策体系】

施策3-1 文化芸術と出会う 機会の拡充

- (1) 子どもが文化芸術に出会う機会の拡充
- (2) 市民が文化芸術に出会う機会の拡充

施策3-2 文化芸術活動の 機会提供と質の向上

- (1) 各種鑑賞機会の充実
- (2) 創作・発表機会の充実

施策3-3 文化振興を担う 人材の育成・活用

- (1) 文化芸術を社会貢献につなげる人材育成
- (2) 人材活用の仕組みの構築

施策3-4 文化芸術活動を 支える基盤の整備

- (1) 市民が利用しやすい施設運営
- (2) 文化施設の整備と既存施設の機能保全・拡充
- (3) 情報の収集・発信・活用

施策3-5 歴史の継承と 文化財の保存・活用

- (1) 郷土の歴史の編さん
- (2) 郷土芸能等の保存・継承の支援
- (3) 町並みの保存整備と活用

施策3-6 歴史や文化財への 理解の促進

- (1) 鑑賞・学習機会の充実
- (2) 市民力を生かした普及・啓発活動の推進
- (3) 学校と連携した理解促進
- (4) 博物館機能の強化と再編

【成果指標】

文化芸術に興味がある児童生徒の割合

現状(H23)	目標
小学生:(現状値なし) 中学生:31.5%	40% 35%

【備考】 新規調査予定(小学生)、教育に関するアンケート調査(中学生)の文化芸術に「興味がある」「どちらかといえば興味がある」の割合

鑑賞・見学を行っている市民の割合

現状(H23)	目標
65.0%	70%

【備考】 教育に関するアンケート調査(市民)の過去1年間に鑑賞・見学をした人の割合

文化芸術活動(鑑賞・見学を除く。)を行っている市民の割合

現状(H23)	目標
22.0%	25%

【備考】 教育に関するアンケート調査(市民)の日頃、文化芸術活動を行っている人の割合

地域の歴史に興味がある児童生徒の割合

現状(H23)	目標
小学生:(現状値なし) 中学生:(現状値なし)	38% 33%

【備考】 新規調査予定

豊田市の歴史・文化への誇りや愛着を持つ市民の割合

現状(H23)	目標
40.0%	50%

【備考】 市民意識調査の「持っている」「どちらかといえば持っている」の割合

文化芸術・文化財施設の入館者数・利用者数

現状(H23)

市民文化会館の利用者数
 344,047 人(H20~23 年度平均 362,964 人)
 コンサートホール・能楽堂の利用者数、
 市主催事業の鑑賞者数
 77,293 人、23,944 人
 (H20~23 年度平均 82,639 人、27,796 人)
 美術館の入館者、利用者数
 132,707 人、228,365 人
 (H20~23 年度平均 76,682 人、161,786 人)
 郷土資料館の入館者数
 17,135 人(H20~23 年度平均 17,008 人)
 民芸館の入館者数
 22,789 人(H20~23 年度平均 24,713 人)
 近代の産業とくらし発見館の入館者数
 16,111 人(H20~23 年度平均 15,009 人)

⇒

目標

390,000 人
 88,000 人、28,000 人
 100,000 人、180,000 人
 20,000 人
 27,000 人
 17,000 人

【備考】 担当課集計



施策3-1 文化芸術と出会う機会の拡充

子どもから大人まで、文化芸術に興味を持ち、その興味が深まり、文化芸術を身近なものと感じられるように、文化芸術に出会う機会を充実します。

特に、無限の可能性を持っている子どもの能力を引き出し、感性を磨き、創造力やコミュニケーション能力を育む機会の充実に取り組みます。

(1) 子どもが文化芸術に出会う機会の拡充

学校公演、学校や学年単位で参加する美術館学習やコンサートホール・能楽堂での鑑賞会などを行い、全ての子どもが文化芸術に触れる機会をつくります。

また、コンサートホールや能楽堂において、親子を対象とした体験型公演の充実を図るとともに、美術館で親子参加の体験型展覧会の開催、学校の校外学習、教員を対象とした美術館学習など、多様な機会づくりに取り組みます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	体験型公演の充実	年2事業実施	年5事業実施	年5事業実施	文化振興課
拡充	小中学校を対象とした美術館学習	実施校数 小学校 年5校 中学校 ー	実施校数 小学校 年5校 中学校 年10校	実施校数 小学校 年5校 中学校 年10校	美術館
拡充	小中学校長期休暇期間中の体験型展覧会の開催	夏休み期間中に親子で参加する体験型展覧会の開催	長期休暇期間中に親子で参加する体験型展覧会やワークショップの開催	長期休暇期間中に親子で参加する体験型展覧会やワークショップの開催	美術館



(2) 市民が文化芸術に出会う機会の拡充

コンサートホール・能楽堂や美術館などで解説付きのプログラムを開催するなど、初心者でも楽しめる公演や展覧会を開催します。民芸館においては入門者コースの講座を開設します。

また、出前コンサートを実施するなど、施設の中だけでなく、市民が身近な場所で文化芸術に出会うことができる機会をつくります。美術館では、藤沢アートハウスで大学と連携した美術講座やワークショップを開催して、地域での普及活動に取り組みます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	民芸館講座入門者コースの開設	—	—	入門者コース 3 講座実施	文化財課
新規	藤沢アートハウスでの美術館普及活動	—	—	出前講座 年 5 回実施	美術館
拡充	出前コンサートの拡充	参加者 年 2,500 人	—	参加者 年 5,000 人	文化振興課



施策3-2 文化芸術活動の機会提供と質の向上

市民それぞれの文化芸術に関する興味と関心に基づき、鑑賞、創作、発表など、文化芸術に関わる様々な機会を提供するとともに、市民の文化芸術活動の質の向上を図ります。

鑑賞については、音楽・舞台芸術・美術・民芸などについて、世界的なものと、親しみやすいもの、本市とゆかりのあるもののバランスをとりながら、魅力的な公演や展覧会を開催していきます。創作する喜びや楽しさを通して市民が自己実現を図るとともに、活動の充実へ意欲的に取り組めるよう、様々な分野の発表（展示や公演など）機会を提供します。

（1）各種鑑賞機会の充実

市民文化会館、コンサートホール・能楽堂、美術館、民芸館など文化施設や、市民に身近な場で、各種鑑賞機会の充実を図ります。また、クラシック音楽・能楽鑑賞事業の出演者、芸術家によるワークショップやアウトリーチ*公演などを行うことで、より多くの人々が鑑賞でき、より深く理解できる機会をつくります。

美術館では、親しみやすく、誰もが観たくなるような展覧会を開催します。あわせて、美術を「やさしく、深く、おもしろく」理解することができる事業に取り組みます。

また、公演や展覧会の質の向上のために、調査研究の充実に取り組めます。

○主な実施内容

	実施内容	活動指標		担当課
		現状	目標	
新規	クラシック音楽・能楽鑑賞事業出演者によるアウトリーチの実施	—	年5件実施	文化振興課
拡充	民芸館展覧会の充実	—	現地調査研究 年2件実施	文化財課
継続	魅力ある美術館展覧会の開催	年4期に分けて企画展・常設展の開催	年4期に分けて企画展・常設展の開催	美術館

(2) 創作・発表機会の充実

民芸館講座などの受講者に発表の機会を充実するとともに、交流館など日頃、活動拠点としている施設での発表の機会を充実させます。また、創作活動の成果の向上や今後の活動の充実と深化のため、市民美術展を開催します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	民芸館講座受講者の発表機会の充実	受講者の講座作品展 年1回開催	受講者の講座作品展 年2回開催		文化財課
継続	市民美術展の開催	応募者数 年 371 人	応募者数 年 450 人		文化振興課



施策3-3 文化振興を担う人材の育成・活用

文化芸術は、創造力や感性を育み、人々を引き付ける魅力を持ち、人と人を結び、地域の誇りやアイデンティティとなります。これらの力を社会で生かすために、文化芸術を社会貢献につなげる人材育成や活用の仕組みを構築し、地域の活性化、次代を担う子どもたちの育成などを図ります。

(1) 文化芸術を社会貢献につなげる人材育成

文化芸術の持つ様々な力を社会に生かす人材の育成に取り組みます。そのために、地域資源を積極的に活用して、コミュニティや地域の活性化、まちづくりなどに貢献する文化事業を奨励する制度や、演劇系を始めとした舞台芸術分野での人材育成の実施、民芸館の指導スタッフの育成、美術館の作品ガイドボランティアの増員とスキルアップ研修などを実施します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	【重点9】地域資源を活用した文化事業の奨励	—	25 事業奨励		文化振興課
拡充	民芸館講座指導スタッフの育成	指導スタッフが実施する講座数 1	指導スタッフが実施する講座数 3		文化財課
拡充	作品ガイドボランティアの充実	25 人	30 人		美術館
継続	舞台芸術人材育成事業の実施	文化ボランティア登録数 71 人	文化ボランティア登録数 130 人		文化振興課

(2) 人材活用の仕組みの構築

学校への文化活動者派遣事業について、既存事業の内容の充実、分野の拡大などを通じて、芸術家や地域の文化団体の人材活用の仕組みを構築します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	【重点9】学校への文化活動者派遣事業の実施	体験者 年 2,100 人	体験者 年 4,000 人		文化振興課

施策 3-4 文化芸術活動を支える基盤の整備

文化施設は鑑賞、発表、創作、交流など市民の文化活動を支える重要な社会基盤です。各施設は市民の文化芸術活動を支えるため、専門機関としての役割や機能を充実させ、文化の振興に寄与します。

既存の文化施設の機能を最大限発揮することを目指し、市民が利用しやすい施設運営に取り組むとともに、機能保全やバリアフリー化など適切な改修を行います。新たな施設については、市内既存施設間の連携、機能分担、機能補完、相乗効果を考慮した上で検討・整備を進めます。

(1) 市民が利用しやすい施設運営

鑑賞者、利用者、友の会、モニター、運営協議会などを通じて、様々な市民の意見・要望を把握しながら、サービスの向上に努め、市民が利用しやすい施設運営に取り組みます。

特に、美術館では、夜間美術鑑賞会の開催や閉館日を利用した鑑賞会に取り組むなど、様々なライフスタイルを持つ市民のニーズに丁寧に対応していきます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	閉館日を利用した美術鑑賞会の実施	—		年2回実施	美術館
継続	利用者ニーズに対応したサービスの向上(市民文化会館、コンサートホール・能楽堂)	施設利用に関する条例・規則改正(平成23年12月)	アンケート調査実施、利用者満足度	80%	文化振興課



(2) 文化施設の整備と既存施設の機能保全・拡充

障がいの有無や年齢などにかかわらず、より多くの方が安全で快適に文化施設を利用できるように、市民文化会館・美術館などのバリアフリー化を行います。また、施設・設備の老朽化に対応するため、計画的な修繕を実施するとともに、予防保全の視点から維持管理を検討し、施設の延命化を図ります。

豊田市文化ゾーン基本構想における文化創造拠点施設については、市の財政状況や市民の真のニーズを踏まえながら、施設整備方針の再構築を行います。民芸の森については、民芸資源や自然など生かして、本市の民芸文化を創造する場として整備します。美術館では、収集方針に基づいて、計画的に美術作品の収集を進めます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	文化施設のバリアフリー化・延命化	—	市民文化会館:トイレ・スロープなどの改修、設置 美術館:エレベーター・スロープなどの設置、設備などの延命化		文化振興課 美術館
拡充	民芸の森の整備	整備計画検討中	整備着手		文化財課
拡充	収集方針に基づく計画的美術作品の収集	所蔵作品 3,209 点	継続収集		美術館
継続	文化創造拠点施設の整備方針の再構築	内部協議検討中	施設整備方針の再構築		文化振興課

(3) 情報の収集・発信・活用

文化芸術に関する行事、イベント、講座、人材、施設など様々な情報を収集し、広報、チラシ、インターネット、マスメディアなどを通じて市民に情報提供を行います。

このような文化情報については、文化施設や担当課ごとに情報が分散している側面があるため、文化情報の一元化に取り組みます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	文化情報の一元化	—	市内文化情報の一元化		文化振興課

施策 3-5 歴史の継承と文化財の保存・活用

指定・登録文化財などを保存し、次代へ引き継いでいきます。また、守り伝えられてきた郷土芸能などの活動を支援するとともに、調査や映像を通じて記録保存していきます。

町並みの保存・整備・活用については、市民との共働によって、足助の町並み保存の組織づくりや修理の手引書の作成などに取り組んでいきます。

(1) 郷土の歴史の編さん

平成 18 年度から平成 34 年度までの 17 年計画で進めている新修豊田市史編さん事業では、原始、古代・中世、自然、民俗などの 9 部会に分かれて、様々な調査を行い、市史の編集及び刊行を行います。

また、新しく刊行した市史をテーマにした講座を開催し、編さんした市史の活用を図ります。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	新修豊田市史の刊行	3 冊刊行	17 冊刊行		文化財課
拡充	市史活用講座の開催	年 2 回実施	市史刊行の翌年度に 1 冊当たり 2~3 回実施		文化財課

(2) 郷土芸能等の保存・継承の支援

本市の貴重な財産である地域に残る郷土芸能などを保存・継承していく活動を、補助金交付を始め、各種施策により支援します。また、調査や映像を通じて民俗文化財の記録保存の充実を図ります。

民俗芸能への理解と認識を深め、地域の民俗芸能に参加するきっかけづくりを図るため、民俗芸能を広く市民に見てもらえる機会を設けます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
継続	映像記録の作成	映像記録作成 (年 2 団体)	映像記録作成 (年 2 団体以上)		文化財課
継続	民俗芸能の継承者育成支援と市民に紹介する機会の提供	民俗芸能大会 年 2 回開催	民俗芸能を紹介する機会 年 2 回実施		文化財課

(3) 町並みの保存整備と活用

平成23年度に重要伝統的建造物群保存地区に選定された足助の町並みなどで、円滑な修理・修景事業の実施、町並み保存の住民組織の強化に取り組みます。特に、同地区を代表する商家である旧紙屋鈴木家住宅の保存整備を進めます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	円滑な修理・修景事業の実施	4棟実施		24棟実施	文化財課
拡充	旧紙屋鈴木家住宅の国指定促進・保存整備	重要文化財指定を目指し、調査などを実施		重要文化財指定後、全修復工事の45%実施	文化財課
継続	町並み保存の住民組織の強化	町並み保存中心の活動		町並み保存とまちづくりの活動を一体化するための保存会設置	文化財課



施策3-6 歴史や文化財への理解の促進

歴史や文化財に対する関心を高め、その理解を深めるために、郷土の歴史を調査・研究し、その成果を広く市民に知ってもらおう体験・学習の機会や、文化財に親しむ機会をつくります。

特に、(仮称)ふるさとマイスターなど、市民力を生かした歴史や文化財の普及・啓発活動を推進します。また、資料館などと学校が連携して、未来の豊田市を担う子どもたちがふるさとの歴史や文化財に触れ、学ぶ機会を積極的に創り出していきます。このような取組を基に人づくり・まちづくりの拠点となる施設機能の充実を図ります。

(1) 鑑賞・学習機会の充実

市民が歴史や文化財に触れることができる機会を増やすために、郷土資料館、近代の産業とくらしの発見館などにおいて、体験・学習講座を実施します。また、市民に親しみやすい展覧会に向けて、ギャラリートークを開催します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	展覧会でのギャラリートークの開催	—		年20回実施	文化財課
継続	体験・学習講座の実施	講座 年38回 見学会 年6回実施		講座 年38回 見学会 年6回実施	文化財課

(2) 市民力を生かした普及・啓発活動の推進

歴史講座などの参加者や、地域の歴史に関する調査・研究活動をしている団体など、市民の力を生かし、地域の宝である歴史や文化財を普及・啓発してもらう環境を整えます。

具体的には、ふるさとの歴史や文化財を語るができる人材として、(仮称)ふるさとマイスターを市民の中から公募し、一定の講座などを修了した人を、(仮称)ふるさとマイスターとして認定していきます。そして、講座講師、パネル展示、執筆活動、学習サポーターなど、マイスターによる普及・啓発活動ができる仕組みづくりに取り組みます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	【重点10】 (仮称)ふるさとマイスターの育成と普及・啓発活動の推進	—		マイスター50人認定 マイスターによる普及・啓発活動の仕組みの完成	文化財課

(3) 学校と連携した理解促進

郷土学習スクールサポート事業では、市の文化財（考古資料・文書・遺跡など）を学校教育で活用できるよう、資料館・遺跡見学、出前授業、教材の貸出しなどを行い、学校の授業をサポートします。社会（歴史）の授業だけでなく、国語や図工（美術）、総合的な学習の時間*など様々な場面での活用を図ります。

また、小中学校への具体的なPRの方法を更に充実するとともに、教材キットを拡充し、コンテナ単位の貸出しを行います。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課	
拡充	郷土学習スクールサポートの推進	活用の手引・実践集の作成・配布、歴史教材の貸出し	ワークシートの追加作成・配布、歴史教材キットの貸出し	年16回	年50回	文化財課

(4) 博物館機能の強化と再編

市民がふるさとの歴史・文化財を学び、活動する拠点の整備方針の再構築や地域資料館の再編を行います。その際に、これらの施設が単に文化財を保存するのではなく、市民や学校との共働で、人づくり・まちづくりに寄与するとともに、豊田市の歴史や文化財の魅力を外部に向けて発信していく機能に着目し、その充実を図ります。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	地域資料館の再編	再整備方針の決定	3資料館の再整備実施		文化財課
拡充	歴史継承拠点施設の整備方針の再構築	基本構想素案検討中	基本構想策定		文化財課

4 生涯スポーツ分野

【基本目標】 市民が生涯を通じてスポーツに親しみ、楽しめる社会の実現

誰もが生涯を通じてスポーツに親しみ、楽しめるような生涯スポーツ社会を実現することにより、市民のこころとからだの健全な発達を促すとともに、市民に夢と感動、そして、元気を提供し、明るく豊かで活力に満ちたまちづくりを目指します。

「市民に身近なスポーツ環境の充実」と「高いレベルのスポーツに触れる機会の充実」を施策の柱とし、全国有数のスポーツ環境を有する本市の特性を生かしたソフト事業に重点を置きます。

＜本市のスポーツの定義＞

競技スポーツや学校体育だけでなく、ウォーキングや散歩、外遊びなどの軽い運動、キャンプなどの野外スポーツ、さらに、徒歩や自転車による買い物・通勤などの日常生活における体力づくりや健康の保持増進を意識した身体活動までを幅広くスポーツとして捉えます。

【施策体系】

施策4-1 「する」スポーツの 推進

- (1) 子どものスポーツ活動の推進
- (2) 成人のスポーツ活動の推進
- (3) スポーツイベントの開催
- (4) 競技スポーツの推進

施策4-2 「みる」スポーツの 推進

- (1) 国際的・全国的スポーツイベントの開催
- (2) 身近なスポーツ活動の応援支援
- (3) メディアを通じたみる・きくスポーツの推進

施策4-3 「支える」スポーツ の推進

- (1) 自立に向かう地域スポーツクラブの育成支援
- (2) スポーツ団体の活動支援
- (3) 指導者の養成・整備
- (4) スポーツ情報ネットワークの充実

施策4-4 スポーツ施設環境の 充実

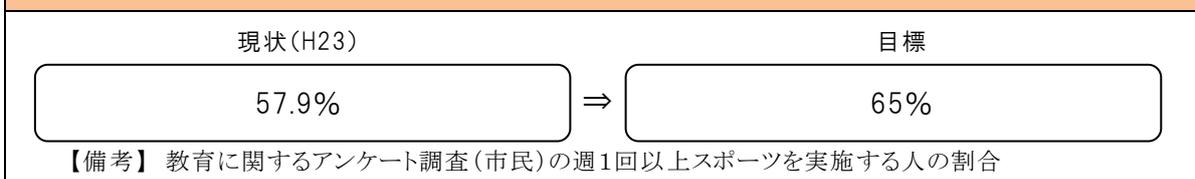
- (1) 施設の拡充
- (2) 老朽化への対応
- (3) 施設管理運営体制の充実

施策4-5 推進体制の整備

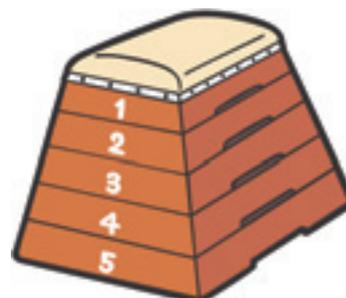
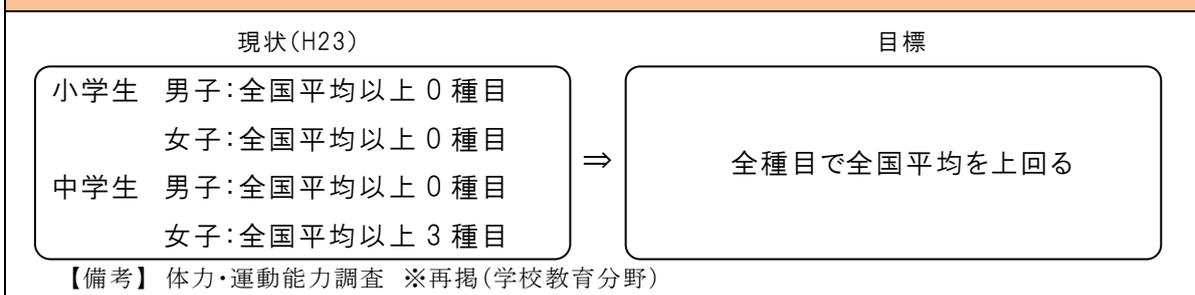
- (1) スポーツ関係団体等の横断的な連携の推進
- (2) 市体育協会の組織体制の充実支援

【成果指標】

成人の週1回以上のスポーツ実施率



新体力テストの平均値



施策4-1 「する」スポーツの推進

生涯にわたりスポーツを楽しめるよう、それぞれのライフステージで、市民一人ひとりの興味や関心にに基づき、継続してスポーツに親しむことができる機会の提供に取り組みます。子どもについては、家庭・学校・地域が連携してスポーツに親しみ、その楽しさを広める機会の充実を図ります。成人については、仕事や育児で忙しい30歳代が気軽にスポーツに取り組める環境づくり、高齢者が健康づくりのために運動能力に合わせてスポーツをする支援などに取り組みます。

また、競技力向上のための環境整備を進め、市民から一人でも多くのトップアスリートを誕生させるための支援を行います。

(1) 子どものスポーツ活動の推進

親子のふれあいを通じた気軽にスポーツに親しむ機会の提供や参加しやすい環境の整備を行うなど、親子スポーツを推進します。

また、遊びの要素を取り入れたコーディネーショントレーニングなど、体を動かすことが苦手な子どもたちも楽しみながらできる基礎体力向上プログラムを提供します。

さらに、多様なスポーツ体験機会の創出に向けて、キッズサッカー教室を始めとした多種目のスポーツ教室の開催、スポーツ少年団活動の充実を図ります。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	【重点11】コーディネーショントレーニング教室の開催	5地区で実施	27地区で実施		スポーツ課
拡充	キッズサッカー教室を始めとした多種目のスポーツ教室の開催	1種目実施	2種目実施		スポーツ課



(2) 成人のスポーツ活動の推進

成人のスポーツ活動を推進するため、ライフスタイル、年齢、運動能力に合わせたプログラムを提供します。特に、気軽にスポーツが取り組めるように、自宅の中でできる居宅スポーツプログラムなどを作成し、インターネットで配信していきます。また、ウォーキング教室の開催やウォーキングコースの整備などにより、ウォーキングについても普及を図ります。

健康づくりプログラムの提供、職場におけるスポーツの奨励など、多様なスポーツ活動の機会づくりに取り組みます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	居宅スポーツプログラム等の提供	—		インターネット配信	スポーツ課
新規	ウォーキング教室の開催	—		12 教室実施	スポーツ課

(3) スポーツイベントの開催

市体育協会を中心として市や各種団体などが協力し、子どもから大人、初心者から上級者まで、多様な市民が気軽にスポーツ活動を楽しめるスポーツイベントの拡充を図ります。特に、豊田マラソン、豊田市スポーツデーの参加者数の増加に取り組まします。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	豊田マラソンの開催	参加者数 年 12,000 人		参加者数 年 15,000 人	スポーツ課
拡充	豊田市スポーツデーの開催	参加者 600 人		参加者 2,000 人	スポーツ課

(4) 競技スポーツの推進

市体育協会、大学、企業などとの連携協定の検討を進め、競技団体・アスリートの育成・活動の支援を行うなど、競技力向上のための環境整備を図ります。また、本市にゆかりのある選手の国際・全国大会での活躍の様子を、各種メディアを通じて紹介するとともに、その功績に対する表彰などを行います。

○主な実施内容

	実施内容	現状	活動指標	目標	担当課
拡充	大学、企業との連携によるアスリートの育成支援	連携の仕組みについて検討中	協定書の締結 2団体		スポーツ課
継続	国際・全国大会で活躍する本市ゆかりの選手の奨励及びPR	表敬・表彰などの実施	表敬・表彰などの実施		スポーツ課



施策4-2 「みる」スポーツの推進

本市は、国際試合が可能なスポーツ施設を有しています。この特性を生かして、競技水準の高い大会の誘致やスポーツイベントの開催などを行うことで、夢と感動を提供し、市民のスポーツへの参加関心を高めるとともに、スポーツ観光の推進を通じてまちの活性化を図ります。

また、地域に密着したメディアと連携するなど、市民が参加する大会や市内に活動拠点を置くチームの情報提供や応援を積極的に進めます。

(1) 国際的・全国的スポーツイベントの開催

国際的・全国的スポーツイベントの開催により、市外からの来訪者を視野に入れたスポーツ観光と都心の活性化や、国際交流・市民交流の促進を図ります。

また、豊田スタジアムやスカイホール豊田などのスポーツ施設を生かし、競技水準の高い国際レベルの大会や全国規模の大会、トップアスリートによるスポーツ講演会など、みる・きくスポーツイベントの誘致・開催に取り組みます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	スポーツ施設を生かした観光の仕組みづくり	おもてなし事業の実施	民間主導による事業拡大		スポーツ課
継続	みる・きくスポーツイベントの誘致・開催	市主催国際試合の開催 年2大会	市主催国際試合の開催 年2大会		スポーツ課

(2) 身近なスポーツ活動の応援支援

「みる」スポーツに対する参加機会の増加に向けて、市内で開催されるスポーツ大会や市内のチーム・選手が出場する大会などについて、地元ケーブルテレビやインターネットを通じて、積極的に発信します。また、本市を活動拠点として活動するチームやアスリートに対して、応援する風土を醸成します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	スポーツ観戦情報の提供	報道機関への資料提供	スポーツ情報 HP・情報コーナーでの情報提供		スポーツ課
拡充	地域に密着したチームの応援	名古屋グランパス戦入場者1試合平均21,296人	名古屋グランパス戦入場者1試合平均25,000人		スポーツ課

(3) メディアを通じたみる・きくスポーツの推進

テレビ、ラジオ、広報誌、新聞、雑誌など、多様なメディアを有効に活用し、市民に夢と感動を提供する機会の充実を図ります。特に、ケーブルテレビのひまわりネットワークや、コミュニティFM放送のエフエムとよた、広報誌の広報とよたなど、地域独自のメディアを有効に活用した情報提供を推進します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	地域独自のメディア等の有効活用	報道機関への資料提供	メディアによるイベント中継 年1イベント		スポーツ課



施策4-3 「支える」スポーツの推進

「する」スポーツを充実させていくためには、指導者やボランティアなど、スポーツを支え、育む人の存在が欠かせません。「支える」スポーツを推進するために、企業や大学などと連携し、スポーツを支え・育む人づくりとスポーツ団体などへの支援の充実を図ります。

地域スポーツクラブについては、自立的な運営を促進する仕組みをつくっていきます。また、スポーツ推進委員やスポーツ団体の活動支援、コーディネーショントレーニングなどの指導者の養成、市民の「する」「みる」「支える」スポーツに役立つ情報の収集・発信に取り組みます。

なお、市内の企業や大学に所属するトップアスリートの技能を地域のスポーツ団体や地域スポーツクラブなどを通じて、地域に還元する仕組みづくりを検討します。

(1) 自立に向かう地域スポーツクラブの育成支援

指導者養成講座、クラブマネジャー養成講座を開催し、地域スポーツクラブの人材養成に取り組みます。また、具体的で柔軟な支援を継続して行う中間支援組織の整備に取り組みます。さらに、自立促進につながる事業助成の整備、評価指標導入による自立指導など、地域スポーツクラブが地域に根ざした継続的な活動が展開できるよう育成支援に取り組みます。

また、地域スポーツに関する地域内の関係機関が集う意見交換会の開催や、地域スポーツクラブ間の交流促進など、様々な団体間の連携を促進します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	【重点11】指導者活用事業 補助制度の利用推進	指導者活用事業 補助金の交付 1クラブ	指導者活用事業 補助金の交付 12クラブ		スポーツ課
新規	中間支援組織の整備	—	体制の確立		スポーツ課

(2) スポーツ団体の活動支援

地域のニーズや環境を踏まえ、地域に根ざしたスポーツ活動を促進するため、スポーツ推進委員の活動の充実を図ります。

スポーツ団体による、子どもを対象とした活動、初心者向けの講座の開催など、地域のスポーツ振興を目的とする活動を支援します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	【重点11】スポーツ推進委員活動の充実	地域活動 月1回	地域活動 月2回		スポーツ課

(3) 指導者の養成・整備

市民の多様なスポーツ活動を支援するために、各種指導者を養成するとともに、様々な場面に指導者を派遣する仕組みを構築します。

特に、地域スポーツクラブの指導者、スポーツ推進委員、教員はもとより、スポーツ少年団指導者など、より幅広い関係者を対象にして、コーディネーショントレーニングの指導者の養成に取り組みます。

また、市民が身近にトップアスリートの指導を受けたり、健康づくりを始めとする専門的なスポーツ指導を依頼できるようにするために、企業・大学などとの連携によるスポーツ指導者派遣制度の確立を目指します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	企業・大学等との連携によるスポーツ指導者派遣制度の確立	—	協定書締結 2 団体		スポーツ課
拡充	コーディネーショントレーニング指導者の養成	対象者：地域SC指導者、スポーツ推進委員、教員、園長・主任	対象者の拡大：保育師、スポーツ少年団指導者、放課後指導員など		スポーツ課

(4) スポーツ情報ネットワークの充実

スポーツに関する情報発信の機会と交流の場として、イベントやスポーツ教室、施設、スポーツ団体、指導者、ボランティアの情報など、「する」「みる」「支える」スポーツに役立つホームページや情報コーナーを設置します。

また、スポーツ施設の利用促進に向けて、利用手続の簡素化などシステムの改善・充実を行います。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	スポーツ情報ホームページとスポーツ情報コーナーの開設	—	ホームページ・情報コーナー開設		スポーツ課

施策4-4 スポーツ施設環境の充実

市民ニーズや市民のスポーツ活動の状況などを把握しながら、既存施設の機能拡充や施設の整備を図ります。特に、市民のスポーツ習慣の形成や継続を支援するために、ウォーキングなど気軽にできるスポーツ環境の充実に取り組みます。

スポーツ施設の管理・運営体制を充実させ、サービスの向上と安全性の確保を図ります。

(1) 施設の拡充

市民が日常のスポーツを楽しみ、ふれあいの場として利用できるよう、身近に施設がない地域・地区における地域型スポーツ施設の整備や既存の体育施設内におけるウォーキングコースなどの整備を進めます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	既存施設の機能拡充	—	ウォーキングコースなどの整備	2施設	スポーツ課
拡充	地域型スポーツ施設の整備	(仮称)梅坪台運動広場整備着手	(仮称)梅坪台運動広場供用開始		スポーツ課

(2) 老朽化への対応

市民が快適に、より安全にスポーツ施設を利用できるよう、公共建築物延命化実行計画に基づき、また、同実行計画の対象外の施設・設備については平成23年度に策定した施設管理方針に基づき、多種多様な施設・設備の不具合箇所の早期発見と修繕に努め、安全安心な環境を提供します。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
継続	施設管理方針に基づく既存スポーツ施設の改修・修繕の実施	施設管理方針の策定	施設管理方針に基づく改修・修繕の実施		スポーツ課

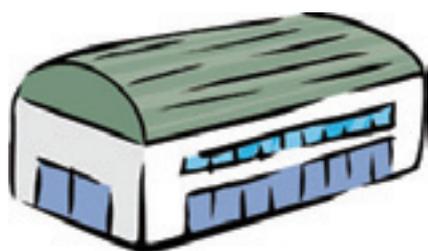
(3) 施設管理運営体制の充実

指定管理者制度の導入施設においては、適切なモニタリング*を実施し、管理運営の効率化とサービスの向上に取り組みます。

施設管理については、日常の施設安全点検を始めとした定期的な点検を実施するとともに、指定管理者を含めた危機管理体制を充実するなど、安全管理の徹底を図ります。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
継続	指定管理者制度の充実によるサービスの向上	CS(顧客満足度)アンケート結果 90点以上…0/6項目	CSアンケート結果	90点以上…6/6項目	スポーツ課
継続	安全安心な施設管理の徹底	定期的な施設点検の実施	上級体育施設管理士資格の取得要件化		スポーツ課



施策4-5 推進体制の整備

多くのトップアスリートを育成している企業や大学、知識・経験・関係団体のネットワークを有する市体育協会などの持つ専門性を活用して施策を推進します。

また、市民を始めとして、スポーツ団体、学校、企業、大学、行政などのスポーツ振興に関わる各主体がそれぞれの役割を果たした上で、連携し協力する体制の整備を推進します。

(1) スポーツ関係団体等の横断的な連携の推進

競技団体、学校、スポーツ推進委員、地域スポーツクラブ、企業、大学などスポーツ関係諸団体の連絡調整会議を設置し、連携を推進します。また、スポーツ関係所管課についても、連絡調整会議を設置し、所管課間の情報共有と連携を図るとともに、必要に応じて関係諸団体の連絡調整会議との連携も図ります。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	連絡調整会議の設置・開催	—	関係諸団体の連絡調整会議、関係所管課の連絡調整会議の設置・開催		スポーツ課

(2) 市体育協会の組織体制の充実支援

市体育協会の知識・経験・ネットワークなどの専門性を活用し、競技スポーツだけではなく、生涯スポーツ分野のソフト事業における市との連携強化を進めます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	市体育協会との連携によるソフト事業の充実	ソフト事業移管検討	ソフト事業移管実施 3事業		スポーツ課

5 教育行政事務分野

【基本目標】 市民に信頼される教育行政の実現

教育に対する多様な要請に的確にこたえていくためには、家庭・学校・地域の教育力を高めていくことが必要で、市民の協力が不可欠です。市民の教育に対する理解や関心を高め、教育行政を身近に感じてもらい、保護者・地域住民などが教育行政に積極的に参加していけるよう、開かれた教育委員会づくりを進めます。

また、教育行政についてよりの確な評価の仕組みづくりと運用を行うなど、一層効果的・効率的な教育行政を推進し、説明責任を果たすことで、信頼される教育行政を目指します。

【施策体系】

施策5-1 市民に開かれた 教育委員会の推進

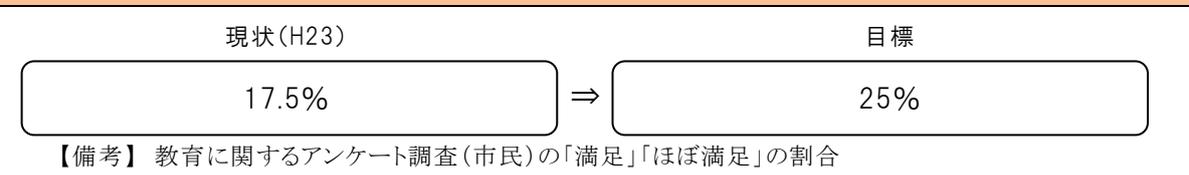
- (1) 教育行政に関する市民参加の推進
- (2) 教育委員会情報の整理・公表

施策5-2 教育行政における 適切なマネジメント の推進

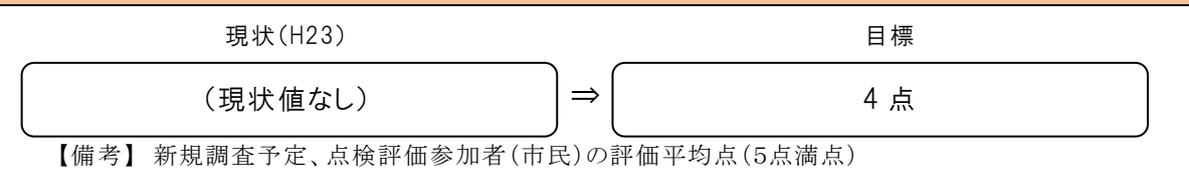
- (1) 教育行政評価制度の推進

【成果指標】

教育行政に係る情報提供に満足している市民の割合



教育行政評価制度に対する市民の評価



施策5-1 市民に開かれた教育委員会の推進

保護者・地域住民と、豊田市の教育に関する情報を共有し、意見交換を行い、その結果を施策に反映していくなど、市民に開かれた教育委員会を推進し、社会全体で教育を進めるという意識を高めていきます。そのために、本市の教育に関する各種情報を整理し、広報・ホームページ・マスメディアなど多様なメディアを有効活用して教育情報を発信していくとともに、パブリックコメント・アンケート・講演会・懇談会など市民が教育行政に参加できる様々な機会をつくっていきます。

(1) 教育行政に関する市民参加の推進

教育行政に関する市民や関係者の現状や考えを確認するため、定期的なアンケート調査の実施や、子どもと教育委員の意見交換会の開催に取り組みます。

また、教育行政計画を始めとした各種計画について、市民の意見を聴く機会としてパブリックコメントを実施するほか、教育委員会の定例会議の傍聴を促進するために開催案内の効果的な周知を図ります。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	子どもと教育委員の意見交換会の開催	—	—	年2回実施	教育政策課
拡充	定期的なアンケート調査の実施	計画策定時(5年ごと)にアンケート調査実施	—	3年ごとに定期的なアンケート調査実施	教育政策課

(2) 教育委員会情報の整理・公表

教育委員会の年報である「豊田市の教育」、点検・評価報告書、教育委員会や各種審議会の議事や資料を引き続き整理し、公表します。公表に当たっては、市民に幅広く伝えられるよう教育委員会だよりやホームページを活用し、魅力ある情報発信に取り組みます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
新規	教育委員会だよりの発行	—	—	年2回発行	教育政策課
継続	計画の進捗状況及び点検・評価結果の公表	年1回公表	—	年1回公表	教育政策課

施策5-2 教育行政における適切なマネジメントの推進

より良い教育行政サービスの提供と、財政負担の軽減を両立し、社会の変化や市民のニーズに対応する効果的な教育行政の一層の推進を図ります。

このため、教育委員会のマネジメント力を強化し、PDCAサイクルを適切かつ着実に運用します。特に、教育行政評価制度に基づいた施策の推進状況を管理し、成果と課題に基づき、取組の方向性を明らかにすることにより、的確に人員・予算を配分し、適切なマネジメントを推進します。また、効率的な教育行政サービスを提供するために、協会公社などの外郭団体との連携強化や、NPOや民間企業への外部委託を推進します。

(1) 教育行政評価制度の推進

教育行政の点検・評価を毎年実施します。重点テーマを始め、点検・評価を特に必要とする事業を抽出し、評価に基づき今後の対応まで方針決定をしていくなど、効果的・実質的な行政評価の推進を図ります。また、実施に当たっては、より多くの市民意見を反映できるように取り組みます。

○主な実施内容

実施内容		現状	活動指標	目標	担当課
拡充	点検・評価における市民意見の反映	1人の市民代表を有識者として依頼	年40人の市民の意見を反映	年40人の市民の意見を反映	教育政策課
継続	点検・評価の実施	年15事業を対象に点検・評価を実施	年15事業を対象に点検・評価を実施	年15事業を対象に点検・評価を実施	教育政策課



第6章 計画の推進

計画は、Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（見直し）のサイクル（PDCAサイクル）を適切かつ着実に運用します。計画の5年間を通して、PDCAサイクルを循環させ、向上させていきます。施策の推進状況を的確に把握するために、総合的な成果を示す成果指標を施策ごとに、取組の実績などを示す活動指標を主な実施内容ごとに設定しています。

1 計画の推進体制

市民、担当部署、教育委員会、有識者など多様な視点から教育行政への評価を行い、その結果を公表するとともに、施策の成果を確認し、改善に取り組んでいきます。

教育行政計画を実行し、評価を行うために、以下のような体制を整備します。

（1）担当部署による推進

教育は市民生活に幅広く関連するため、教育委員会はもとより市役所の各部署と連携を図りながら、担当部署が責任を持って施策を推進します。このため、本計画においては、個々の施策を実施する担当部署を明記し、施策の実現に対する責任を明確化しています。

（2）事務局における推進状況の把握・取りまとめ

この計画を実効性のあるものにするため、取組の進捗状況と成果指標の両面で、事務局において推進状況を取りまとめます。

進捗については、「第4章 重点テーマ」では個々の実施内容の実施スケジュールと活動指標を設定し、「第5章 施策体系」では個々の実施内容について活動指標を設定しています。実施スケジュールや活動指標を基に担当部署による推進状況を、毎年把握していきます。なお、教育行政計画の施策のうち第7次総合計画の実践計画に位置付けられるものは、従来どおり実践計画においても進捗管理を行います。

また、「第5章 施策体系」において、分野ごとに取組の総合的な成果を示す成果指標を設定しています。この成果指標については、これまでの取組の中で定期的に把握できる指標の採用に留意しましたが、既存の取組では把握が難しい指標については、3年に1回程度のアンケート調査を実施するなど、定期的な把握に努めます。

(3) 教育行政計画推進会議（庁内会議）

事務局における推進状況の把握・取りまとめ、教育委員会や点検評価における検討結果を踏まえ、その状況を確認・評価し、その推進に向けて協議する教育行政計画推進会議（庁内会議）を関係各課により組織し、開催します。

(4) 教育委員会議における検討

教育委員会議において、本計画の推進状況について評価し、その推進に向けて協議します。この中で、特に課題のある事業や重点的に協議する事業などを、点検・評価の対象とする事業として選定します。

(5) 点検・評価における検討

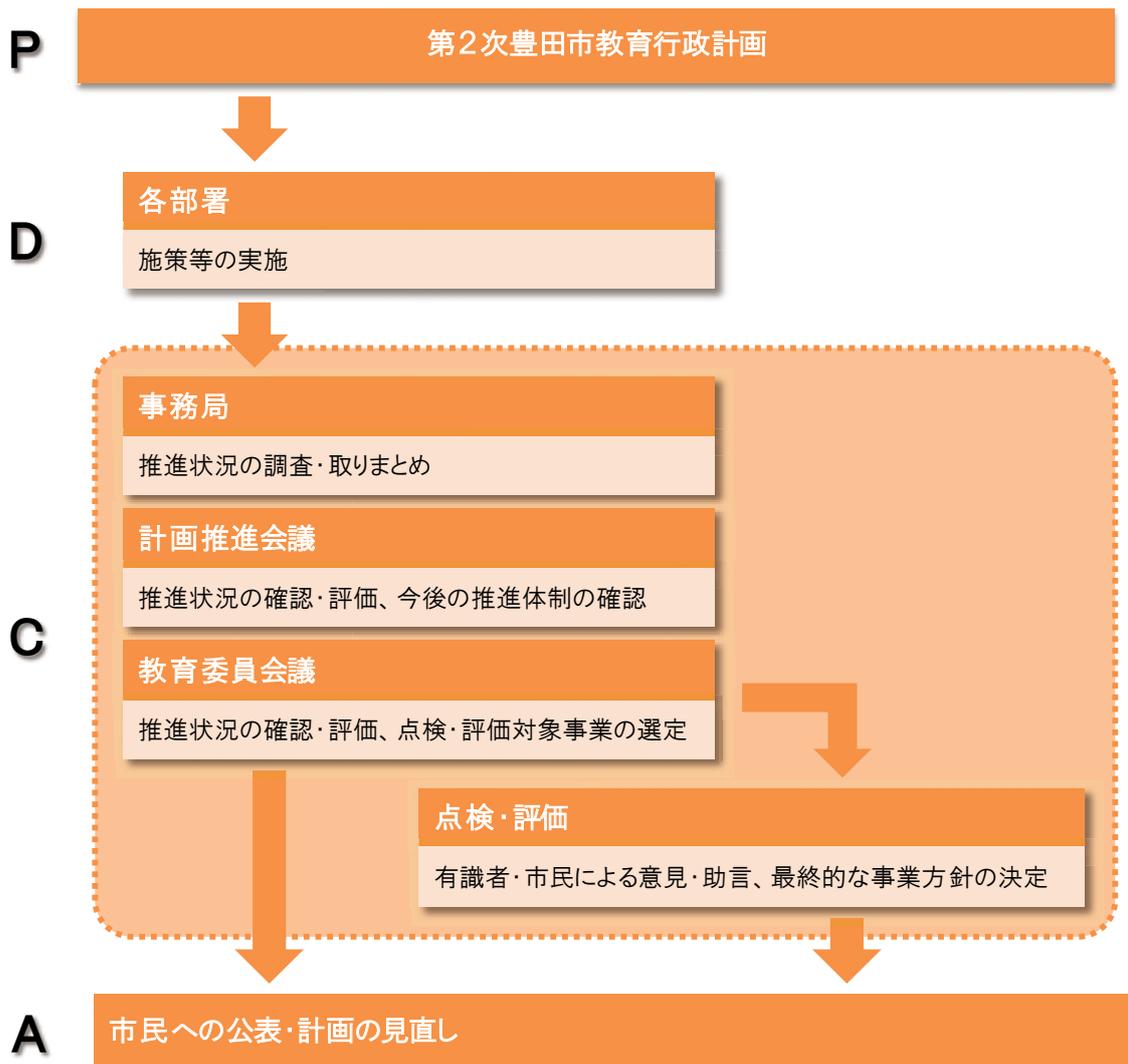
点検・評価では、外部の有識者で構成する有識者事業評価委員会を開催し、教育委員会議において選定した事業について、具体的な意見や助言を行います。この意見・助言を参考に、教育委員による各担当課へのヒアリングや現場視察を通して、最終的な事業方針を決定します。



2 市民への公表

計画の進捗状況や評価指標の達成状況、外部評価の結果などについては、市民に対して定期的に情報を公表します。公表は、教育委員会だより、豊田市ホームページへの掲載などを通じて、市民に分かりやすく、効率的で適切な方法で行います。

図表 6-1 計画の推進



資料編

1 豊田市教育行政計画審議会への諮問書

平成 23 年 8 月 4 日

豊田市教育行政計画審議会
会長 大村 恵 様

豊田市教育委員会
委員長 横山 眞久

豊 田 市 教 育 行 政 計 画 に つ い て （ 諮 問 ）

豊田市附属機関条例（平成 4 年条例第 24 号）第 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり諮問します。

1 諮問事項

豊田市教育行政計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

2 諮問理由

豊田市教育委員会では平成 15 年 3 月に、「多様な市民一人ひとりが、自ら学び、共に高め合う共生共創社会の実現」を基本理念として、教育行政計画を策定しました。以後、わが国の教育においては、平成 18 年の教育基本法の改正を始めとして教育制度の改正が進められ、また本市においても、平成 17 年に市町村合併を行うなど、教育を取り巻く環境が大きく変化しました。このような社会情勢の変化に対応するために、平成 20 年 3 月に教育行政計画の改訂を行い、これまで多くの施策に取り組んでまいりました。

現計画は平成 24 年度で最終年度を迎えますが、今後も教育行政の一層の推進が求められます。これまでの教育行政計画の実績及び本市の現状を踏まえつつ、社会の趨勢にも適応する豊田市の総合的な教育行政計画を広く専門家、市民の意見を反映して策定をするため、審議会に諮問を行うものであります。

3 諮問期間

本日から平成 25 年 3 月 31 日まで

2 豊田市教育行政審議会からの答申書

平成 25 年 1 月 11 日

豊田市教育委員会
委員長 豊田 彬子 様

豊田市教育行政計画審議会
会長 大村 恵

豊 田 市 教 育 行 政 計 画 に つ い て （ 答 申 ）

平成 23 年 8 月 4 日付けで諮問を受けた豊田市教育行政計画の策定について、別紙のとおり答申します。

3 豊田市教育行政計画審議会及びワーキンググループの委員一覧

	氏名	所属団体等	所属 WG
1	上野 泰志 (～H24.4)	教職員代表(根川小学校教頭)	—
	川合 英彦 (H24.4～)	教職員代表(下山中学校教頭)	3・5
2	◎大村 恵	愛知教育大学教育学部 教授	1・3
3	岡田 雅実	市民公募	4
4	小野田 賢治 (～H24.4)	豊田市小中学校校長会 会長(末野原中学校長)	—
	伊藤 一三 (H24.4～)	豊田市小中学校校長会 会長(豊南中学校長)	2・5
5	河野 さゆり (～H24.5)	豊田市 PTA 連絡協議会 副会長	3
	小塚 有加 (H24.5～)	豊田市 PTA 連絡協議会 副会長	3
6	神崎 沙恵	愛知教育大学教育学部3年	3・6
7	菊池 秀夫	中京大学スポーツ科学部 教授	7・8
8	釘宮 順子	フリースペース K 代表	1
9	黒柳 充子	豊田市青少年健全育成推進協議会 副会長	1
10	杉浦 現 (～H24.4)	(社)豊田青年会議所 理事長	—
	小幡 哲生 (H24.4～)	(社)豊田青年会議所 理事長	6
11	鈴木 八枝子	豊田市生涯学習審議会 前副会長	2
12	鈴木 勇二	豊田市子ども会育成連絡協議会 会長	2・4
13	田中 祥雄	豊田市文化財保護審議会 会長	6・7
14	碓 さくら	(公財)豊田市文化振興財団 副理事長	7

	氏名	所属団体等	所属 WG
15	平林 栄子	豊田市スポーツ振興審議会 委員	8
16	深田 逸雄	豊田市民生委員児童委員協議会 副理事長	1
17	○的場 正美	名古屋大学大学院 教授	2・4・5・6
18	宮本 尚道 (～H24.5)	豊田市区長会 副会長兼会計	2・8
	大澤 猛雄 (H24.5～)	豊田市区長会 理事	2・8
19	山本 美由紀	豊田市こども園保護者の会 副会長	4
20	吉井 敏勝	市民公募	5

※50音順 ◎は会長、○は副会長 表中記載事項は委嘱時のもの
(ワーキンググループ名)

- 1 家庭教育力の再生支援WG
- 2 地域が開く教育環境づくりの推進WG
- 3 学校・青少年教育のさらなる充実WG
- 4 幼・こ・小・中の連携・一貫教育WG
- 5 学校ガバナンス力の向上WG
- 6 ものづくり精神や郷土愛の育成WG
- 7 市民の文化活動への支援WG
- 8 市民のスポーツ活動への支援WG

4 豊田市教育委員会附属機関規則

平成4年11月30日
教育委員会規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊田市附属機関条例（平成4年条例第24号）第3条の規定に基づき、教育委員会の附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 附属機関の委員の任期は、別表に定めるとおりとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第3条 附属機関に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、附属機関の会議（以下「会議」という。）を招集し、その会議の議長となるほか、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を行う。

(会議)

第4条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 附属機関の庶務は、別表に定める課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日教委規則第3号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月30日教委規則第9号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

別表（第2条、第5条関係）

附属機関名	委員の任期	庶務担当課名
豊田市教育行政計画審議会	諮問期間	教育行政部教育行政課
豊田市立小中学校区審議会	諮問期間	学校教育部学校教育課

5 豊田市教育行政計画審議会ワーキンググループ設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市教育行政計画の策定のためのワーキンググループに関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 豊田市附属機関条例(平成4年条例第24号)別表第2に定める豊田市教育行政計画審議会(以下、審議会)の補助組織として必要な検討を行うため、ワーキンググループを設置することができる。

(組織)

第3条 ワーキンググループは、審議会委員および、豊田市教育行政計画関係所属職員、教職員により構成する。

(任期)

第4条 ワーキンググループの委員(以下、委員)の任期は、平成25年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 ワーキンググループに会長及び副会長を置く。

2 会長は審議会会長、副会長は審議会副会長をそれぞれもって充て、その任期は委員の任期による。

3 会長は、委員の中から会議毎に出席者を選び、あわせて議長を指名し、ワーキンググループを招集する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

5 議長は、その会議の会務を総理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月27日から施行する。

6 豊田市教育行政計画審議会及びワーキンググループの審議経過

(1) 豊田市教育行政計画審議会

日付	会議名	主な議題
H23.8.4	第1回 豊田市教育行政計画審議会	計画のあらまし、策定体制とスケジュール、アンケート調査の概要
H23.10.21	第2回 豊田市教育行政計画審議会	国や社会の動向、市の教育行政の現状と課題、基本理念
H23.12.20	第3回 豊田市教育行政計画審議会	基本理念、アンケート調査結果、重点テーマ
H24.2.10	第4回 豊田市教育行政計画審議会	経過報告書
H24.5.18	第5回 豊田市教育行政計画審議会	個別ワーキング審議内容、施策体系案
H24.7.27	第6回 豊田市教育行政計画審議会	個別ワーキング審議内容、施策体系案、基本理念等
H24.9.27	第7回 豊田市教育行政計画審議会	基本理念等、重点テーマ、推進体制、パブリックコメント
H24.12.26	第8回 豊田市教育行政計画審議会	パブリックコメント募集による意見と回答、計画案の主な変更点

(2) ワーキンググループ

日付	会議名	主な議題
H23.11.7	総合ワーキンググループ	基本理念
H23.12.8 ～12.9	総合ワーキンググループ	基本理念
H24.4.20 ～5.7	第1回 個別ワーキンググループ (8グループ各1回実施)	重点テーマ
H24.6.25 ～6.29	第2回 個別ワーキンググループ (8グループ各1回実施)	重点テーマ
H24.9.7	総合ワーキンググループ	基本理念等、重点テーマ、施策体系

7 豊田市の教育に関するアンケート調査の概要

(1) 調査期間

平成 23 年 10 月 11 日（火）～30 日（日）

(2) 調査の対象者及び回収数

調査	対象者	配布数	有効回収数	回収率
(1)一般市民調査	19 歳以上の市民	3,701	2,102	56.8%
(2)小学生調査	市内の小学校5年生	1,373	1,349	98.3%
(3)中学生調査	市内の中学校2年生	1,426	1,322	92.7%
(4)保護者調査	(2)(3)の対象者の保護者	2,799	2,512	89.7%
(5)教員調査	市内の公立小中学校の教員	2,126	2,010	94.5%
(6)校長・教頭調査	市内の公立小中学校の校長・教頭	204	201	98.5%

※地域や学校規模が極端に偏ることのないように配慮した。

(3) 調査項目

項目	設問	市民	小学生	中学生	保護者	教員	校長・教頭
あなたご自身について	性別	○	○	○	○	○	○
	年齢	○			○	○	○
	世帯(同居家族)	○	○	○			
	同居している子どもの有無	○					
	子どもとの関係(続柄)				○		
	子どもの通う学校(小学校・中学校)				○		
	住所(中学校区)	○	○	○	○		
	豊田市の在住年数	○					
	職業	○					
	クラスの人数		○	○			
	通算の教職期間					○	○
	勤務先					○	○
	担当教科					○	○
	勤務先の学校規模					○	○
学校教育について							
学校全般	学校生活の満足度		○	○	○		
	学校生活の満足の理由		○	○			
	学校生活の不満の理由		○	○			
	学校に期待する役割	○			○		
	教師に期待すること				○		
	教師が保護者・地域の期待に込えているか					○	○
	学校教育の問題点	○					
	学校運営の上での課題						○
授業	授業の満足度		○	○	○		
	好きな授業・学習		○	○			
	授業中に感じる事		○	○			
	授業に対する子どもの理解度					○	
	児童・生徒の指導で大切と思うこと				○	○	○
	学習指導に取り組む上で感じる事					○	
	習熟度別授業の実施に対する考え				○	○	○
	1クラスの人数について		○	○	○	○	○

項目	設問	市民	小学生	中学生	保護者	教員	校長・教頭
学校教育について							
小中一貫教育	小中一貫教育に対する考え				○	○	○
	小中一貫教育の実施の上で取り組むべきこと					○	○
	中学校にあがるときに不安を感じたか			○			
	小学校と比べて中学校で感じたこと			○			
	小学校のときであってほしいこと			○			
特色ある教育	重点的に実施すべき教育分野	○			○	○	○
	職業を考える上であってほしいこと			○			
	国際化・多文化共生	○			○	○	○
教職員への研修	校外での研修に対する考え					○	○
	研修の充実に対する希望					○	○
給食	給食の満足度		○	○	○		
	給食が満足な理由		○	○	○		
	給食が不満な理由		○	○	○		
家庭や地域の教育力について							
家庭や地域の教育の現状と役割	家庭・学校・地域それぞれの役割	○			○	○	○
	家庭や地域の教育への評価	○			○	○	○
	子どもの伸ばしていくべきこと	○		○	○	○	○
子どもの生活	朝ごはんを食べる頻度		○	○			
	起床時間		○	○			
	就寝時間		○	○			
	学習塾への通学状況		○	○			
	習い事(スポーツ以外)の状況		○	○			
	部活動以外のスポーツの状況		○	○			
	日常生活の状況(時間)		○	○			
家庭の教育力	家族との会話の頻度		○	○			
	家庭の教育力の低下に対する考え				○	○	○
地域の教育力	近所の子どもの会話の頻度	○					
	地域の行事や活動への参加状況		○	○			
	地域活動への参加内容		○	○			
	地域の教育力に対する課題				○	○	○
	学校と地域が連携すべき内容	○					
	学校等と協力・参加したい/してほしい行事・活動	○				○	○
	学校の他目的利用に対する考え					○	○
生涯学習について							
活動	生涯学習の活動の種類	○					
交流館	交流館の利用の有無	○					
	交流館の利用目的	○					
	交流館を利用しない理由	○					

項目	設問	市民	小学生	中学生	保護者	教員	校長・教頭
文化振興や文化財保護について							
興味	文化に関する興味	○		○			
鑑賞見学	鑑賞見学した内容、今後鑑賞したい内容	○					
	今後鑑賞したい内容		○				
	鑑賞見学の頻度	○	○	○			
	鑑賞見学する上で困ること	○					
文化活動	文化活動の内容、今後文化活動したい内容	○		○			
	文化活動の上で困ること	○					
市が取り組むべきこと	市民の関心を高めるためにすべきこと	○		○			
	博物館の必要性	○					
	文化財の保存・活用のためにすべきこと	○					
読書	文芸作品を読む頻度	○					
子どもと文化	郷土資料館等と学校の連携すべき内容					○	○
	子どもと利用したい／授業で活用したい					○	○
	文化・スポーツ施設					○	○
	子どもが鑑賞・見学する上での課題					○	
	子どもが鑑賞・見学するためにすべきこと					○	
スポーツ振興について							
するスポーツ	行った運動・スポーツの内容、今後したい	○					
	運動・スポーツの内容						
	運動・スポーツの実施頻度	○	○	○			
	軽い運動を加えたスポーツの実施頻度	○	○	○			
見るスポーツ	1年以内のスポーツの試合観戦の有無	○					
	1年以内に観に行った試合の実施者		○	○			
	1年以内に観に行った試合の種類		○	○			
支えるスポーツ	1年以内のスポーツに関するボランティア活動の有無	○					
子どもとスポーツ	運動・スポーツの取組状況と満足度					○	
	部活動・クラブに対する意向					○	
教育行政について							
情報化	パソコンを使用できるか		○	○			
	パソコンを使用してできること		○	○			
	インターネットの利用頻度	○	○	○			
	インターネットや携帯電話の利用で不安なこと		○	○	○		
	情報教育で充実すべきこと						○
教育委員会による学校支援	教員の職務の繁忙度					○	
	子どもとの関わり以外の業務で時間を要していること					○	
	教育委員会による学校や先生への専門的な支援で充実すべき内容					○	○
教育情報の提供、市民意見の反映	市内の教育行政の情報入手手段	○					
	教育行政に係る情報提供の満足度	○					
	学校からの情報提供の状況					○	
	教育委員会から提供すべき情報	○					
	市民の意見の反映方法	○					
自由意見		○	○	○	○	○	○

8 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間

平成 24 年 11 月 1 日～11 月 30 日

(2) 提出いただいた意見

214 通 288 件

○意見分類

分類	内容	件数
1 基本理念等	目指す人物像について	3 件
	計画のキーワード(地域ぐるみの教育)について	21 件
2 学校教育分野	教育方針について	15 件
	学力向上について	13 件
	少人数学級について	3 件
	補助指導員について	4 件
	特色ある教育について	4 件
	豊かな心の育成について	3 件
	通学路について	3 件
	特別支援教育について	3 件
	いじめ・不登校について	25 件
	情報化について	4 件
	国際化について	6 件
	教員の質の向上について	4 件
	教員の負担軽減について	4 件
	学校規模適正化について	3 件
学校施設について	5 件	
その他学校教育について	19 件	
3 生涯学習・ 次世代育成分野	読書について	2 件
	家庭教育について	7 件
	親育ち交流カフェについて	4 件
	ものづくりについて	3 件
	その他生涯学習・次世代育成分野について	3 件
4 文化芸術・ 文化財分野	文化芸術について	5 件
	文化財について	1 件
	郷土愛について	2 件
5 生涯スポーツ分野	スポーツ活動について	5 件
6 教育行政事務分野	市民意見の反映について	3 件
	計画の推進について	4 件
	私立学校について	2 件
7 その他	計画書の内容・構成について	13 件
	パブリックコメントについて	6 件
	その他計画について	7 件
	計画範囲外の意見	8 件
	感想	71 件

9 語句説明

※文中に*が付いている語句について、説明しています。

語句	ページ	説明
ALT	13	Assistant Language Teacher の略。日本人の教員を補佐し、英会話などの指導にあたる外国人補助教員。外国人英語指導講師。
ICT	13,16,43,44, 77,91	Information and Communications Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。情報通信技術。
LAN	13,93	Local Area Network の略。オフィスビルや工場敷地内などにおいて、使用されているコンピュータやプリンターなどの情報機器を相互に接続するために敷設された高速データ通信用構内ネットワーク。
NPO	39,59,134	Non Profit Organization の略。政府・自治体や私企業からは独立した存在として、市民・民間の支援の下で社会的な公益活動を行う組織・団体。
PDCAサイクル	46,89,134, 135	Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Action(改善)の4段階の流れを繰り返し、継続的に改善していく手法。
WAN	13	Wide Area Network の略。電話回線や専用線を使って、本社一支社間など地理的に離れた地点にあるコンピュータ同士を接続し、データをやり取りする広域通信網。
アウトリーチ	111	公共ホールや美術館などが、プロのアーティストを学校や地域など市民に身近な場所へ派遣し、ワークショップやコンサートなどを行う普及活動。
生き抜く力	72,76,83	社会が激しく変化する中で自立と共働を図るための能動的・主体的な力。
エコ改修	51,52	通常の校舎改修と併せて、建物の断熱化、日射遮蔽、省エネ型設備機器への更新などの環境対策を行うことで、児童生徒の学習環境の改善や省エネルギー化を図る改修。
学校支援地域本部	40,41,89,90	地域住民がボランティアなどとして、授業や部活動、学校行事の支援、登下校の見守りなど、学校の様々な教育活動を支援する仕組み。
学校マネジメント	46	学校が組織として様々な課題に対処していくため、校長のリーダーシップの下、教職員の役割分担の明確化などを通じて業務を効率化するなど、組織的・機動的な学校運営を実践していくこと。
キャリア教育	12,43,45,72, 84	職場体験学習などを通して実際の仕事を体験し、働くことや職業の意義を学ぶとともに、社会に貢献する人々とのふれあいを通して、自己の生き方を見つめる学習。
共働	12,21,26,40, 72,91,95, 116,119	市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下、対等な関係に立って、相互の立場を尊重し、共に働く・行動すること。

語句	ページ	説明
構造体	12,51,94	建築基準法では主要構造部と定義されており、壁、柱などをいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱やその他これらに類する建築物の部分を除くものとされている。
高等教育機関	97	大学、短大、高等専門学校を指す。
校務システム	13,87,93	児童生徒の出欠・成績・時数・給食・保健などの情報をコンピュータ上で管理したり、メールの送受信や文書の配信・回収をするシステム。
コーディネーショントレーニング	29,67,68, 122,127,128	脳や感覚器を刺激する運動を繰り返すことにより、自分の体を巧みに動かす能力が総合的に身につくトレーニング。
財政力指数	9	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、財源に余裕があるといえる。
社会関係資本	24	信頼に裏打ちされた社会的なつながりや豊かな人間関係。ソーシャルキャピタルともいう。
重要伝統的建造物群保存地区	25,117	伝統的な建造物群及びこの周辺の環境を保存するために市町村が指定する地区を伝統的建造物群保存地区といい、この中から国が選定する価値の高い地区を重要伝統的建造物群保存地区という。
情報モラル教育	84	情報社会の特性を理解するとともに、情報化の負の側面に対応し、適正な活動ができる考え方や態度を教えること。
情報リテラシー	13	コンピュータなどを使いながら、情報をうまく活用できる能力。
スクールカウンセラー	12, 82	児童生徒の心の問題などに関して、専門的な知識・経験を有する者。児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者への助言などを行う。
スクールソーシャルワーカー	54,56,88	教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有し、活動経験の実績などがある者。問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関などとのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく。
スクールファンド	41	学校支援活動のための活動資金。また、その資金を管理運用する仕組み。
総合的な学習の時間	119	児童生徒が自ら学び、考え、解決する能力を育成し、自らの生き方について自覚を深めることを目的として、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を行う時間。国際理解、情報、環境、福祉など幅広いテーマで横断的・総合的な学習をする。

語句	ページ	説明
地域スポーツクラブ	29,67,69, 121,127,128, 131	地域住民が主体的に運営し、スポーツ(運動・遊び)を通して子どもから大人のための体力向上や健康づくり事業を地域に提供するスポーツクラブ。運動する人の裾野を広げ、地域住民が明るく健康に暮らすことを目指す公益的な組織。
知識基盤社会	1	英語の knowledge-based society に相当する語。知識が社会・経済の発展を駆動する基本的な要素となる社会。
デジタル教科書	44,77	教科書がデータ化されているもので、授業ではプロジェクタや電子黒板などに映し出して使用される。各単元の説明文だけでなく、音声や写真、グラフ、動画なども入っており、教員の教材作りの事務軽減や、子どもたちの学習意欲の向上などの効果が期待される。
電子黒板	13	写真や映像などの表示や、タッチパネル式の画面上に書き込みができる機能を持つ黒板。デジタル教科書などを活用した授業を行うことができる。
ニュースポーツ	29	日本において 20 世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツ。一般に、勝敗にこだわらず楽しむことを目的としたものが多く、既存のスポーツを年齢・体力などに応じて改変したものが中心である。
パブリックコメント	31,133	市民と行政のパートナーシップを推進するための取組の一つで、市の基本的な政策などの策定にあたり、その趣旨、目的、内容を公表し、これに対する市民からの意見、情報、専門的知識の提出を受け、出された意見の概要と市の考え方を公表する一連の手続。
非構造部材	51,53,94	建物全体の構造設計・構造計算の対象になる構造体(骨組み)と区分した天井材、照明器具などを指す。
プレスクール	82	外国人の子どもが小学校に早期に適応できるようにするため、小学校入学前の子どもがひらがなや数字など、日本の学校生活について学ぶ場。
メディア芸術	25	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器などを利用した芸術。
モニタリング	130	事業期間にわたり、選定事業者が提供する公共サービスの水準を地方公共団体が監視(測定・評価)すること。
ワークショップ	90,109,110, 111	講義など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学び合ったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイル。



豊田市教育委員会

〒471-8501 豊田市西町3-60

【電話】0565-34-6658

【FAX】0565-35-4551